

(第一類 第二号)

衆議院 第百九十八回国会

務委員會

議錄第十四号

三

第百九十八回国会
衆議院総務員会議録 第四号

平成三十一年二月二十一日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 江田 康幸君

理事 あかま二郎君

理事 小倉 將信君

理事 西銘恒三郎君

理事 奥野綾一郎君

理事 井上 信治君

理事 小林 史明君

理事 高井 崇志君

理事 植屋 敬悟君

理事 木村 次郎君

金子万寿夫君

田野瀬太道君

富樫 烈君

鳩山 達夫君

百武 公親君

佐藤 明男君

高木 啓君

長坂 康正君

山口 俊一君

伊藤 俊輔君

岡島 一正君

中谷 郁太君

日吉 郁太君

本村 伸子君

元君

総務大臣政務官
法務大臣政務官
財務大臣政務官
厚生労働大臣政務官

古賀友一郎君
門山 宏哲君
伊佐 進一君
新谷 正義君

(政府参考人統計局長)
(政府参考人)
(法務省大臣官房審議官)

千野 雅人君
中谷 一馬君
池田 真紀君

神谷 裕君
鶴山 裕君

同日

補欠選任

高木 啓君

百武 公親君

鳩山 二郎君

岡島 一正君

中谷 一馬君

補欠選任

青山 周平君

福田 達夫君

青山 周平君

福田 達夫君

同日

辞任

青山 周平君

福田 達夫君

補欠選任

二月二十一日
委員の異動

辞任

福田 達夫君

内閣府副大臣
総務副大臣
農林水産副大臣
内閣大臣政務官
総務大臣政務官
総務大臣政務官

○江田委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律案、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。
各案審査のため、本日、政府参考人として内閣

官房内閣参事官恩田馨君、内閣官房内閣審議官向井治紀君、内閣府大臣官房審議官小平卓君、内閣府政策統括官増島稔君、内閣府知的財産戦略推進事務局長住田孝之君、内閣府子ども・子育て本部審議官川又竹男君、消費者庁審議官高島竜祐君、総務省大臣官房長武田博之君、大臣官房政策立案室括審議官横田信孝君、大臣官房地域力創造審議官佐々木浩君、大臣官房審議官横山均君、自治行政局長北崎秀一君、自治行政局公務員部長大村慎一君、自治行政局選挙部長大泉淳一君、自治財政局長千野雅人君、法務省大臣官房審議官石岡邦章君、財務省大臣官房審議官小野平八郎君、文部科学省大臣官房審議官矢野和彦君、文部科学省高等教育局私学部長白間竜一郎君、厚生労働省大臣官房政策立案室括審議官土田浩史君、厚生労働省大臣官房審議官本多則恵君、厚生労働省子ども家庭局児童虐待防止等総合対策室長藤原朋子君、農林水産省生産局畜産部長富田寅穂君、林野庁森林整備部長織田央君、経済産業省大臣官房審議官島田勘資君及び環境省大臣官房審議官小野洋君の出席を求めて、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○江田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○江田委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。山花郁夫君。

○山花委員 立憲民主党の山花郁夫でござります。よろしくお願ひいたします。

冒頭、総務大臣に質問したいと思うんですけども、質問の前に、最近というか、ここ、いざさか、地方分権というか地方自治というか、地域主権と言っていたこともありますけれども、そういうふうなことが、まあまあ、ごく普通に言われていつた議論がちょっと低調なのがなという気が、

印象なのかもしません、してなりません。

私が国会に初めて来たときには、ちょうど小泉内閣のころで、これはいい悪いは別です、三位一体の改革とかいて、地方にとつてはちょっとと大変な時代だったと思いますけれども、それについて大変議論がございました。

また、その後、これは、もう一回、地方自治を何とかしなければいけないということで、総理は悪夢のようだと言つていますが、民主党政権のころには地域主権ということでそういう議論をしていたんですねけれども、そのときに比べるとどうなのがなという気がいたします。

総務大臣、首長経験者ということでおざいますので、ぜひ議論をリードしていただきたいなと思

います。

その上で、私ことで恐縮ですけれども、私は、生まれ育ちが東京の調布市というところで、不交付団体であります。全国的に見ると数は余り多くないと思いますけれども、ただ、やはり、不交付団体の比率が、いかにもちょっと少な過ぎるような気が

いう立場からも質疑をさせていただければと思

います。

かつて、私、最初、地方自治なんかを勉強したころには、まだ高校生とかそれぐらいの時期ですと、まだ機関委任事務というのがあって、地方自治といつてもまだ国の下請みたいな仕事をしているのだと、あと、三割自治、四割自治なんといふことも普通に教科書に載つておきました。三割、四割当たり前というと何か眼鏡の量販店のコマーシャルのような、そんな時代でありましたけれども。

ただ、全てではないにしても、その一つの原因といいましょうか要素といいましょうか、これはよく指摘されていることですけれども、仕事の量で見ると、大体、国の方が四で地方の方が六である、四対六だと。ところが、歳入の面で見ると、それが逆転して、国が六で地方が四しかない。それでやはり地方だけのお金でできないよねといふことですが、まあまあ、ごく普通に言われてることですけれども、そうはいつても、地方交

付税というのがあつて、これは地方の自主財源とか固有の財源であるということも言われます。

ただ、一般財源という形で見るとそうなんですけれども、やはり、交付団体と不交付団体とは、創意工夫のインセンティブといいましょうか、これがやはり違うんだろうなと思います。こ

れももう次回に説法ですけれども、例えば、不交付団体が行革をやつて少しお金が浮いたこれを何かに回そうということはできますけれども、交付団体です、行革をやつたのはいいんだけども、基準財政需要額がその分減らされちゃって、交付税もおりてくる額が減つて、余りお金が浮かなかつたみたいなことも、これも間々あることであります。

やはり、本来であれば、六対四と四対六だから、それに全く合うとこういうことが必要なのかどう

かというのは、それはまたちょっと別の議論かと思いませんけれども、ただ、やはり、不交付団体の比率が、いかにもちょっと少な過ぎるような気がしてなりません。

本来であれば、やはりそういう比率をちょっと高めるような方向性ということが必要なのかなと

思いますし、何か交付税で手当てしているから一般財源は確保できていますみたいな議論とはちよつと違つて、今申し上げましたように、地方の創意工夫を生かすという意味では、交付団体の首長さんはちょっと恐縮ですけれども、やはり不交付団体の方がそれによつて何か財政的な工夫をしたりとかという誘因というのが多く働くことがあります。

そういう中で、やはり財政的に自立する、私は非常に大事なことだと思っていまして、まず一つは、やはり地方税ですね、これの充実確保ということ、これはしっかりとやつていかなければならぬわけであります。そういう意味で申し上げますと、税源の偏在性が小さい、税の安定的な地方体系、税収の安定的な地方体系を構築していくといふことが一つ大きな視点だというふうに思いますが、あると思いますし、そういうつた意味でも、

組んでいただきたいと思うわけでござりますけれども、そのあたり、大臣の決意と申しますけれども、所信をお聞かせいただきたいと思います。

○石田国務大臣 山花議員にお答えをさせていただきたいと思います。

不交付団体が少ないということはそこでありますけれども、一方、交付団体、私も交付団体の市長をやつておりますけれども、大変苦労して知恵を働かせてやつたと思っております。決して、交付税措置がなされるから脇を緩めてというつもりはないなかつたと思っています。

例えば、職員の問題にしても、いわゆる、やめられた方と採用のこの不補充なんかも、毎年、私は八年間やりましたけれども、一度としてきちっと対応したことはありません。全部少なく採用するとか、職員の皆さんにもそういう徹底をするとか、あるいは、少ない財源の中でどういうふうにして地域の活力あるいは住民の福祉に資するようにしていくこうか、それは交付団体の首長の皆さん方も絶えず考えておられるというふうに思いました。

例えば、職員の問題にしても、いわゆる、やめられた方と採用のこの不補充なんかも、毎年、私は八年間やりましたけれども、一度としてきちっと対応したことはありません。全部少なく採用するとか、職員の皆さんにもそういう徹底をするとか、あるいは、少ない財源の中でどういうふうにして地域の活力あるいは住民の福祉に資するようにしていくこうか、それは交付団体の首長の皆さん方も絶えず考えておられるというふうに思いました。

それからもう一つは、地方税が充実してもなお税の偏在が残ることに加えて、我が国においては、多くの行政分野において、国と地方の役割分担等が法令等により定められている、そういうことからいますと、一定の行政サービス、それを受けるためには、地方交付税これの機能、制度が非常に重要なというふうにも考えているわけでございます。

今申し上げたような安定的な財政運営を地方団

体が行つていく上では、地方税の充実の問題と、

か、あるわけです。

そして地方交付税総額を適切に確保する
うことによりまして、地方の一般財源総額をしつつ
かり確保して、自治体の運営に支障のないようにな
っていきたいと思っております。

今回の幼稚教育の無償化のこともこの地政計画等々に入ってくるわけですけれども、これについても、ちょっとどうなのかなと思われるところがありますので、まず、その点についてただしてまいりたいと思います。

幼稚教育、保育の無償化に当たりましては、昨
年來、複数回にわたりて、国と地方自治体とで実
務に関する議論を行う機会を設ける、あるいは地
方自治体職員向けの説明会を開催するなど、自治
体の皆様と一緒にになって事務フローなどの整備を
進めてまいりました。

度はまだ国費でということですけれども、そもそもも今回の無償化というのは、国による政策ということで、本来であれば財政的な責任は国ですが、やるべきではないかと私は思うんですけれども、不交付団体については持ち出しになつちやうじやないかという懸念がありますけれども、この

問題がまさに今回課題になるのかと思ひますけれども、先ほど少し触れさせていただきましたけれども、民主党が政権を持つていたときに、私は党の方で地域主権調査会というのがあって、その事務局長を務めておりました。

今の税の偏在性とかあるいは景気の変動の多寡などといふことでいいますと、どうしても、今回話題になつたけれども、私は党の方で地域主権調査会というのがあって、その事務局長を務めておりました。

この幼稚教育の無償化に関してですけれども、もともと、先ほど消費税率の引上げに伴つてということで、当時は三党合意というのがあって、今、我々としてはちょっと前提がおかしくなつてゐるんじゃないのかと思つていますから、今の時点でそれをよしとしているわけではないという前提でお伺いしますけれども、かつて、平成の二十

また、費用負担割合や財政措置につきましては、昨年末、少子化対策担当大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、総務大臣、それから地方の三団体の代表者とでなります教育の無償化に関する国と地方の協議を二回開催するなどによりまして、国から提案した内容で合意に至つたところでござります。

あたりはどのように考えておられるんでしようか。
○川又政府参考人 今般の幼児教育、保育の無償化の財源につきましては、消費税率引上げに伴つて國と地方へ配分される増収分を活用するということとしておりまして、國の責任において必要な地方財源を確保するという方針でござります。

ところで、話題というかテーマになります地方方法人税、法人二税なんかは大きく景気の変動の影響を受けるということがありますが、他方、消費課税をとるには、比較的、幾ら稼げうが、幾ら景気が悪かろうが、どうしてもやはりベースになる消費というのあります。

三年ですけれども、国と地方の協議の場というところで、消費税率一〇%に引き上げるという際に、国と地方の配分割合ということを四回にわたりて議論いたしまして、協議、決定をしたということがあります。そういう中で、地方の取り分はこれだけよということで、当時、知事会からも

さるに、昨年末、国と地方のハイレベルによる協議の場を設置をいたしまして、今後とも地方と議論を継続していく、実施していくこととしております。

さらには、初年度に要する経費につきましては、不交付団体も含めまして全額国費による負担とすること、あるいは、初年度の導入時に必要な事務費、システム開発費等につきましても全額国費による負担とすることなどの措置を講じております。

また、ある程度、やはり都市部とそうでない地域ですと、物価の問題もあるのかもしれないが、やや、やはり都市部の方が高いとはいって、在性ということでいうと、そこは比較的少ないものですから、消費税率の引上げをするに伴つて、そこは消費税、地方の取り分を少し高めようよ

非常に高く評価をいたいただということは記憶しているんですけども。

やつていただきたいということを要望させていた
だきたいと思います。

先ほど、国の負担割合と地方の負担割合の話を
いたしましたけれども、別に答弁は要らないの
で、大臣、ちょっとこれは気をつけていただきた
いなと思うことがあるんです。問々あるんです

これらを含めまして、地方の財政負担につきましては、先ほど申し上げました協議の場において、国と地方が協議をした上で合意をした内容でござります。

いうことで取り組んできたわけであります。
ただ、これからちょっと各論の方に入っていきたいと思うんですけども、不交付団体にとつてみると、時として、これも前の大臣のときにも議論させていただきましてけれども、国でやりますよとハッって待ち出しこなつちゃう、国でやります。

趣旨を踏まえた国と地方の協議のあり方に関する
決議ということをしております。

よ、何か国でやりますよと言つておきながらみた
いな話は。

ちょっと古い話になりますけれど、それこそ
小泉内閣のときに、空き交番ゼロ作戦とかいつて
警官をこれだけ増員しますと言つたんだけれど
も、よくよく考えてみると、これは、警官の採用

いうのは、これは平成二十三年のことですから、そのときの地方の前提と今回の話というのは、少なくともやはり違っているはずなんですよ。だからこそ、平成二十三年に幼稚教育の無償化なんという話はありませんでしたから。

よといながら、例えば、国が半分持つて、都道府県が四分の一、市町村が四分の一であるとか、三分の一、一ずつとかいろいろなケースがあるんですけども、そういうことが間々あつて、交付団体のところは、国に聞くと、国というか総務省なんですが、それでも、いや、ちゃんと交付税で手当てしまふみたいな話になるんですが、その分、不交付団体だとこれは持ち出しになっちゃうケースだ

政策立案の際には十分に地方の意見を尊重し、合意形成のうえで施策を遂行されるよう要望する。」
「こうすることも決議をいたしておりますが、今回の
この施策について、事前に市町村との協議といふ
のは十分だつたんでしようか。そのあたりについ
て、どういう認識か伺いたいと思います。これは
内閣府から。

○川又政府参考人 お答えいたします。

というのは都道府県の話でありまして、何か総理が旗を振つていただけれども、結局、負担は地方じやないのよみたいな話ですとか、何かワクチンも、これだけ国でやりますよと言つたけれども、結局、四分の一地方がやるみたいなこともありますて、今回の無償化の話も何かそれに似たものを感じるんですが。

は、一〇に上がったときにこれだけ歳入があるのかなという見込みがちょっと違つてきているのではなくかということ、その先については、つまり一〇に上がった先については、その分、地方にも消費税が入つてくるんだからそこでやつてよね、こういうふうに与れるんですけども、少少とも、ちよつと後で議論させていただきたいと思いますけれども、東京都に関して申し上げます

と、消費税率の引上げによって、増収は一千億円台になるんだろうなという試算がありますけれども、ただ他方、今回、それとは別の措置によって四千億円減収があります。

そういったことから、まあ、お金に色はついていないわけでありまして、そうはいつてもこの分でやれ、こういうことなのかもしれませんけれども、きつちり本当に見合っているのかということは、疑問があるということは申し上げておきたいと思います。

きょうはちょっと、総務委員会ですので、この保育の話についてまた別途議論をする機会があるかと思います。

ところで、先日、ちょっと地元の保育園を経営されている方とお話をし、また、ちょっと地元の市の担当者の方も懸念をしていたんですねけれども、これは、無償化をもしすると新規のニーズを生み出してしまうのではないかというようなことを心配をされていました。

特に、ちょっと後ほど幼稚園のことは聞きたい

と思いますけれども、その幼稚園の経営者の方は、今でもちょっとと園児が集まりづらいというよ

うな状況があるというような話もされておりま

したけれども。

これで、もちろん保育園に入るためには要件がありますからそれはそれとしてなんですかけれども、まず、ちょっとと前提として、現時点では待機児童もまだ解消されていない中で無償化をしてしまふと、新しく、またこれで、ただなら、じや、入ればしようかみたいな形で、新規のニーズをつくり出してしまふのではないかということも考えられますし、これももう既にいろんなところで議論があると思いますけれども、同じお金を使うのであれば、やはり待機児童対策の方に使う方が私は適切ではないかと思います。

つまり、これは、保育園に入れない親御さんか

らすると、先日もニュースでやつてましたが、

もう九件落ちたというようなことでSNS上も上

がっているというような話、ただ他方、入れた人たちはたしかよ、こういう話で、この入れた方と入れなかつた方のところでも非常に不公平感が出てしまうのではないかと思うんです。も地域によって随分差があるんだと思うんです。

実は、今、私の住まいは東京の調布市なんです

けれども、お隣の三鷹市あるいは近隣の地域もま

だ人口がふえていて、若い世代、世帯がふえてい

て、調布もやつと待機児童が二百を切つたかと

思つたらまたちょっと上昇みだということで、

一方で過疎化が進んでいる地域もありますとい

う中で、人によってはそれこそ東京一極集中みたい

な話になるのかもしれませんけれども、ふえてい

るところもあるんですよ。

それで、実は、待機児童といったときに、待機

児童ってどうやって算出している、算出というほ

どの難しい話じゃないと思います。要するに、希

望するという人がいて、それに対して希望がかな

わなかつた人を待機児童としてカウントしてい

るでしようけれども。

実は、党の方で、つながる本部というところ

で、子育ての真っ最中の親御さんから話を聞いた

りとか、あるいは、先日、私も地元でいろいろ話

を聴取すると、そもそも、もう現状入れないこと

がわかつてているので、申請すら諦めちゃつてい

る家庭というのもあるんです。

さつき幼稚園の話をしましたけれども、保育に

欠けるという要件、明らかに共働きなんだけれど

も、幼稚園に預けられるのでそんなに経済的には

逼迫していないんだけれども、じや、幼稚園の送

り迎えはどうしているのよと言つたら、おじい

ちゃん、おばあちゃんがやつてあげているみたい

ね、つまり、そういう家庭も今度対象にはなり得

るわけですよ、三歳から五歳。

数字の上では現時点では上がつてないかもし

れませんけれども、実はそういう潜在的なこともあります。

つまらないお答えなんですかとも思つたかも

うであります。

これは、ある意味、自治体による一種の格差の

是正策だというふうに評価をすることもできるの

ではないでしょうか。

つまり、市民税で、ごめんなさい、市民税は九

十万だ、さつき九万と言つたかもしれないです

ね、九十万円以上というのは、相当な額、担税力

がある方ですから、せめてそういう方については

組んでいるところでございます。

今回の無償化との関係でござりますけれども、今現在、基本的に、既にほんどの子供が認可施設を利用できている三歳から五歳児を対象としておりますこと、また、ゼロ歳から二歳児については住民税非課税世帯に無償化の対象を限定していることから、無償化をいたしましても保育の潜在的ニーズへの影響は限定的というふうに考えております。

待機児童の現状でござりますけれども、二〇一八年四月時点の待機児童は、前年より約六千人減少して、十年ぶりに二万人を下回りました。

子育て安心プランによる必要な保育の受皿三十

二万人分につきましては、二十五歳から四十四歳までの女性の就業率が二〇一二年度末に他の先進

国並みの八割まで上昇しても大丈夫なよう、必要な整備量を推計したものでござります。した

がって、今後さまざまな要因によって保育ニーズの増大があったとしても十分対応可能なものとなつております。

保育の受皿整備につきましては、各市町村が主

体となって取り組んでいた大変な必要があり、引き

続々、子育て安心プランに基づいて、二〇一二〇年

度末までに待機児童を解消できるよう全力で支援

してまいります。

○山花委員 そういうお答えなんですかとも思つたかもしれないであります。

三歳から五歳のところについては限定期制ではない

から、こういうお話をだつたんですけど、すごく、トータルで見るとそういうことが言えるのかもしれないですね、九十万円以上というものは、相当な額、担税力

がある方ですから、せめてそういう方については

これぐらい御負担をお願いしていいのではないですかという話だと思いますし、市民税を余り払う力がない、担税力がないという方についてはこれだけ軽減をしてあげましょう、こういうことがあります。

これは、よその委員会とかでも議論があつて、既に予算委員会でもやられていると思いますけれども、つまり、無償化をするということは、これだけむしろ担税力がある、要するに、負担する能力がある人から取らないことになつて、既にゼロ円で払つていらないという方にとっては、これは何にも裨益をしない、利益を受けないということになつてしまふんですけれども、こういつたやり方が本当に適切なんでしょうか。

そもそも、こういう、自治体で所得によつてそれが工夫されていることがあると思います。こういつたことについて、国として、保育料のこういう設定をいろんなところでやつているとと思うんですけれども、こういつたことについて把握をされているんじょうが。

○川又政府参考人 お答えいたします。
各自治体におきまして独自の保育料軽減が行われていることは承知をしておりますけれども、国の基準においても、所得に応じた、現在、段階的な保育料の設定になつてございます。

ただ、今回の幼児教育無償化というものの基本的な考え方をいたしまして、国として、子育て世代あるいは子供たちに大胆に政策資源を投入して、社会保障制度を全世代型へと変えていく、そういう基本的な考え方に基づきまして、これまで段階的に実施をしてきました幼児教育の無償化というものを一気に進めて、三歳から五歳については所得制限を設けることなく実施するということにしたところです。

○山花委員 私は、こういつた、それぞれの自治

体で、どういった保育料の設定をしているのか、さらには、どういつた世帯がこの無償化によつて恩恵をこうむることになるのかということをしっかりと検討されていたんだろうか、検討したら本

当にそんな話になるのかなというような気がしてなりません。また、見方を変えれば、いわば、どなさいわば自治体として格差是正の一つかもしないわけですよ。これを国の方で、違う名目があるとしても、踏み越えてしまうといいましょうか、そういつたことについてはすごく違和感がありますし、そして、同じお金を使うならということで、先ほど厚労省の担当者の方からもやはり待機児童が最優先だという言葉がありましたけれども、最優先ということであれば、やはりお金を使うんだつたらそっちの方に使うべきではないのかなと思います。

また、これも、先ほどちょっと幼稚園の先生の話をしましたけれども、幼稚園経営に影響が出るのではないかと言っていたその園長先生の話ですけれども、実は、ちょっと触れかけましたけれども、調布市でも今、十を超える幼稚園で定員割れを起こしているということを聞きました。ちょっととごめんなさい、これは市役所から聞いたんじゃないなくて、その園長先生の話ですで、正確な数字は承知はいたしておりませんけれども。

現場のお話として、一方で、保育については待

機児童があり、先ほど申し上げましたように、本来であれば、保育園に通つても、要件としては当てはまり得る人も幼稚園に来ているという中で、それこそ、同じ税金を使うんだつたら、例えば幼稚園の方に預かり保育なんかの助成なんかをしてくれば、こっちの方で受けてあげて、だつて定員割れを起こしているんですから、そういうことにしておきます。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

今般の幼児教育の無償化は、幼児教育の質が法

律的、制度的に担保された幼稚園、保育所、認定こども園に通う子供を対象とともに、待機児童対策の観点から、認可外保育施設や幼稚園が預かり保育等を利用する子供のうち保育の必要性のある子供についても対象としているところでございます。

したがいまして、幼稚園に通う子供のうち保育の必要性のある子供につきましては、幼稚園が実施する預かり保育についても月額一万一千三百円を上限いたしまして無償化されているというこ

とでございます。

このため、各幼稚園が預かり保育事業を充実させ、在籍園児の保育ニーズに適切に応えていくとすることにより、幼稚園の利用を希望する保護者が保育所に移つていくということは必ずしも生じないものと考えております。文科省といたしまして、このような幼稚園の預かり保育の充実を後押すけれども、最優先だということであれば、やはりお金を使うんだつたらそっちの方に使うべきではないのかなと思います。

以上でござります。

○山花委員 少なくとも、たまたまかもしれないけれども、私が話した方がたまたまそういいう預

かり保育のところも予算が来るよということを知らなかつたのかもしれませんけれども、そういうことであれば、しっかりと、なお一層周知徹底を

していただきたいということを要望したいと思いま

ますし、また、本当にこれは杞憂に終わればいい

んですけども、少しだけ話ばかりなんですねけれども、ちょっと本当に大丈夫なのかなという気がし

ますので、まだ決まつたわけではありませんが、しっかりと実施状況なんかも見ていただかなければいけないということは申し上げておきたいと思

います。

無償化の話については一旦これで区切りをつけたいと思いますので、内閣府さん、厚労省さん、文科省さん、退席いただいて結構でござります。

○江田委員長 どうぞ退席してください。

森林環境税が、今回、一括審議ということで議題となつております。

まず、前提としてですけれども、森林整備の必要性については非常に重要であると私も認識をいたしております。

先ほどから調布、調布と言つていて、調布には

森林はないんですけども、今、小選挙区になりましたけれども、私の父の時代は、中選挙区のころは、東京の旧十一区というのは、井上理事がいらっしゃいますけれども、檜原村とか日の出町とかあつちの方まで入つております。森林があつた地域でございます。

昔の関係者からもちょっと話を聞く機会があります。先日、林野庁の方と話したら、そういうことはあるでしようねというか、よくある話だという話を聞きました。

つまり、ちょっと森林のない地域の人間からすると、ああそうなんだ。先生方は、ある地域だと当たり前じゃないのということかもしれませんけれども、要するに、材木として適齢になるには五十年からかかるということになりますと、おじいちゃんのころに植えた木だというようなことがあります。

そうすると、それこそ林業がずっと盛んでずっと手入れされていたところならそんな問題は起

らないんでしようけれども、ここのことろ林業もなかなか厳しい状況の中で、一代あいてしまった

りとか相続があつたりとか、要するに、孫の代になつて戻つてみたら境界がどこだかよくわからなくなつたりなど、いろいろな問題が出てきました

いみたいな話を聞きましたと言つたら、それはごく普通にあることです、こういう話なんですねけれども。

森林には多面的な機能があるとされておりますけれども、その一つとして、気候変動対策としての炭素の貯蔵機能というのがあると思います。総務委員会的には災害防止機能ということの方が重要なのかもしれませんけれども、私は、かつて外務省で、COP15のときにカシクンでずっと交渉に当たつたという経験もありますので、気候変動

経費がすごくかかるかというと、そういう気はないんですけども、ぜひたくさん木材を利用しないでください。森林の資源を活用するためには、こういう話になるのかと思いますが、用途については、しっかりとこれも検証が必要なものかなという気がいたします。

この用途と関連いたしまして、林野庁に伺いました。それで、最近、森林經營管理法というものが成立をしておりまして、これに基づいて新しい森林管理システムというものが創設をされています。そうすると、実際、現場を持つていて市町村の役割というのが非常に重要なところになります。

先日、ちょっとと教えていただいたんですけれども、今、地域林政アドバイザー制度というのが始まっています。この育成と市町村の意向とをうまくマッチングさせるということが一つの、これはうまく回ればいい形になると思うんですね。でも、課題なのかなというふうに感じました。

そこで、今も用途についての答弁がありましたけれども、この用途を適正にして、また明確にして、市町村が中心となって森林整備を進めていくという上でも、市町村の方から要望をいたしました。それに基づく地域林政アドバイザー制度、これがのアドバイザーの配置であるとか、あるいは国による技術的支援の拡充を図るであるとか、特に林野庁として市町村の支援に向けた施策の拡充を図るとか、こういう具体的な対策を図ることが必要ではないかと思いますけれども、何か御所見があればお願いします。

○織田政府参考人　お答えいたします。

市町村が主体的に森林整備を進める、あるいは御指摘にありました森林經營管理法で林地の集約化を図るというためには、やはり市町村の実施体制の整備が非常に重要なことと考えてございます。

このため、農林水産省といたしましても、御指摘ありました地域林政アドバイザー、これをしっかりと市町村で雇用していくなど、技術者の掘り起こしですとか、あるいはそういう情報提供、

いんすけれども、最近、森林經營管理法というものが成立をしておりまして、これに基づいて新しい森林管理システムというものが創設をされています。そうすると、実際、現場を持つていて市町村の役割というのが非常に重要なところになります。

こういったこともやつてございますし、また、国の森林技術総合研修所における市町村職員の実務研修、こういったこともやつてございます。さらには、国有林の組織の技術力を生かしたそういう技術的支援もやつていて、このアドバイザー制度です。

も、特にいろいろなことで、すごく限定をされて、限
定をした上で自治体にお願いねというのなんだ
うなと思いますし、また、ちょっと古い話で、
それこそ分権一括法ができたときで、今でも生き
ていると思うんですけれども、既存の、機関委任
事務から切りかわったものは別といたしまして、
今御答弁があつたような性質のものですから、む
やみに何か法律で、国の側がこれお願いねという
のをばんばんばんばか法律でつくつてはいけない
ということで、當時、地方分権推進委員会が一定
の、こういうカテゴリーですよねというのを示し
たと思うんですけれども、それは今でも生きてい
るということによろしいんでしょうか。

○北崎政府参考人 お答えいたします。

分権一括法をつくります際に、政府の中で地方
分権推進計画を決定いたしました。その中で、委
員おつしやられますのは恐らくメルクマールのこ
とかと存じます。その中では、メルクマールをつ
くりまして、その時点での事務を振り分けをさせ
ていただいたところございます。

例えば、国家の統治の基本に密接な関連を有す
る事務でありますとか、あるいは、国が直接執行
している事務なんだけれども、いろいろな統一を
とらなければならぬ事務でありますとか、ある
いは、給付についての全国一律の基準が必要な事
務でありますとか、大きく八項目にわたってメル
クマールをつくっているところでございます。そ
の時点の事務は、そこで仕分をしたわけでござい
ます。

その後、新しい行政分野について事務を考えま
す際にも、政府の中といたしましては、このメル
クマールを基準にして、これに当たるものは法定
受託事務として考えているところでございます。
以上でございます。

○山花委員 何が言いたいかというと、ぜひ、党
派は違うにしても、総務委員の皆さんにちょっと
考えていただきたいんですけど、今、予算委
員会でも自衛隊法の九十七条のことなどが話題になっ
ております。

特別法人事業税と譲与税の話であります。

これは偏在の是正といふに言われておりますけ
れども、資料をお配りをいたしておりますけ
れども、二ページ目のところになろうかと思いま
す。

この間、東京都の影響というのが大変甚大であ
りまして、六兆円もの額が、一遍にじゃないです
けれども、累積で取られております。これは東京
都が作成をした資料ですので、何か、「国の不合
理な制度の見直しによる」という、ちょっと挑発
的な書き方になつておりますけれども。これは、
昨年、地方消費税の清算基準の見直しということに
続いて、引き続いて二年連続の大幅な減収を伴
う税制改正ということになります。

これは、ちょっと大臣にお伺いしたいんですけど
も、この間、偏在の是正ということでこれだけ
累次にわたつていろいろやつてきたんですけど
も、そもそもで言うと、もう二十八年のときに
一旦決着がついたのではないかと思われていたと
ころ、こう続いているんですけども。今回の措
置によつて、もうこれで決着がついたというふう
に思つてよろしいんでしようか。それとも、まだ
まだ続くということなんでしょうか。

これは、結構大事な話で、つまり、東京だけで
はありません、東京からも結局市町村におりてく
るお金があるわけで、そうすると、長期的な見通
しということにもかかわりますので、ここは
ちょっと、はつきりとお答えいただきたいと思ひ
ます。

○石田国務大臣 お答えさせていただきます。

新たな偏在是正措置は、偏在性の小さい地方税
体系を構築する観点から、地域間の財政力格差の
拡大や経済社会構造の変化等に対応し、大都市部
に税収が集中する構造的な課題に対処するもので
あります。また、都道府県の行財政運営において
のよといふことは言つていただきたいので、気持
ちだけお伝えをしておきます。恐らく余り有意
な議論には、答弁にはならないと思いますので、
気持だけお伝えをしておきます。

さて、その次のテーマに入りたいと思います。
ため、恒久措置とすることとしております。現在

自衛官の募集についてということで、自衛隊法
の九十七条が都道府県の事務ということでやつて
いて、自衛隊法施行令が、その百六十二条で、こ
れは法定受託事務よということを決めているわけ
でありますけれども、今のやりとりを聞いていた
だいて、法定受託事務というのは本来すごく限定
されるべきものであるので、今これから新規に自
衛隊法をつくつて、法令で募集を法定受託事務に
しようとしたときに、本当にさっきのメルクマー
ルで当たるんだろうかという疑問があるぐらいの
ものではないのかなと私は思うんですけれども。
かつ、先ほど来申し上げておるよう、これは國の側
が地方にお願いをするというものであります
し、そうだとすると、何か予算委員会を聞いて
いても、総理が何か拒否されたとかいろいろ言わ
れているんですねけれども、憲法の話は別にして
も、地方自治のことについて議論するこの委員会
のメンバーとしてはいささか違和感があるなどい
う気がいたします。

ましてや、自治体で、名簿の閲覧だけにしてね
いう協力の仕方にしているところがあるんです
けれども、その自治体は何と言つておるか。い
や、うちの自治体は個人情報の保護条例があるの
でそれは無理ですよということを言つておるわけ
で、むしろこれは立派な反対じゃないですか。そ
れを何か協力してもらつていいんだ、拒否だと
いうのはちょっと違うんじゃないのかということ
は申し上げたいと思います。

これは、大臣、どうよと聞いたところで、恐ら
く防衛省の判断だということになると思いますの
で、別に結構ですけれども、ちょっとそのあたり
は、地方自治を所掌する大臣としても、この場で
は結構ですけれども、内閣の場で、ちょっととどう
なのよといふことは言つていただきたいので、気持
ちだけお伝えをしておきます。恐らく余り有意
な議論には、答弁にはならないと思いますので、
気持だけお伝えをしておきます。

こうしたことを踏まえまして、今般の措置につ
きましては、将来に向かって安定的な制度とする
ことも重要であります。

逆に、東京の立場からすると、偏在は正、偏在

直面している財政力格差の拡大や経済社会構造の
変化等に対する地方税制上の対応としては、この
新たな偏在是正措置により行われることになるも
のと考えています。

なお、中長期的に社会経済情勢が大きく変化す
る場合や、税制全体の抜本的な見直しが行われる
ような場合には、あるべき地方税制の観点から検
討を行うことも必要になると考えておりま
す。

○山花委員 ちょっと最後に余地は残されちゃつ
たのかなという気がしますけれども。

別に私が東京を代表する立場でもないんですけど
れども、ただ、ちょっと申し上げておきたいの

は、ここ二年続いているのと、何となく、当委員
会も東京の人というのは余り多くないので、余り
者あり)いらっしゃいますけれども、承知はいた
しておりますけれども、むしろ、地方の、いや、
東京いいじゃないのよみたいな感じの雰囲気があ
るんですが。

ただ、ちょっとこれは本当に留意していただき
たいんですけど、このところ東京はこれだけ
けいいよねとか、偏在もきわまつてゐるよねみた
いな話がありますが、もう間もなくオリンピック
を開こうとしている自治体なわけですよ。ここで
景気がぐつと上がらなくて一体どこで上がるのよ
といふ話だと思いますので、このところを見て
何か最近すごくいいよねといふ話は、ちょっとそ
こだけ見ないでほしいなという気がしますし、む
しろ東京都も含めて御努力いただきたいのは、こ
の後の反動が怖いなというような状態のもとでで
ありますから、これは去年、ことしと統一して、
また来年、再来年なんといったら、その先々が本
当に心配になるということは申し上げておきたい
と思います。

逆に、東京の立場からすると、偏在は正、偏在

記の中間取りまとめさえ許さなかつた、取りまとめができなかつた。

そういう結論の中で、政府がこれから検討するということになつたわけですが、新聞報道などによれば、今国会への法案提出は断念をしたということがありますが、これは、次回というか、次の臨時国会に法案を提出するという可能性はあるんでしょうか。

○住田政府参考人 御指摘のブロッキングの件でございますけれども、ブロッキングの法制化に関しては、御指摘のとおり、昨年、知財本部のもとに設けましたインターネット上の海賊版対策に関する検討会議におきましてさまざまなお議論が行われたところでございます。

そうした中で、被害が短期間で増大する、こういう海賊版への対策は時間との勝負だということをございまして、まずはブロッキング以外の海賊版対策を推進していくことということで関係省庁で意思統一をいたしまして、できるところから直ちに進めているところです。

今後のお話でございますが、インターネット上の海賊版の被害の状況を踏まえながら、ブロッキング以外の対策で十分な効果が上げられないといふふうに考えておるところでございます。

○高井委員 臨時国会に出すのは答えていただいていいんですが、再度聞きますけれども、これは、ゆめゆめ、有識者会議でも結論が出なかつたものを政府だけで勝手に決めて法案を出すなんてことはやめてほしいという委員から強い意見があらわれますけれども、もし法案を出すとすれば、当然、もう一度この有識者会議に諮るべきじやないかと思いますが、いかがですか。

○住田政府参考人 先ほども申し上げましたとおり、ブロッキング以外の対策で十分な効果が上げられないという場合には、次の手をどうするかということをしつかり検討してまいりたいというふうに思っています。

○高井委員 何度聞いても同じ答弁になりそうなのでやめますが、これはぜひ、今申し上げましたとおり、しっかりと有識者会議に諮るべきだ。これは、この後聞く統計のこともそうなんですが、検討会を開き放して、その後勝手に決めるというのは非常に不誠実だと思いますので、ぜひそうしていただきたいと思います。

○横田審議官はございません。それで、統計のことは、まだ横田審議官は戻っていないですね。

○織田政府参考人 お答えいたします。

○高井委員 何度聞いても同じ答弁になりそうなのでやめますが、これはぜひ、今申し上げましたとおり、しっかりと有識者会議に諮るべきだ。これは、この後聞く統計のこともそうなんですが、検討会を開き放して、その後勝手に決めるというのは非常に不誠実だと思いますので、ぜひそうしていただきたいと思います。

○小平政府参考人 九十三名につきましては、基本的には内閣府の職員ということです。他省庁に出向している者もござりますけれども、基本的にほぼ、全体の人数が内閣府で勤務をしているというふうに御理解いただければと思います。

○高井委員 大体百名程度と私が申し上げたのが当たっているということかと思いますが、本会議で申し上げましたとおり、去年、イタリアは、私も行ってきたんですけれども、しっかりとした専属の建物の中に七百名の専従の職員がいて、しかも、内閣府防災というのは定期異動でいろいろな省から入れかわりますけれども、基本的には、イタリアの市民保護省は、七百名がずっと最初から定年まで防災のことをやつているということです。

○高井委員 ゼビ、申し上げましたとおり、自治体任せでは進みませんので、林野庁の方からしっかりアドバイスをして進めていくいただきたいと思います。

○高井委員 それで、次に、今回、防災関係いろいろ緊急三ヵ年の議題などもありまして、私も本会議でも取り上げました。イタリアの市民保護省の例を紹介したわけですが、それに比べて、日本本の防災組織、国の組織というのは非常に貧弱だと考えていましたが、改めて、ちょっと正確に教えていただきたいんですが、内閣府防災は、今定員が何名か、そのうち兼務している職員が何名、それから民間から出向している人が何名か、教えてください。

○小平政府参考人 お答えいたします。

平成三十一年度の内閣府政策統括官防災担当、定員の数は九十三名でございます。

このほか、平成三十一年一月一日現在でなければ、他省庁から併任している者が五名、民間からは十名、自治体等からは十七名に来ていただい

ているところです。

民間や自治体を含めまして、国全体として防災対策の強化に努めているところでございます。

○高井委員 その九十三名のうち、兼務、ほかの省庁の何か担当と兼務している人はいないですか。

○高井委員 これまでの対策に加えまして、この森林環境税を活用した地方団体の取組によりまして、針広混交林化を含め、多様で健全な森林づくりが一層推進されることを期待しておりますし、また、林野庁といたしましても、技術的支援も含めてしっかりと対応させていただきたいというふうに思っております。

○高井委員 これまでの対策に加えまして、この森林環境税を活用した地方団体の取組によりまして、針広混交林化を含め、多様で健全な森林づくりが一層推進されることを期待しておりますし、また、林野庁といたしましても、技術的支援も含めてしっかりと対応させていただきたいというふうに思っております。

○高井委員 そこで、私は、きょう、復興副大臣に来ていただいていますが、新聞報道によると、ことしの七月にも閣議決定で、二年後に廃止される復興庁の後継組織を検討するという朝日新聞の記事があります。その中には、内閣府の防災担当の部署などを新組織に統合させる案も出ているということであります。ぜひ復興庁の後継組織に、イタリアの市民保護省を参考にした強力な灾害対応、防災組織をつくるべきだと考えますが、復興副大臣、いかがですか。

○高井委員 復興庁における検討状況について御説明を申し上げます。

昨年末に、今後の対応が必要になると思われる課題の整理を行いました。この課題の整理に基づきまして、現在、復興・創生期間後、要は二年後になりますけれども、復興の基本的方向性、それ

から後継組織のあり方について復興庁内で検討を進めているところでございます。

地震・津波被災地域において、心のケア等の被災者支援、被災した子供に対する支援などについて、復興・創生期間後も一定期間対応することについて検討が必要であるうと思います。

また、原子力災害被災地域においては、帰還促進のための環境整備、福島イノベーション・センター構想を軸とした産業集積、事業者（農林漁業者の再建、風評払拭、リスクコミュニケーションなどについて、復興・創生期間後も対応することについて検討が必要であると考えております。

こういった基本認識に基づきまして、被災自治体の御意見も伺いつつ、また、関係省庁とも十分に協議をしながら、三月に、復興・創生期間においては、東日本大震災からの復興の基本方針、平成二十八年の三月にまとめたものの見直しを行うわけであります。この見直しの中で、後継組織のあ

り方も含め、今申し上げた復興・創生期間後の復興の基本的方向性を取りまとめていこうとして、作業しているところです。

そこで、御質問の、さまざまな御提案について、は、今、後継組織の現在の検討状況について、今後の議論に予断を与えるべきではない状況にござい

○高井委員　この場では難しいといふのは理解いたしますが、これは本会議でも申し上げましたし、イタリアの状況、いつでも説明に参りますので、ぜひ参考にしていただい、私だけじゃなく

て、一緒にイタリアに行つた同僚議員や、あるいは避難所学会という学会がありまして、そのメンバーなどもいつでも提案に参りますので、ぜひ前向きに検討いただきたいと思います。

い。 それでは、復興副大臣、どうぞ御退席ください

間に対する答えるにもちよつと疑義があるものですから、改めてお聞きしたいと思いますが、今回
の、二〇一五年の毎月勤労統計の方法が変わった
という話です。
もともとは全部入れかえ方式でやつていて、し
かも、厚労省の検討会ではそういう結論になりか
けたのに、最終回、第六回で部分入れかえ方式に
急速変わり、変わりというか両論併記になり、そ
して、両論併記になつたまま、今度、統計委員会
に引き継がれていくわけですけれども、この統計
委員会を所掌している総務省が、前回の質問で、
厚生労働省からこの引き継ぎを受けましたか、何か
説明を聞きましたかと聞いたら、十二月十一日に
基本計画部会という統計委員会の下部組織で、初
めて厚生労働省から課長が来て説明を受けたのが
最初だというふうに横田政策統括官は答弁された
んですが、実は、この時点では、まだ統計委員会
の所掌は内閣府なんですね。翌年の三月に変わる
んですねけれども、でも、これは当然、内閣府に聞
く話じゃなくて、引き継いでいる総務省に聞く話
ですから、そういう部分も含めて、総務省あるいは
は当時の内閣府が厚生労働省から本当に聞いてい
ないということをいいのか、改めて確認します。
○横田政府参考人 御連告いただきましたので再
度確認いたしました。
その結果でございますが、基本計画部会の審議
に先立ち、厚生労働省から検討会における検討状
況について事前に説明を受けたという事実はやは
りございませんでした。この部会の中で初めて説
明を受けたということでございます。
ただ、部会開催に先立ちまして、こちらの事務
局の方から資料の持込み等の事務的な連絡は行つ
たということとはございますが、その際にも、やは
り特段の説明を受けてはいないということではござ
いました。

が決まるわけですが、その二日前に当時の中江総理秘書官と厚生労働省の姉崎部長が会っていたということはほぼわかつたわけであります。その後、あるいはもうちょっと広げてほしんですけれども、総理、中江秘書官と総務省の統計担当部局、当時は内閣府だった、が会つたという事実はありますか。

二月の十一日に統計委員会、統計委員会と同じ日に統計委員会の基本計画部会というのが開かれるんですね。この基本計画部会のこの毎月勤労統計の主査が、北村さんという、この統計委員長の代理、統計委員会の代理も務めている北村行伸さんですかね、この方が主査です。

勧省は会つた、会つて何らかの話をしたという事実はござりますか。

○十一回政府参考人　お答え申し上げます
担当者に確認したところによりますと、平成二十七年十二月十一日の統計委員会第六十五回国基本

計画部会に提出した資料につきましては、会議に先立ちまして、一部の委員に対し説明を行つて

いたとこにさうして矢矢しておるわ
○高井委員 それはどういう説明だつたんでしょ
うか。

○土田政府参考人 提出予定資料の内容についての説明かといふに思われます。

の言ふとおり、その提出資料かどぶしん資料
だったかということなんですが、ほんとに議事録と
提出資料を持つてまいりました。

それで、この十一月十一日の基本計画部会の議事録を見ますと、まず、この北村主査ですね、北村主査が、「今日は力士を充てつゝ、名門高野づ

林主査が「毎月薦分紙書について、名簿裏から提出いただいた御意見等を基に事務局とも相談いたしまして」、まさに今、事務局とも相談ですか

ら、これは総務省ですよね。総務省と相談しているから、ちょっととさつきの答えとまた矛盾があるような気がしますが、「事務司」の日炎、「こゝも

して、私が確認事項として整理させていただきました。」と言つて、この「毎月勤労統計に係る確認

すべきポイント(論点)」といふ、六枚物ぐらひ、五、六枚の資料が出てまいります。

厚生労働省から御説明いただきたいと思います。」

ということで、厚生労働省の石原大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課長が、この資料について

ての説明をしているんですね。そこでどういうことを言つておられるかといいますと、結構長々しゃべっているんですが、六ページで、今まで二年ないし三年ごとに組入れかえ、つまり無作為抽出した別標本に入れかえしていた云々を、精度の向上という観点から、部分入れかえ方式、ローテーション方式の適用を考えています。で、ローテーション方式の説明をし、そして、そのことによって、毎月勤労統計の水準がより確なものになると考へておられるところですといふうに厚生労働省の担当課長が説明しているんですね。

これはもう結論ありきじゃないですかね。九月の十六日の時点で、両論併記で、しかも、その前の一ヵ月前は組入れかえ方式の方がいいと座長がまとめたのに、その座長が欠席している中、中間取りまとめで、両論併記で、引き続き検討をお願いしますと言つておきながら、その二ヵ月もたたない十二月十一日に厚生労働省は、もう部分入れかえ方式がいいというふうに課長が説明しているんですけれども、これはどうしてですか、厚生労働省。

○土田政府参考人 お答え申し上げます。

第五回の検討会の事務局が提出した素案は、検討会での御意見を踏まえて修正されることを前提とした文書であったというふうに承知しております。

第五回の検討会では、ローテーションサンプリングにつきまして、都道府県の人員体制や予算措置等の実務の面での問題点、あるいはギャップが完全に解消されない可能性がある一方で、早い時期により正確なデータをとるための方法である等の御意見も示されております。

それを受けて、座長から「修文をお願いします。」という御発言があつたところでございまして、第六回の検討会で示された中間的整理案においては、「サンプルの入れ替え方法について引き続き検討する」ということにされたものと承知しております。

その後、厚生労働省の方で内部で検討いたしました。その検討結果をもとに、十二月十一日に第六十五回の基本部会の方に臨んだということではないかというふうに考えております。

○高井委員 もう一度確認ですけれども、今の答弁では、検討会では両論併記だったものを、その後、内部で二ヵ月足らずの間に検討した結果、部分入れかえ方式にするということで、確かに統計委員会が決める事ですから、ここで決定じやない、厚生労働省の提案ですけれども、少なくとも厚生労働省の提案は部分入れかえ方式だと決めたということいいんですね。

○土田政府参考人 第六十五回の十二月十一日の基本部会への提出資料につきましては、ローテーションサンプリング方式ということにつきまして、厚生労働省からもそういう考え方を示しているところをございます。

○高井委員 いや、これは議事録をよく読んでください。もう土田さんは何度も読んでいると思うださう。もう土田さんは何度も読んでいると思うますけれども、明らかにもう決めているんですよ。こっちがいいということで、両論ありますとかじやなくて、こっちが望ましいという説明を課長はしているわけです。しかも、それをまたこの北村主査も十分踏まえていると。ですから、この北村主査に対しても、厚生労働省が恐らく十分な説明をしているというふうに思われます。

改めて聞きますけれども、六回も開いた検討会で、ようやく、中間取りまとめは両論併記で終わる。後委員には全く連絡していないわけですから、当然この二ヵ月間も連絡もしない中で、勝手に厚生労働省が、何で二ヵ月足らずでこの部分入れかえ方式という結論に達したんですか。どういう議論で達したんですか。

○土田政府参考人 お答え申し上げます。

当時から、このギャップの問題をどうするかと

いうこと、それから抽出方式についてどうするかということを検討したわけでござりますけれども、その中でもやはり、ユーザーの視点に立つて

どういった取組ができるかというような観点からも、検討した結果、こういった第六十五回の基本部会への資料の提出になつた、そういう説明をさせていただいたというふうに認識しております。

○高井委員 いや、ここは本当に重要なことです。両論併記が急に変わったのか。

ましてや、統計というのは、やはりそういうものを排除しなきやいけない、極めて専門的に、客観的、中立に行つていかなきやいけないものが、なぜこの短い間で変わったのかとすることは、これはやはり、誰の指示であつたり何が原因かをちゃんと知りたいというの、本当に多くの国民の思いだと思いますので、ここは本当に一度ちゃんと整理していただきたいと思います。

どう考えても、これは繰り返しますけれども、本当に結論ありきの誘導じゃないですけれども、この間の経緯を振り返ると、二〇一五年の三月三十一日に、総理秘書官の中江さんがこの統計の改善の可能性を考えるべきじゃないかという問題意識を伝えたというところから始まって、六月三日に厚生労働省が検討会を開いて、六回やるわけですよ。

しかも、第五回の八月七日には、阿部座長が、いろいろ議論はあるけれども、全部入れかえ方式が適当だという、取りまとめに近い、ほとんど取組で達したんですか。

○土田政府参考人 お答え申し上げます。

だから、その一週間後、九月十四日に中江総理秘書官が厚労省の姉崎統計部長に会い、そして、厚生労働省が阿部座長にメールで伝え、そして、

阿部座長がなぜ欠席だったかわかりませんけれども、九月十六日は座長欠席という異常な形の中で、この部分入れかえも引き続き検討すべきだという理由で、どういう経緯で、どういう根拠で厚生労働省がこの部分入れかえ方式がいいという結論に至つたかということは、これはちゃんと説明していただきないと、到底納得できません。もう一度、答弁をお願いします。

○土田政府参考人 お答え申し上げます。

検討会の始まった時点では、既に、秋には統計委員会で議論が始まるということが決まつていたわけですが、なぜこの短い間で変わったのかと、それが示された中で、厚生労働省の部内で、できるだけ段差を少なくする方法、あるいは、ユーザー目標線に立つてどういった調査が適切かということにつきまして内部で検討した結果、十二月十一日の第六十五回の基本部会に御承知のような資料を持って説明に臨んだということだというふうに理解しております。

○高井委員 これは、やはり当時の経緯を知る人しかなかなか正確に答えられないですね。でも、これだけ大きな変更をしているわけですから、当然、当時の資料も残っているでしょうから、今の説明ではやはり全然理由がわからなくて、だから、何か世間で言われているように、総理秘書官から言わされたから変えたんじゃないとか疑われるわけですよ。やはり、そこをきちっと説明していただきないと、そういう疑惑が生まれて仕方ないと思いますよ。これはぜひ、もう一度整理してしっかりと説明していただきないと、到底国

民は納得できないと思います。

あと、ちょっと、さつき総務省から、この十二月十一日の議事録で、北村主査が、これは事務局とも相談いたしまして、この資料をつくっているんです。もうかなり部分入れかえ方式が望ましいという方向性が出た資料を、事務局とも相談いたしまして、事務局というのは、これは総務省、当時の内閣府ですから、これはやはり、事務局は厚労省と本当に話していないんですね。この点だけ見ても何か怪しいんですねけれども、本當ですか。

○横田政府参考人　お答えいたします。

正確にはまだ確認できていない部分もございますけれども、この統計委員会の方における議論は、その以前、平成十九年度以来諒問がなされていなかった未諒問統計ということを課題として議論を進めるということになつておりました。これにつきましては、平成二十六年に閣議決定された公的統計基本計画において決定されておるものでございます。

これを受けて、平成二十六年度から未諒問審議事項について審議を進めていくということになつておつたわけですが、その中には、ここにございまして毎月勤労統計も入つてございました。といふことで、統計委員会としては、これは毎月勤労統計だけではございませんけれども、未諒問審議事項としては当然ながら注目をし

最初に言われた、正確には確認できていませんがと今おっしゃいましたかね。多分、事務局とも相談してというのを見て、ちょっとさつきの答弁が、自信がなくなつたんじゃないですか。どう考へても、やはり打合せしていないのにこんな資料が事務局からつくれるわけないと私は思いますよ。

これは本当に、今、もう一回ちゃんと確認して、ぜひそこは、本当に会つていいのか、再度確認していただきたいと思います。

これは委員長にお願いですけれども、これは北村主査が非常に重要な鍵を握るんじやないかと思います。今まで西村統計委員長には来ていただいていますけれども、委員長代理でもあるので、西村委員長が都合が悪いときとかは北村さんでもいいわけですし、代理ということじやなくて、この基本計画部会が極めて重要な鍵を握るので、北村座長にお越しいただくようにお取り計らい願えませんか。

○江田委員長　後刻、理事会で協議します。

○高井委員　済みません、こればかりやつてあると本題に入れないので、このくらいにして、また後で。

これは予算委員会でも今ちょうどやつていると思いまして、いろんな論点が毎回出てきて、本当に国民の皆さんも今何やつてあるかわからぬらいいろんな論点があつて、結局、よくわからないうやと余り関心も高まらないといふことじやないかと思うんですけども、でも、それだけ論点があるんですよ、物すごくたくさんいろいろな問題が同時多発的に起こつていてるので。

やはり、そういうのを解明するのが国会の仕事で、何度も言いますけれども、別に何か総理の指示でやつてあるんじやないかということを疑つてゐるんじやなくて、統計というものが何か恣意的な力で、何か別の力でゆがめられるようなことがあつては本当に民主主義の根幹を搖るがす事態になりますので、ぜひここは、統計を所掌する総務委員会としてしっかりとこれからも取り上げていきたいと思います。

○高井委員　まあ、答えていただいていいんですが。

最初に言われた、正確には確認できていません

ずっとこつこつと積み立ててきたそのお金のほとんど、一時九億円まで減つたと聞きました、そのくらい使つて今回の西日本豪雨災害の対策をやつ

てまいりましたけれども、これも何とか特別交付税で措置してもらえるんじやないかと期待をしております。本當であれば、私は、去年のうちに、第一次の補正のときにやるべきだったんじやないかと。そういう意見を言われている方もたくさんいらっしゃいます。

この第二次補正で七百億という金額がついたことは評価します。かなり例年比べても大きな

東日本大震災のときには次ぐ金額でありますか。しかし、本当に今回、いろいろな自治体で、西日本豪雨災害だけじゃなくて北海道胆振東部やあるいは大阪北部地震や台風もあつて多くの自治体が被災していますけれども、本当に七百億円で足りるのかということです。

先般の本会議では、大臣から、財政運営に支障が生じないよう適切に対応してまいりますと、非常にきれいごとな、まあ本会議だからそれでもいいですけれども、もうちょっとここは、本当に丈夫なんだ、岡山県、岡山県以外の被災自治体も、足りない分をしつかりこの特別交付税でちゃんと配分するんだということをもう一度大臣から御答弁をお願いします。

○石田国務大臣　お答えをさせていただきます。今年度の災害の状況を踏まえまして、御指摘のように、特別交付税を七百億円増額することいたしております。

これは、災害関連経費の今年度の算定見込み額が過去五年の算定額の平均を上回る額を増額しているものでございまして、具体的に申し上げますと、十二月交付における災害関連経費の算定額を

たものでありますて、必要な額が確保されていると考えているわけでございます。

現在、各団体の実情をお伺いしながら特別交付税の算定作業を進めているところでありますて、財政運営に支障が生じないように対応してまいります。本當であれば、私は、去年のうちに、これが交付され、岡山県、来てみたら、いや、全然足りないよ、全然じやなくて、ちょっととでも足りないよなんてことがあつたら、私は、今の答弁違うじやないかとまた申し上げなければなりませんので、ぜひそこはしっかりと対応いただきたいと思います。

それと、もう一問、ふるさと納税についても、

これは本会議で質問いたしましたが、やはり、一つは返礼品の範囲がどこまで、新聞報道なんかによれば、県全体の特産品だつたらいいんじやないかという報道もありますけれども、これをやはりどうするのか。あるいは、今後決めるならどう決めていくのか。それから、あとは、特産品がない自治体というのはどうしてもありますよね。だから、そういうふうなところはどう対策していくのかと

いうことを本会議で聞いて、ある程度、大臣、答えていただいていますけれども、もうちょっとこの辺、詳しく述べていただけたらと思います。

○石田国務大臣　これについては、改正法案おきましては、地場産品について、当該団体の区域内において生産される物品又は提供される役務その他これに類するものであつて、総務大臣が定めた基準に適合するものと規定をしております。

これは、狭義の地場産品として、区域内において生産された物品又は提供される役務としつつ、地場産品については、地域の実情に応じてさまざまなか形態がありますので、その他これに類するものについても地場産品の定義に含めることとしたものであります。

類するものの範囲等につきましては、総務大臣

が基準を定めるに当たって地方団体の意見を参考とする必要があると考えております。昨年末に全国全ての地方団体に対しまして、地場産品と考えられる類型を示しつつ、意見照会を行ったところございまして、現在、照会に対して寄せられた地方団体からの回答を参考しつつ、その地域において相応の付加価値が生じているかどうか、当該地域経済の活性化につながっているかどうかといった観点も踏まえながら、基準案について検討を進めているところでございます。

○高井委員 時間が参りましたので、終わります。経済産業省、済みませんでした。
○稻富委員 国民民主党の稻富でございます。
きょうも質問の機会をいただきまして、本当にありがとうございました。

○江田委員長 次に、稻富修一君。
○稻富委員 次に、稻富修一君。
時間が参りましたので、終わります。

○稻富委員 次に、稻富修一君。
○稻富委員 次に、稻富修一君。
時間が参りましたので、終わります。

お手元の資料の一枚目で、「車体課税の大幅直し(全体像)」、これは総務省さんの資料そのままでございますが、保有課税の恒久減税あるいは環境性能割の臨時軽減等々、これは勉強すれば勉強するほど非常に複雑で、この「車体課税の大幅見直し(全体像)」とともに一体どう変わっていくのかということを見れば見るほど非常に複雑だなということを改めて思った次第です。

例えば、自動車税の恒久減税、一千三百二十億円程度の減税というのも、もちろん十三年後の話でございまして、今すぐの話ではないということとか、あるいはグリーン化特例も、まあ言つて、軽減とか一体どれくらいがどうなつているのかとか、非常に我々にもわかりにくく。
ぜひ、きょうはいろんな御質問をさせていただきますけれども、よりユーチューブ目線というか、非常にいる方の目線で、よりわかりやすく御答弁

をいただければと存します。

そこで、まずお伺いいたします。

今回、さまざまな車体課税の改革の中で、二〇一九年度の車体課税そのものは、今年度と比べて、増減税でいうと一体幾らになるのか、お伺いをいたします。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。
二〇一九年度と二〇一八年度の車体課税を比較いたします場合に、今回の税制改正における影響額、これに加えまして、既に成立済みの平成二十八年度地方税法等改正法によります自動車取得税の廃止及び環境性能割の導入による影響額、これを加味する必要がございます。

その上で、二〇一九年度の車体課税に係る影響額を申し上げますと、まずは、今回の大幅見直しによる改正による国税、地方税を通じた影響額といたしまして、自動車税の引下げ約十億円程度と環境性能割の臨時軽減約二百五十億円程度の合計で二百六十億円程度の減収と、特例措置の見直しで三百十億円程度の増収を見込んでいます。

これまで二三百六十億円程度の増収を見込んでいたところでございます。

これ以外に、先ほど申し上げました平成二十八年度改正による半年分の影響額といたしまして、自動車取得税の廃止と環境性能割の導入により約二百五十億円程度の減収を見込んでいたところでございます。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

今回の改正によります影響額といたしまして、自動車税の恒久減税につきましては、御指摘ございましたけれども、消費税率引上げ後の購入された新車から適用されますので、年度ごとの減収額が毎年拡大をいたしまして、最終的に平年度ベースで千三百二十億円程度の減税ということになるわけでございます。

一方、特例措置の見直しによります増収額でござりますが、これは、国、地方を合わせまして平年度ベースで七百九十五億円程度を見込んでいますけれども、これは二〇二三年度までござります。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。
自動車税の恒久減税につきましては、御指摘ございましたけれども、日本の自動車関係諸税について申しますと、納税者の負担、税負担という観点から見ますと、車体課税、燃料課税、消費課税をあわせて議論することが適切であると考えております。

これらをあわせたベースで見ますと、米国は低い水準でございますけれども、欧米諸国と比べれば必ずしも高い水準にはないものと考えております。

○稻富委員 この点が、私あるいは私どもの政党と少し基本的な認識が異なります。
やはり、ちょっときょうは時間が限られますので詳細は省きますが、自動車関連諸税はまだ重いという前提に立つたときに、今般の車体の課税減税措置というのは、私からすると、まだ一步

ば、車体の税収としては約一兆四千億だと試算をされている。もちろん、それが正しいかどうかは別として、それぐらいの規模感の負担をユーチューブがしているということで考えますと、来年度の二〇一九年度は、ユーチューブからすると、今のマイナス二百億の減税である一方で消費税がかかるといふことで、どちらかというとやはり負担はあるのかな、当然ですが、そういう状況かなと思います。

それで、次に、今後の見通しといいますか、この自動車税は、最終的な引下げは、新車購入の際には、自動車ユーチューブの負担を伴わないよう、國から地方への税源移譲によりまして地方税財源に穴を開けないこととしているところでございます。

また、これ以外に、先ほど申し上げましたけれども、平成二十八年度改正の自動車取得税の廃止と環境性能割の導入によりまして、二〇二〇年度以降、毎年度、四百五十億円程度の負担軽減が見込まれるところでございます。

このように、自動車ユーチューブとすることで総合的に見てみますと、最終的に、平年度ベースではござりますけれども、五百三十億円の減税と四百五十億円程度の減税という大幅な負担軽減が図られているものと考えております。

○稻富委員 ありがとうございます。

次に、そもそも我が国の自動車関連諸税というのは重いのか軽いのかということなんですかけれども、その点、政府の見解を伺います。
○内藤政府参考人 お答え申し上げます。
負担に関しましては、いろいろな御議論があるわけござりますけれども、日本の自動車関係諸税について申しますと、納税者の負担、税負担という観点から見ますと、車体課税、燃料課税、消費課税をあわせて議論することが適切であると考えております。

これらをあわせたベースで見ますと、米国は低い水準でございますけれども、欧米諸国と比べれば必ずしも高い水準にはないものと考えております。

○稻富委員 この点が、私あるいは私どもの政党と少し基本的な認識が異なります。

やはり、ちょっときょうは時間が限られますので詳細は省きますが、自動車関連諸税はまだ重いという前提に立つたときに、今般の車体の課税減税措置というのは、私からすると、まだ一步

ういつた批判は多々、高所得者に有利な制度なんじやないかという批判はあると思います。改め

て、この上限額の見直しも含めて、この点についてどう考えるか、御答弁をお願いします。

○古賀大臣政務官 お答え申し上げます。

平成十九年に開催されましたふるさと納税研究会におきましては、地域社会の会費という個人住民税の性格を踏まえますと、住所地の地方団体に納付される個人住民税額が大きく減少するような仕組みをとることは適当ではなく、一定の上限額を設定する必要がある、このようにされているところでございまして、ふるさと納税の特例控除額は、現行、個人住民税所得割の二割を上限とさせていただいております。

一般的に、高所得者の方々が、このふるさと納税を通じまして積極的にみずからのあるさとや地方団体を支援していただければ、地域の活性化に大きな効果を生むことにもつながるというふうに考えているところでございまして、今回の制度見直しが実現することによりまして、ルール外の返礼品を送付する一部の地方団体にふるさと納税が集中する状況が改善をされ、一定のルールの中で地方団体同士が創意工夫をいたしまして、ふるさと納税制度が健全に発展していくことを私ども期待をしているところでござります。

○福富委員 ありがとうございます。
ぜひ、見直して、よりいい制度にしていただければと思います。
次に、一人親への住民税の税制上の対応についてお伺いをいたします。資料の二枚目でございます。
子供の貧困に対応するための個人住民税の非課税措置ということが今回とされているということです。

昨年の五月に、私は内閣委員会で、寡婦控除について、未婚の母にも拡大すべきという趣旨から質問をさせていただいたことがございます。今は、非婚、未婚の母は対象外であるということでござります。

ございます。

一方で、その他の、税の世界ではないところで非婚、未婚の一人親を寡婦とみなし、適用している制度がたくさんあるというふうに伺つております。それについて説明をいただければと存じます。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

厚生労働省におきましては、平成三十年度より、各種施策における所得の算定等に当たりまして、未婚の一人親に対する寡婦控除のみなし適用を行つてございます。

具体的には、保育料などの軽減ですか一人親に対する資格取得支援を行う高等職業訓練促進給付金など子育て施策、あるいは障害福祉サービス等の利用者負担のよくな障害施策、また、小児慢性特定疾病医療費助成の自己負担のよくな健康施策、こういった施策におきまして、「一七七の事業」でみなし適用を行つてゐるところでござります。

○福富委員 ありがとうございます。

今回の改正とともに、臨時・特別給付金というものが創設をされるということでござりますが、その趣旨、内容についてお伺いをいたします。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

今般の給付金でございますが、昨年十二月の税制改正大綱策定に向けました与党の政調会長合意におきまして、本年十月から消費税率が引上げとなる環境の中、子供の貧困に対応するため、一定の一人親に対して住民税非課税の適用拡大の措置を講じつつ、さらなる税制上の対応の要否についてお伺いをいたします。資料の二枚目でございます。

子供の貧困に対応するための個人住民税の非課税措置ということが今回とされているということです。

具体的には、二〇一九年度におきまして一万七千五百円の支給を児童扶養手当に上乗せをするという形で行つていうことにしているものでござります。

○福富委員 いつまで続きますか。済みません。

○藤原政府参考人 失礼いたしました。

具体的には、二〇一九年度において一万七千五百円の支給を児童扶養手当に上乗せをするとしている制度がたくさんあるというふうに伺つております。それについて説明をいただければと存じます。

○福富委員 ありがとうございます。

今回は、この資料にあるように、子供の貧困に対応するためということが大前提の措置とされています。

基本的に、やはり非課税にするのか、寡婦の対象にするのかということを真正面から私は議論すべきであるなと思っております。

と申しますのは、今回、もちろん、住民税の非課税措置でござりますので、本来であれば、本当に貧困で、住民税非課税世帯にとつては何らこれは影響がないというか、まあ言うと恩恵がないことになりますし、そもそも、私は、こういう、さまざま意見があるものでありますけれども、この寡婦控除そのものは昭和二十六年に設立をされ、その後、幾多の改正をされて今に至つています。例えば、離婚された方が寡婦の対象に入ると、これは大きな議論があつたと聞いております。あるいは、父子家庭が、寡夫の、夫の方が入る際にもさまざまな議論があつたかと思います。いろいろな時代に応じて、暮らし方が変わつていく中につきには大きな議論があつたと聞いております。あつて、私は、変えるべきところに来ているのではないか。

○福富委員 ありがとうございます。

来年度また御議論されるのかと思いますが、しっかりとこれは私も総務委員会等で御質問させていただければと存じます。

引き続き、幼児教育の無償化についてお伺いします。

先ほど山花委員も取り上げていらっしゃいましたが、消費税引上げに際して幼児教育無償化の地方への負担というものが、年末、相当もめにもめて最終決着をされたと仄聞しております。

最終的にはどういうふうな形になつたのか、御説明をお願いします。

○川又政府参考人 お答えいたします。

幼稚教育、保育の無償化に関する国と地方の負担割合につきましては、昨年、教育の無償化に関する国と地方の協議におきまして合意をしておりました。

では、現行、個人住民税を非課税とする措置が講じられているところでございまして、今回の税制改正におきましては、児童扶養手当の支給を受けしており、所得が一定以下の一人親の方々に対しまして、個人住民税を非課税とする措置を追加することといたしております。

これは、一人親は一般子育て世帯と比べまして平均所得が大きくて回つているなど経済的に厳しい状況にあり、所得を稼得する能力や担税力が小さいと考えられることから講ずるものでございまして、子供の貧困への対応として意義があるものだ、このように考へているところでございます。

また、平成三十一年度与党税制改正大綱におきましては、「子どもの貧困に対応するため、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親に対する更なる税制上の対応の要否等について、平成三十二年度税制改正において検討し、結論を得る。」このようにされてゐるところでございまして、総務省といいたしましても、この与党における議論を踏まえまして、適切に対応してまいりたい、このようく考えていて、適切に対応してまいりたい、この以上でござります。

具体的には、幼稚園、保育所、認定こども園のほか、新たに無償化の対象となります幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等もあわせまして、その負担割合を国二分の一、都道府県四分の一、市町村四分の一とし、既に一般財源化されております公立施設につきましては市町村等が十分の十ということになつております。

また、初年度につきましては、全額国費による負担となつております。

○稻富委員 先ほどこれも御指摘があつたことですけれども、この無償化についてはある意味国がトップダウンで決めたことであるということから、やはり私の地元でも、このことによつて各地方自治体が進めている事業が、要するに、一%増で地方に還元を、消費税の地方分としてももらえる部分が、これによつて何らかの財源が幼児教育無償化に支出せざるを得なくなつて、当初予定しておいた社会保障の充実のところができるくなるんじやないか、財源として当初予定していた充実ができなくなるんじやないかといふ危惧の声がござります。

改めてお伺いします。この引上げによつて、地方の財源確保、そして、先ほど申し上げたように、幼児教育無償化によつて財源をそちらに振り向けなければいけなくなつてと、いう、当初予定しないかということを、御答弁をお願いいたします。

○古賀大臣政務官 お答え申し上げます。

今般の幼児教育の無償化につきましては、消費税率一〇%への引上げによる增收分の使い道を見直すことにより実施することいたしてゐるわけですが、従前より消費税率一〇%引上げでございますが、從前より消費税率一〇%引上げ時に実施することとされおりました、介護保険の一號保険料の低所得者軽減強化などの社会保障の充実につきましては、消費税の使い道の見直し後においても予定どおり実施をされるということになつております。

その上で、この幼児教育の無償化や社会保障の充実のために必要な地方財源についてもしっかりと

ありますけれども、この点につきましては、まず、平成三十一年度につきましては、消費税率引上げに伴う地方の增收がわずかであるという、こういった事情から、幼児教育の無償化に係る地方負担分を措置する子ども・子育て支援臨時交付金を創設をいたしまして、これは全額国費により対応をいたします。

また、平成三十二年度以降につきましては、児童教育の無償化に係る地方負担分を地方財政計画の歳出に全額計上いたしまして、一般財源額を増額確保をした上で、個別団体の地方交付税の算定に当たりましても、地方負担分を基準財政需要額に全額算入することによりまして、必要な財源をしつかり確保してまいる所存でござります。

総務省といたしましては、社会保障の充実に係る施策の実施や児童教育の無償化の実施に当たりまして、地方団体の財政運営に支障が生じないよう引き続き適切に対応してまいりたい、このよう考へております。

以上でございます。

○稻富委員 ありがとうございます。

これも先ほどおつた論点ですけれども、保育需要がふえるのではないかと、いう点です。これもそれは想定していないという御答弁だったかと思ひますが、改めて伺います。

今回の無償化によつて保育需要が拡大をする、あるいはそれによって地方の財源負担がふえるということは想定していないのか、お伺いをいたします。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

待機児童の解消は待つたなしの課題でありまして、最優先で取り組んでいくところでございま

す。

とから、その影響は限定的だらうというふうに考えてございます。

また、子育て安心プランによる必要な保育の受皿三百万人分につきましては、女性の就業率が二〇二二年度末に他の先進国並みの八割まで上昇するということを想定して、必要な整備量を推計しているものでございます。したがいまして、保育のニーズの増大があつたとしても、十分対応可能であるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、引き続き、子育て安心プランに基づきまして、二〇二〇年度までに待機児童を解消するため、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに考えております。

○稻富委員 ありがとうございます。

ここが私の実感と少し違つてますよね。やはり、これは今後、十月から無償化が始まつたその後、保育、幼稚園の現場、あるいは認可外施設の現場がどうなるのか、そしてそれを利用される父兄がどうなるのか、ここは少し時間がたつたところで検証でしようけれども、今大事なことを御答弁いただいたと思ひますので、これは引き続きぜひやつていただきたいと思います。

時間が限られておりますので、統計の問題、質問させていただきます。

あしたでしようか、毎勤統計の十二月の確報が出るのはあしただつたでしようか。ということです、もう十二月までの昨年の各月の一年間のデータがそろうということになります。

そこで、改めてお伺いいたします。

昨年の賃金伸び率のところで、やはり六月のところです、改めてお伺いしますが、景気指標として、賃金の伸び率、これは何%だったのか、お伺いをいたします。

○土田政府参考人 お答え申し上げます。

二〇一八年の六月の名目賃金の伸び率は、本系列では二・八%、共通事業所では一・四%というふうになつております。

その上で、この幼児教育の無償化や社会保障の充実のために必要な地方財源についてもしっかりと

だつたのか、お伺いをいたします。

○横田政府参考人 景気指標としての賃金の変化率は一・四%がありました。

一月二十四日の、山井委員に対しても政府参考人がおつしやつた、賃金の伸び率については一・四%であるという、この御答弁は維持されているといふことによろしいでしょうか。

○横田政府参考人 每月勤労統計の数値についての議論でございます。

これは、私ども総務省といたしましても、平成三十年九月二十八日に開催されました統計委員会での方針、考え方、すなわち、労働者全体の賃金の水準は本系列、景気指標としての賃金変化率は共通事業所を重視していくことが重要ということで見解を示されたということでございます。

ただし、あわせまして、共通事業所系列による前年同月比は、標本交代やエート変更による断層を回避でき、賃金変化率を捉えやすいというメリットがある一方、共通事業所系列は、新設事業所の影響が反映されていないため、標本に偏りがある可能性、さらには、標本数が小さくなるた

め、標本誤差が大きくなるといったデメリットがあることも示されています。

そのため、統計委員会としては、統計の特徴を示す説明資料をホームページに掲載することにより、統計ユーチャーの理解も深まるものと期待するということが見解でございます。(稻富委員)大丈夫です、もう書いてありますので、書いてあるんです。わかっています」と呼ぶ)はい。

以上のことを踏まえますと、統計委員会といたしましては、利用者が目的に応じて、本系列、共通事業所の双方の系列を見て適切に判断するといふことが統計を見る上で重要なとすることが見解でございます。

○稻富委員 非常にシンプルな質問をしたつもりです。

一月二十四日の政府参考人の答弁、賃金伸び率が一・四%であったことは、その御答弁は維持さ

れていますよねという、その確認です。

○横田政府参考人 お答えいたします。

一月二十四日の厚生労働委員会の閉会中審査では、統計委員会の見解として、景気指標としての賃金変化率は共通事業所を重視していくことが重要というふうにお答えしたということになつております。

あわせまして、標本数が小さくなるため標本誤差が大きくなるといったデメリットがあることも示されたということでお答えいたしました。これは先ほどの方から申し上げた統計委員会の方向性と同じということでございます。

○稻富委員 ちょっと、すごく単純な話を聞いています。

伸び率については一・四で見るべきであるという御答弁をされております。この御答弁を維持されていますよねという確認です。されているか。されていないんだつたら、されていないとおしゃつていただければいいですし、されているといくことであれば、そういうお答えをいただければと思いますが。

○横田政府参考人 答弁でございますので、正確参考人の発言は、先ほど私が申し上げたとおりとすることでござります。

○江田委員長 的確に答えてください。

○横田政府参考人 答弁でございますので、正確参考人の発言は、先ほど私が申し上げたとおりとすることでございます。

○稻富委員 読み上げます。
政府参考人が、統計委員会の見解としては、伸び率については一・四で見るべきである、そういう見解でありますとおっしゃつています。

○横田政府参考人 答弁は、先ほど、政府参考人が述べたということのとおりではござります。

ただし、その意味合いが、私が先ほど申し上げたとおりであるという、そういうことでございます。

解ですよね。

おっしゃつたように、景気指標として、賃金変化率は共通事業所の一・四であるということが確定するわけですね、データとして。六月が一・八なのか二・四なのかで、年の賃金、実質賃金もそろですけれども、これは変わつてくるわけです。

だから、あしたの発表の前というこの場面でぜひそれを確認させていただきたいという思いで御質問させていただいています。

賃金の伸び率は、昨年六月は一・四%ということで、政府の見解として一・四%でありますよね。その確認です。もう一度お願ひします。

○横田政府参考人 統計委員会の方でございまして景気指標としての賃金変化率は一・四%であります。

○江田委員長 次に、日吉雄太君。

○日吉委員 国民民主党・無所属クラブの日吉雄太でございます。

○稻富委員 なつかなつか……。今回、明確に御答弁をされておりまして……(発言する者あり)

○江田委員長 それじゃ、横田審議官、もう一度答えてください、的確に。

○横田政府参考人 答弁を変更したということではございませんけれども、その意味が、先ほど私が申し上げた統計委員会の見解とのおりという、

○稻富委員 何度も申し上げますが、伸び率については一・四で見るべきであるということを政府がおっしゃつているので、その政府の見解は変わつていませんかということを伺つてているんであります。

○林崎政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘のありました地方財政計画における歳出中の一般行政経費補助、そこにおける他の一般行政経費が増加しているということござりますけれども、一般行政経費補助は、国の予算に計上された経常的経費に係る国庫補助負担金等を基礎として算定した経費、これを計上しているところでございます。

○横田政府参考人 これも先ほど来、ちょっとくどくなつて恐縮でござりますけれども、この一・八%と一・四%については、その後の議論としていろいろな議論がございました。

答弁としては、先ほど、厚生労働委員会での政府参考人の申し上げたとおりということではございました。ただ、考え方といったしまして、先ほど私が述べました統計委員会の見解ということをあわせて申し上げた次第でござります。

このうち、その他一般行政経費は、前年度に比べまして、今御指摘あつたように四千四百七十四億円増、四兆三千三百六十八億円を計上しているところでございます。

この増に関してもありますけれども、低所得者・子育て世帯向けプレミアムつき商品券事業と

いうのが一千七百七億円増、子育てのための施設等利用給付交付金というのが一千四百二十六億円増、これらで三千数百億といった数字になりますけれども、こういった主なもののが増加したことがありとなつてあるところでございます。

○日吉委員 確認ですが、それは、内閣府の普通補助負担金等を伴う経費の中のその他の部分が約三千六百億円ほど増加しておりますが、この中に計上されている、こういう理解でよろしいでしょうか。

○林崎政府参考人 今、内閣府の予算の中のお話でしようか、御指摘あつたのは、そういうことでなくして。

○日吉委員 そうです。内閣府予算の三千六百億円。

○林崎政府参考人 ちょっと私どもの方で内閣府の方の予算の詳細は承知はしておりませんけれども、今申し上げました低所得者・子育て世帯向けブレミアムつき商品券事業、これは一千七百七億円、子育てのための施設等利用給付交付金、これが一千四百二十六億円、それぞれ増ということでござりますので、合わせると三千三百三十億ほどにならうかと思ひますので、そういつた数字にこちらの方はなつているということでございます。

○日吉委員 それでは、続きまして、同じく歳出の部の中に公共交通費がありますが、そのうち、文教施設という項目がござります。こちらも前年比で約二千六百八十億円増加しておりますが、この増加の内容を教えてください。

○林崎政府参考人 お答え申し上げます。

投資的経費の方の補助における文教施設でござりますけれども、投資的経費補助は、これは国の予算に計上されました投資的経費に係る国庫補助負担金等を基礎として算定した経費を計上しているところでございます。

今年度、全体としては一兆円ほどふえているかと思いますけれども、防災・減災・国土強靭化のための三ヵ年緊急対策によりまして、各事業、増加傾向にあるというふうに全体の姿としてはなつ

でいる中でございます。

その中で、今御指摘あつた文教施設の事業費でござりますけれども、前年度比で二千六百八十億円増ということで四千五百六十八億円を計上して

いるところでございますが、この増額の大きな要因としまして、公立文教施設整備費、これが二千

七百二十二億円の増ということになつております。このほか、認定ことも園施設整備交付金、十六億円増といったようなものもございまして、これらが要因となつていてござります。

○日吉委員 ありがとうございます。

続きまして、歳入の部の方に移させていただきたいと思います。

○日吉委員 ありがとうございます。

この中で、地方税、そのうち地方消費税による

歳入のところなんですけれども、これを内訳を見

させていただきますと、譲渡割と貨物割ということで、前年度と今度の予算とで増減が示されておりま

す。最初に、この譲渡割、貨物割というのがどうい

うものなのか、ちょっと御説明いただきてもよろ

しいですか。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

地方消費税でござりますけれども、消費税とど

うものなんですが、ございまして、貨物割につきましては輸入され

たものについての消費税でござります。

そうしますと、譲渡割は通常の資産等を譲渡し

たときに係る消費税、貨物割は輸入取引、仕入れ

取引に係る消費税ということです。それ

ぞれの増減の理由を教えてください。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

地財計画の収入の見込み方でござりますけれども、平成三十年度の上半期の微収実績、これをもとに、上半期と年度全体の微収率の相関に關しま

す過去の実績、これを踏まえて算定をいたしました。昨年十二月段階の平成三十年度の収入見込み額、これをもとに算定をしているところでござります。

この三十年度の収入見込み額を発射台といたし

まして、国税から提供を受けました地方消費税と

國税との収入時期のずれを勘案いたしました消費

税率の伸びを乗じまして、十月からの税率引上げ

に伴う增收分を加えることなどにより算定を行つたものでござります。

○日吉委員 算定の仕方はわかつたんですけれども、それぞれなぜ貨物割が増加するのか、なぜ譲渡割が減少するのか、その理由をもう一度お願ひいたします。

○内藤政府参考人 先ほど御答弁申し上げました

算定方法の中で、例えば譲渡割で申しますと、三

十年度の上半期実績、これを見てみますと、二十

九年度の上半期実績と比べまして六百四十三億円

の減、九六・三%というふうになつております。

一方で、貨物割につきましては、三十年度の上

半期実績が六千八百八十八億円となつております

て、二十九年度の上半期実績六千三百七十九億円

と比べまして五百九億円の増、一〇〇・八%の増

となつているところでございまして、発射台が違

うということです。

○日吉委員 十月に消費税の増税が予定されてい

るわけですから、譲渡割の部分ですか、通常の資

産等の譲渡に係る消費税の部分というのは単純に

増加するのかなというふうに考えられるんですね

けれども、減收の見込みを組んでおりますその理由

というのはどういうところにあるんでしょうか。

○内藤政府参考人 譲渡割につきましては、地方

消費税の増收というのは平成三十一年度には余り

ないかと見込んでおります。それで、こういうことになつて

いるわけでござります。

○内藤政府参考人 増収の効果が三十一年度には少ない

ということなんですねけれども、税率を上げるといふことになると、駆け込み需要があつたりして、その前にかなり売上げがふえるんじやないか、消費がふえるんじゃないかなと思つんですか。

も、それでも増収にならないんですか。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

三十一年度の地財計画額は三十年度の地財計画額を下回っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、これは三十年度の譲渡割に係る税

収の収入見込み額が当初想定の伸びを下回り、二

十九年度の地財計画と比べてほぼ横ばいとなつて

いるということによるものでございまして、要は

発射台が二十九年度ベースになつているというところによるものでございます。

三十一年度の地財計画額と平成三十年度の収入見込み額、これを比較いたしますと、税率引上げによる增收分を差し引いても微増となるものでございます。

○日吉委員 発射台が下がつてているというお話をございますけれども、そういう場合は、三十年度は予算の計画よりも実績の方がかなり下がつて

いた。要は、当初これだけ消費があるだろうと思つていたんですけれども、予想より消費が少なかつた、だから今回、消費税收入を減収で見込んで、こういうことでしょうか。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、私どもは、上半期の微収実績、実績をもとに算定をしております

ので、こういうことになつているということです。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

抑えていたかどりかということにつきましては

評価が分かれるかと思いますけれども、私どもがいただいている数値はそういう数値だということです。

○内藤政府参考人 お答えを申し上げます。

○日吉委員 どのようには、国税の方で伸び率が予想より多くない、抑えられている、そういうこ

とでしようか。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

抑えていたかどりかということにつきましては

評価が分かれるかと思いますけれども、私どもがいただいている数値はそういう数値だということです。

○内藤政府参考人 何となくわかりましたか、要するに、国税の方で予算において消費税收入がそんなに多くないだらうということを受けて、こちらの

地方税収入の方も少なくしている、それに合わせて

いるそういう御答弁ですね。ということは、

国税の方でどうなつているのか、またそれは確認

をさせていただきたいと思います。

続きまして、今消費税の話させていただきま

したので、少し消費税の、そもそも論になつてしまふんですけれども、ちょっとお伺いさせていた

だきたいなというふうに思います。

平成三十年度の地財計画額で千四百六十億円増、一〇四・四%の増と見込んだわけでござります。

一方で、上半期実績等を含めまして三十年度の収入見込み額を算定いたしますと三兆三千三百五十五億円となるところでございますが、これは、

三十年度の計画額が二十九年度の計画額と比べると約千五百億円の増と見込んでいたと先ほど御答弁申し上げましたけれども、それと比べまして、三十年度の収入見込み額は二十九年度の計画額とほぼ横ばいといふうに考えているところでござります。

○日吉委員 ほぼ横ばいといつたときには、やはり駆け込み需要とかそういうものがあれば、もう少しふえるんじやないんでしょうか。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

三十一年度の税収ということで考えました場合には、私どもは、国税から消費税の伸び率、これをいただきまして、これで伸び率を見ておりま

して、そういうことで算定をしているところでござります。

○日吉委員 ほぼ横ばいといつたときには、やはり駆け込み需要とかそういうものがあれば、もう少しふえるんじやないんでしょうか。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

三十一年度の税収とすることで考えました場合には、私どもは、国税から消費税の伸び率、これをいただきまして、これで伸び率を見ておりま

して、そういうことで算定をしているところでござります。

○日吉委員 どういふうに思ってますか。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

三十一年度の税収とすることで考えました場合

には、私どもは、国税から消費税の伸び率、これをいただきまして、これで伸び率を見ておりま

して、そういうことで算定をしているところでござります。

○日吉委員 どういふうに思ってますか。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

三十一年度の税収とすることで考えました場合

には、私どもは、国税から消費税の伸び率、これをいただきまして、これで伸び率を見ておりま

して、そういうことで算定をしているところでござります。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

三十一年度の税収とすることで考えました場合

には、私どもは、国税から消費税の伸び率、これをいただきまして、これで伸び率を見ておりま

して、そういうことで算定をしているところでござります。

○内藤政府参考人 どういふうに思ってますか。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

三十一年度の税収とすることで考えました場合

には、私どもは、国税から消費税の伸び率、これをいただきまして、これで伸び率を見ておりま

して、そういうことで算定をしているところでござります。

税制では、よく直接税、間接税というような言われ方をします。税負担をする人と納付をする人が同じ場合は直接税、それが異なる場合は間接税というようになつてあると思いますが、この消費税は、譲渡割、貨物割、地方税でいりますとそうなりますけれども、その部分につきまして、どちらも間接税、こういう理解でよろしいですか。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の点は、直接税が間接税かという分類の話かと存じますけれども、そういう分類で申しますと、間接税と分類されるものでござります。

○日吉委員 ありがとうございます。消費税は間接税ということを確認させていただきました。

続きまして、国税通則法施行令というものがあるんですけれども、この第四十六条に間接国税の範囲というものが規定されております。その中で、課税貨物に課される消費税は、この四十六条の中に、間接国税の中に含まれているんですねけれども、通常の資産の譲渡等に係る消費税については、この間接国税の範囲の中に含まれていませんが、それはなぜでしょうか。

○伊佐大臣政務官 お答えさせていただきます。

国税通則法施行令第四十六条、先生のおつしやつていただきたこの施行令については、いわゆる間接税のうち、酒税あるいは輸入貨物に課される消費税、この間接国税に関する犯罪調査、犯罪に対する調査について、特に、調査担当者が現に犯罪を行つてゐる者を発見する場合が多いといふ点であるとか、あるいは発見した場合にその者が証拠品を廃棄、隠匿することが容易だという観点から、また裁判官の許可状を受ける時間的な余裕がないという場合もあることから、こういう特殊性を踏まえた上で、裁判所の許可状によらない強制調査の厳格な要件を付して、特に例外的に認めているといふことがあります。

一方で、国内取引に係る消費税といふのについては、一般的にこうした特殊性が認められないということでございますので、この規定の適用対

象には含まれてないといふことでござります。

○日吉委員 確認ですけれども、一般的な資産の譲渡に係る消費税については、こういつた現行犯事件の臨検、捜索、差押え、こういつたことはす

る必要、場面がない、そういう理解でよろしいんですか。

○伊佐大臣政務官 お答え申し上げます。

一般的の譲渡に係る消費税については想定されないといふことでござります。

○日吉委員 この法令の中に入れていないだけなのか、実際にやる場面は、必要性というのはない、そういう理解でよろしいですか。

○伊佐大臣政務官 譲渡に係る消費税については、その申告書を事業者に出していくいただいてから、課税期間の終了後、一定期間内に申告を行つてから、さまざま調査が入るというものでござります。

○日吉委員 じゃ、続きまして、消費税と景気の関係について、少しお伺いをさせていただきます。

一般論ではございますが、消費税率を引き上げると、消費が減退し、景気が悪くなるといふ考え方方が一般論だと思うんですけれども、だからこそ、さまざまな景気対策を行つて、消費を減退させないようにするといふふうに思ひますが、税率が上がると消費が減退する、念のため、この認識でよろしいでござるか、確認させてください。

○伊佐大臣政務官 お答え申し上げます。

前回の例をとつて申し上げますと、消費税八%の引上げの際に、先生のおつしやつたような駆け込み需要あるいは反動減といふような需要変動が生じました。それによって、特に低所得者層においては消費の抑制効果が見られました。また、一律、一齊に価格変動が行われたといふことに至つております。

その後、件数としては急速に減少して現在に至つております。

その窓口で受け付けた情報につきましては、私どもの方で内容を精査した上で、必要な場合には、関係省庁に対しまして、情報があつた当該商品、サービスの価格の改定に関する実態を把握をするとともに、必要に応じて、当該事業者に対しても、消費者の理解を得るための努力を促すようにということを要請をさせていただいている、こういうことをしていただところでございます。

実際の便乗値上げの状況といふことでござりますけれども、私ども消費者庁で物価モニターとい

る、こうなるんでしようか、認識をお伺いさせていただきます。

○伊佐大臣政務官 今まで、我が国において消費税を引き下げた例がございませんので、一概には申し上げにくいと思います。

○日吉委員 例えば、百円のもの、今八%なので百八円という商品がございました、それを税率五%に引き下げましたといったときに百五円に価格となるかと、なるかも知れないし、百八円のままで、そのうち税率部分が少なくなつて、企業の利益部分があふえるのかというようなこともあります。

○日吉委員 例えは、百円のもの、今八%なので百八円という商品がございました、それを税率五%に引き下げましたといったときに百五円に価格となるかと、なるかも知れないし、百八円のままで、そのうち税率部分が少なくなつて、企業の利益部分があふえるのかというようなこともあります。

○伊佐大臣政務官 なぜ企業は消費税率を引き下げる意図があるのかなといふふうに思つております。

○伊佐大臣政務官 なぜ企業は消費税率を引き下げる意図があるのかなといふふうに思つております。

そして、もう一つ。なぜ企業は消費税率を引き下げる意図があるのかなといふふうに受けとめていたことがあります。

○伊佐大臣政務官 なぜ企業は消費税率を引き下げる意図があるのかなといふふうに思つております。

私は、事業主には関係がないといふふうに思つております。この窓口で、便乗値上げにかかる情報ですか相談を現在まで継続してずっと受け付けているところでございます。

○高島政府参考人 お答え申し上げます。

前回の消費税率引上げ時の便乗値上げの状況と

私ども消費者庁では、平成二十五年の十月から、便乗値上げ情報・相談窓口というものを開設をいたしております。この窓口で、便乗値上げに関する情報ですか相談を現在まで継続してずっと受け付けています。

○伊佐大臣政務官 お答え申し上げます。

税率が上がると消費が減退する、念のため、この認識でよろしいでござるか、確認させてください。

○伊佐大臣政務官 お答え申し上げます。

前回の例をとつて申し上げますと、消費税八%

○日吉委員 軽減税率の採用というお話をございましたけれども、そういうたときには、税率引上げの際に、軽減税率が採用されたときに、一緒に便乗して価格本体も上げてしまつていうようなことはないのかなといふのが危惧されております。

百円のものが百八円、これが百十円になるんですけども、軽減税率採用で百八円のまま据え置くのではなくて、百十円にして、本体価格部分が上がつて税率は据え置くといふような、こういつたことが起こらないかなといふのを危惧するんですが、五%から八%に上がつたとき、実際にどの程度のかなといふのが危惧されております。

○日吉委員 例えは、百円のもの、今八%なので百八円といふ商品がございました、それを税率五%に引き下げましたといったときに百五円に価格となるかと、なるかも知れないし、百八円のままで、そのうち税率部分が少なくなつて、企業の利益部分があふえるのかというようなこともあります。

○日吉委員 例えは、百円のもの、今八%なので百八円といふ商品がございました、それを税率五%に引き下げましたといったときに百五円に価格となるかと、なるかも知れないし、百八円のままで、そのうち税率部分が少なくなつて、企業の利益部分があふえるのかというようなこともあります。

○伊佐大臣政務官 今まで、我が国において消費税を引き下げた例がございませんので、一概には申し上げにくいと思います。

○日吉委員 例えは、百円のもの、今八%なので百八円といふ商品がございました、それを税率五%に引き下げましたといったときに百五円に価格となるかと、なるかも知れないし、百八円のままで、そのうち税率部分が少なくなつて、企業の利益部分があふえるのかというようなこともあります。

○伊佐大臣政務官 なぜ企業は消費税率を引き下げる意図があるのかなといふふうに思つております。

○伊佐大臣政務官 なぜ企業は消費税率を引き下げる意図があるのかなといふふうに思つております。

○伊佐大臣政務官 なぜ企業は消費税率を引き下げる意図があるのかなといふふうに思つております。

私は、事業主には関係がないといふふうに思つております。この窓口で、便乗値上げにかかる情報ですか相談を現在まで継続してずっと受け付けています。

○高島政府参考人 お答え申し上げます。

私は、事業主には関係がないといふふうに思つております。この窓口で、便乗値上げにかかる情報ですか相談を現在まで継続してずっと受け付けています。

○伊佐大臣政務官 お答え申し上げます。

税率が上がることによって、実際に、例えば、

消費者の方が買物のたびに痛税感を感じるありますとか、あるいは、特に消費税の場合は収入に占める消費税負担の割合が高いといふ逆進性の問題もござります。そうした観点から、一般に消費が冷え込んでいくのではないかというような企業の懸念があると想定はされます。

ただ、そのことを想定した上で、今回の場合

は、軽減税率と、この痛税感の緩和、また逆進性の緩和といふ点で低所得者に配慮するという観点

から実施をさせていただこうといふことを計画しているところでござります。

う制度を持つております。個別の店舗で販売しておる品目の商品の価格変動についてずっとモニターをしておりますけれども、その結果として、前回の平成二十六年四月の時点では、税抜き価格が据え置かれた品目も多うございましたし、また、引き下げられたものも多くございました。一概には言えないような状況でございました。

総合的に見て、当時の消費者物価指数をみると、平成二十六年四月は、前月比で二%程度の前月比の上昇でございました。したがいまして、前回の時点では、全

物価水準は消費税率の引上げ幅の範囲内であつたものというふうに考えて いるといふでございます。

そういう結果が出でているということではございま
すが、今いろいろ質問をさせていただきまし
て、やはりちょっと申し上げたいことは、確かに
に、税率引き上げによって、企業が消費が減るので

はないかとどうことを危惧されるというのもあるかもしれません。でも、軽減税率を使うことによって、一部の企業に便乗値上げなどをしても利益が残ってしまうんじゃないかなといったところ

が気になつてゐるところでもござります。
一方で、お話をありましたけれども、逆に、価格 자체を変えることができなくて、企業自体がそ
ういった利益を削つて納税をふやすというような

ケースもあるのであるうど。

なんですが、そういうふた中で、最初に、消費税は間接税ですかというふうに確認をさせていただきましたけれども、よくよく考えてみると、実際に、企業自体がその消費税部分、増加部分を利益からぬっていることなどあつたりするし、法人税といつたって、もともと売上げというのは、消費者が払って売上げを立てて、そこから利益をつくつている、法人税は直接税ですけれども。

そういうつたことを考えると、この消費税部分といふのは、別に企業の利益の一部なのではないかなどという見方もできるのかなといふうに考える税制かなというふうに思つております。

そういう中で、消費税、何かとすると、ある意味、強制的に物価を一%なり上げるとか、そういうことをミ占つて、二%なり上げるとか、

いた効果が出てしまうと、いうことになるのかな
というふうに思つております。

消費税の実際は法案の方にちつとアラセでいただきますけれども、先日もちょっと質問をさせていたたきましたが、幼児教育、保育の無償化についても、この問題をどうお考えですか。

化、これは予定されているわけですが、消費税増税

をしない場合でもこの無償化は予定どおり行うかどうかをもう一度確認させてください。

○安藤大臣政務官 お答えいたします。

る十二分な対策を講じた上で、リーマン・ショック級の出来事がない限り、法律で定められたとお

り、ことし十月に現行の八%から一〇%に引き上げる予定です。

幼稚教育、保育の無償化については、消費税率引上げによる增收分を活用し、本年十月から実施

することとしており、今国会にその実現のための法案を提出したところでござります。

幼稚教育 保育の無償化は消費税率の引き上げを前提として実施することとしており、政府としては、消費税率の二・二%を年間二十万円で用

は消費税率の引上げに向け経済運営は万全を期すこととしております。

無償化をやるかどうかといふうにお伺いしたんですけれども、そのところの御答弁がなかつた

○安藤大臣政務官　今のこと、政府の方針とし
ように思いますが、もう一度お願ひできますか。

ては、リーマン・ショック級の出来事がない限り、法律で定められたとおり、ことし十月に現行

の八%から一〇%に引き上げる予定にしておりま
す。

第一類第二号
総務委員会議録第四号
平成三十一年一月二十一日

は公職の候補者等に含まれるという規定もござります。

また、当該選挙区内にある者につきましては、これは国や地方公共団体も含まれるというふうに解されておりまして、ふるさと納税は地方公共団体への寄附であるということをございますので、議員みずから選挙区内にある地方公共団体に対してふるさと納税を行うということは、公職選挙法第百九十九条の二の禁止の対象になる。

一方で、選挙区外の地方公共団体につきましては、通常は禁止されるものではないと考えられております。

○日吉委員 ありがとうございます。

私は、東海ブロック比例で当選をさせていただきましたので、東海ブロック内でのふるさと納税、これは禁止されるというふうに理解しました。

そうしますと、小選挙区の先生であればその小選挙区内、そして参議院の全国比例の方は日本全国でできない、こういうふうに理解をさせていたいたいところでございます。

だからというわけではないんですけれども、政務三役の方に、このふるさと納税をやられた経験

があるかどうかを少しお伺いさせていただきたいと思います。御出席の方、よろしくお願ひいたします。

○鈴木(淳)副大臣 私は、しております。

○古賀大臣政務官 私も、ふるさと納税をしたことはございません。

○日吉委員 先日も、マイナンバーの登録において、実際に制度を行なうに当たれば、自分自身でもやってみるというようなことが、状況を確認してみると、これが大切なというようなことがございました。

そういうことで、皆様、どういうような状況なのかなというのをちょっと確認させていただきましてけれども、そういった意味で、公職選挙法に反しない範囲で一度利用してみるのがいいのかなというふうに思います。

続きまして、このふるさと納税でございますけれども、これが始まったのは二〇〇八年からです。

が、そもそも寄附金控除 자체は昔からあったわけだと思います。昔は、本当の意味で、寄附した結果で所得控除が受けられ、副産物的なメリットという制度でございました。そもそも自治体間での返礼品の過熱などなかつたわけでございます。

私が考えるふるさと納税というのは、みずから故郷や何らかの関係のある町であつたりした、こういった自治体に対して応援の気持ちを込めて寄附金を供与する、こういう制度であつたと思うのですが、どこでどのように変化をしたのか、返礼品の送付が広く当たり前のように行われるようになつてしましました。寄附金を供与する人たちも、みずから故郷への寄附というよりも、返礼品の豪華さに注目してこの制度を利用しているケースが多いのかなというような現状もあるのかなと思います。

この状況につきまして、石田大臣、率直に、このふるさと納税制度、これは必要なものなのかどうか、お伺いをさせていただきます。

○石田国務大臣 議員御指摘のように、ふるさと納税制度は、ふるさとやお世話になった地方団体への感謝の気持ちを伝える制度であるとともに、税の使い道を自分の意思で決めることができる制度として、平成二十年度税制改正において創設されたものであります。

最近では、制度として国民の間に随分と浸透いたしまして、例えば、災害時の被災地支援として制度を活用するなど、制度本来の趣旨に沿つたよい事例が生まれているのも事実でございます。また一方で、我が国において人口減少が深刻化する中で、地域資源の最大限の活用や、地方団体がみずから財源を確保し、さまざまな施策を実施するための有効な手段ともなっているわけであります。

制度のあり方についてさまざまなお意見があることを承知をいたしておりますが、制度本来の趣旨を踏まえ、一定のルールの中で国民の理解を得

ながら健全に発展していくことが重要であると思っております。

○日吉委員 御説明ありがとうございます。

ちょっとと関連しまして、もう一つ。

昨年末、二〇一八年十二月二十八日に朝日新聞に掲載された記事でございますが、ふるさと納税による自治体ごとの昨年度の収支、これが全国の自治体の約六割で前年度より悪化したという報道でございました。

大都市から地方への税収移転を狙つたこのふるさと納税という制度でございますが、返礼品競争の過熱で特定の自治体に寄附が集中し、本来恩恵を得られるはずの地方の町や村でも、住民がよそへ寄附することによって税収流出に苦しんでいるという侧面もあるかと思います。

市町村と東京二十三区の合計千七百四十一の自治体のうち、赤字が拡大又は黒字が縮小したのは五八・三%、千十五の自治体でございました。町、村に限つても、四九・八%が悪化していたということございます。

その背景には、豪華な返礼品で寄附を集める勝ち組の存在があるからだとも言われております。

○石田国務大臣 総務省さんが一五年度に寄附の受入額の上位五十の自治体に、全国の総額、二〇一七年度で三千六百五十三億円の約四割が集中しているという調査結果でございます。

総務省さんが一五年度に寄附額の上限を約二倍に拡充し、寄附の手続も簡略化したことでもあって、寄附総額は最近五年間で三十五倍に急増しておおり、一七年の寄附にかかる住民税控除の総額は二千四百四十八億円で、前年より六百六十五億円もふえました。勝ち組に寄附が集中したまま税率流出の規模が拡大した結果、多くの自治体で收支が悪化した、こういった調査結果でございます。

○古賀大臣政務官 お答え申し上げて

いるか、お尋ねいたします。

の送付につきましては、一つは、このふるさと納税制度が国民の間に浸透したこと、あるいは、民間事業者のポータルサイトにおきまして複数の地方団体の返礼品が容易に見比べられるようになったこと、こういったことが背景にあるもの、こういうふうに認識しているわけでございます。

総務省といたしましては、一昨年四月とそれから昨年四月の二回にわたりまして総務大臣名での通知を発出するとともに、あらゆる機会を通じて必要な見直しを要請をいたしまして、各地方団体の責任と良識ある対応をお願いしてきたところでございますけれども、依然、一部の団体におきまして過度な返礼品を送付する状況が続いているというところであります。

こうした過度な返礼品や過度な宣伝広報によりまして、不適切な形で寄附金を集めることによりまして、先ほど委員御指摘のあったとおり、この当該団体に寄附が集中をいたしまして、これにより、他の地方団体の大きな減収につながっている実態を是正する必要がある、こういうふうに認識をいたしております。

そのため、今般の税制改正におきまして、寄附金の募集を適正に行なう地方団体をふるさと納税の対象とするよう、制度の見直しを行いたい、このように考えております。

そのため、今般の税制改正におきまして、寄附金の募集を適正に行なう地方団体をふるさと納税の対象とするよう、制度の見直しを行いたい、このように考えております。

○日吉委員 この勝ち組という話でございますけれども、このふるさと納税の制度、寄附した額の大部分の金額が控除できる、ただ、一定の負担がございます。でも、その負担よりも多いような返礼品があつたりする。

そうした場合に、そもそも、財源がこれによってトータルでふえるのではなく、そのある財源を各自治体ごとで配分というか奪い合つているような状態になつてきている、そついつた側面も見逃せないのかなというふうに思つております。適正な配分という方法であれば、別にほかにもあろうかと思います。そういう意味でも、ちょっと問

うということです。自民党は、全部自民党本部の中でやると思いますが、我々は、全部表でやるのを政党的旨としていまして、苦言とか非難とかそういうものも全てオンでやるというのが日本維新の会の党はありますて、何とぞ、そういうところにも御配慮をいただきたいと思います。

それで、きょうは、そういう意味では総務省以外からも、門山政務官に再びおいでいただきたいと、内閣府から田中副大臣もお越しいただいてるので、どっちをどうしようかなと思っているんです。が、先に、じゃ、法案審議でもありますから、しっかりとあるさと納税について質問をさせていただきて、その後にマイナンバー、議論をさせていただきたいと思います。

まず、総務大臣、このあるさと納税、これは何のためにやっているんですか。

○石田国務大臣 足立議員にお答えをさせていただきます。

ふると納税は、あるさとお世話になつた自治体への感謝の気持ちを伝えることや、税の使い道を自分の意思で決める、そういう意味で申し上げます。

○石田国務大臣 足立議員にお答えをさせていただきます。

ふると納税は、あるさとお世話になつた自治体への感謝の気持ちを伝えることや、税の使い道を自分の意思で決める、そういう意味で申し上げます。

ふると納税は、あるさとお世話になつた自治体への感謝の気持ちを伝えることや、税の使い道を自分の意思で決める、そういう意味で申し上げます。

○足立委員 さて、あるさとお世話になつたところ、あるいは被災地、それ以外が多いんじゃないですか、実際は。

○足立委員 じゃ、かつていたところ、あるいはお世話になつたところ、あるいは被災地、それ以外が多いんじゃないですか、実際は。

○足立委員 じゃ、大臣、あるさとお世話になつたところ、被災地以外を言ってください。

いや、ほかにどういうものがあるんですか。

○石田国務大臣 お答えをさせていただきます。

本来の趣旨はそういうことでありますというふうなことがあります。

○足立委員 どうかと言つてください。

○足立委員 だから、この制度は、既に本来の趣旨とは異なつてゐるんですよ。異なつてゐるんだから、私は、もう違うんだたら違うで認めたらどうかと言つてゐるんですよ。

それを、あの手この手で小細工をして、それでその制度を何か維持しようと、まあ言つたら言ひわけですよ。そういうことをやつてゐるから国民党は混乱する。

一番その被害をこうむつているのは、泉佐野の千代松市長ですよ、千代松市長。大臣、何か大臣は、千代松市長の取組を取り上げていろいろ御批判をされているそうであります、そもそも泉佐野市というのは、夕張市、夕張市は破綻しましたね、夕張市に統いて財政破綻寸前だったんですね。夕張市が財政再建団体ですか、健全化団体、それは、夕張市なんかも大変な御苦労をされているわけであります。私が市長をしているときも、大変裕福な団体ではございませんでした。全国の市町村長の大半が、いかに財源確保をして、いかに住民の要望に応えて行政を行なうか、本当に日夜苦労されているというふうに思いました。いや、僕はきょう、トップバッターの山花先生の質問、一〇〇%同意です。地方分権というの

ますけれども、あるさと納税の本来の趣旨といふことで申し上げたわけでありまして、それは、ふるさと納税という名前にもうふざわしくない。だって、ふるさと、大臣、まあ誰でもいいですよ、これはあるさとに限定しているんです。その自分たちの税を納める自治体を、自分が今住んでいるところじゃないところに、あるさとに限定しているます。

○石田国務大臣 先ほど答弁申し上げましたように、あるさとお世話になつた自治体への感謝の気持ちを伝えること、それから、税の使い道を自分で伝えたいということと、最近、国民の中に、やはり一部であつても自分の意思で寄附と、被災地への支援、そういう形で利用されていると思います。

○足立委員 お世話になつたところの私は選択肢の一つだろうと思つております。

○足立委員 じゃ、大臣、あるさとお世話になつたところ、被災地以外を言つてください。

いや、ほかにどういうものがあるんですか。

○石田国務大臣 お答えをさせていただきます。

本来の趣旨はそういうことでありますというふうなことがあります。

○足立委員 どうかと言つてください。

○足立委員 だから、この制度は、既に本来の趣旨とは異なつてゐるんですよ。異なつてゐるんだから、私は、もう違うんだたら違うで認めたらどうかと言つてゐるんですよ。

それを、あの手この手で小細工をして、それでその制度を何か維持しようと、まあ言つたら言ひわけですよ。そういうことをやつてゐるから国民党は混乱する。

今まで千代松市長を非難したこと、苦言を呈したことについて、まず反省を求めます。謝罪を求めます。その上で、評価すべきだ、表彰すべきだと思いますが、いかがですか。

○石田国務大臣 足立委員にお答えさせていただきます。

まず一つ、泉佐野市が財政再建団体ですか、健全化団体、それは、夕張市なんかも大変な御苦労をされているわけであります。私が市長をしているときも、大変裕福な団体ではございませんでした。全国の市町村長の大半が、いかに財源確保をして、いかに住民の要望に応えて行政を行なうか、本当に日夜苦労されているというふうに思いました。いや、僕はきょう、トップバッターの山花先生の質問、一〇〇%同意です。地方分権というの

いる日本の仕組みつてやはりおかしいんですよ。山花先生はおかしいと言つた。もう全く同意であります。同じ党でやりたいぐらいですよ。ああ、要らないですか。いや、山花先生がもう少し憲法改正に真面目にやってくださつたら、もうちょっとと、憲法審査会の筆頭幹事として、やはり余りそこでまた頑張らすに、やはり国民の手に憲法を取り戻すために働いていただくことを、ここで改めて山花筆頭幹事にお願いしておきたいと思います。

さて、大臣、私は、そういう歴史のある泉佐野市長が、自分たちの税収を最大化するために、総務省が設定したルールの上で最大限の税収を確保しようとするのは、僕は当然だと思うし、それは、泉佐野市民から負託を受けた市長として、私は当たり前だと思うんですよ。

彼がつていろいろ配慮しているんですよ、総務省には。配慮しているけれども、でも、総務省がルールをつくつてゐるんだから、そのルールのもとで最大限頑張る。何か、総務大臣は、千七百ある全国の自治体に、何か、総務省、そんたくしてくれと言つてゐるんですか。総務省が決めたルールのもとで最大限努力するのは偉いじゃないですか、褒めてくださいよ。

今まで千代松市長を非難したこと、苦言を呈したことについて、まず反省を求めます。謝罪を求めます。その上で、評価すべきだ、表彰すべきだと思いますが、いかがですか。

○石田国務大臣 足立委員にお答えさせていただきます。

まず一つ、泉佐野市が財政再建団体ですか、健全化団体、それは、夕張市なんかも大変な御苦労をされているわけであります。私が市長をしているときも、大変裕福な団体ではございませんでした。全国の市町村長の大半が、いかに財源確保をして、いかに住民の要望に応えて行政を行なうか、本当に日夜苦労されているというふうに思いました。いや、僕はきょう、トップバッターの山花先生の質問、一〇〇%同意です。地方分権というの

いる日本が理解しています。大臣が理解していないんだ」と呼ぶちよつと待つてください。

○足立委員 大臣がもうお答えをいただきました。

い。理解してください」ということです。

それから、ルールということありますけれども、平成二十年に制度ができたわけですね。そのときのルールはそのとおりでござります。そして、それに伴つて皆さんかいろいろなことを行われる中で、いや、これは制度の趣旨に反するんではないか、ちょっと行き過ぎではないか、そういう声が至るところから出てきたのも事実なわけですね。

そういうことを受けて、高市大臣が、総務大臣が通達を出された。そして、野田総務大臣も通達を出された。私も就任以来、やはりこれを長く、いろいろな方々の理解を得ながらやつていくためには、やはり一定のルールの中でやっていくべきではないかということです。総務省からの、例えば、地場産品であるとか、三割以下であるとか、それなりのことをお願いしたわけです。しかし、これは法改正が伴つから時間的にすぐにはいかなかつたということがあるわけで、私たちは、その通達に基づいて、現実に御理解いただいた団体もたくさんあるわけですね。一回目の通達で御理解いただいた団体、二回目の通達で御理解いたいた団体、そういうことも現実にあったということは御理解いただきたいと思います。

○足立委員 いや、まず、最初に設定したルール

がおかしかつたんでしょう。だから、全国の自治

体から不満が出てきた。最初の設定が悪かつたん

じやないですか。まず悪かつたのは総務省でしょ

う。総務省のルール設定が間違つていただから混亂

したんじゃないですか。そうでしよう。まず謝るべきじゃないですか。

○石田国務大臣まあ、制度というのは、最初か

ら一〇〇%ということはめつたにないわけであり

まして、まずは行う。そして、これは性善説です

よ、こういうルールの中で、先ほども申し上げま

したけれども、やはりあるさととか、あるいは

お世話になつたところに、何とかしたい、そういう

皆さんの寄附の風土を醸成したい、そういうこ

とであつたんだらうというふうに思います。そ

いうことを含めていつて、やつた。

その上で、制度について、そやから、制度がで

ますね。

それで、私は、もうこの制度は、ふるさと納税の名前に値しない、全く評価しないです、ふるさ

と納税。

だつて、ふるさとじやないんだもん。

また、じゃ、総務省、例えば、どれだけがお世

話になつた地域で、納税している先、どれだけが

お世話になつた地域で、納税額全体の中で、どれ

だけが被災地で、数字を持っていますか。

私はからも意見を申し上げた、そういうことでござ

います。

○足立委員 事務方でいいですけれども、泉佐野市はそんなにルールを犯したんですか。まず、泉佐野市が、大臣がおつしやつている、一体、通達のどこをどう犯したか、ちょっと簡単に紹介できますか。

○内藤政府参考人 先ほど大臣が御答弁されましたように、私も、累次にわたりまして、三割以下のところをどう犯したか、ちよつと簡単に認識をしておられる返礼品につきましては、いずれもその基準を満たしていないというふうに認識をしているところでござります。

○足立委員 泉佐野は、例えば二割、五割という議論もありますよ、普通の何か取扱いをしているサイトとかにいろいろ頼むと、そこに手数料を払わなあかんから、わざわざ自分のところでそういう手続をするようにして、そういうお金を節約して、その分を納税者に返そうとしている。僕は、市長としてやつていることは当たり前のことだと思いますよ。

○足立委員 なぜ把握するのが困難なんですか。

まあいや、やめておこう。ちよつと、きょう、時間がないんでね。

とにかく、そんな態度で、上から目線で、法律を四の五のさわつてやること自体がちよつと尊大

ですよ、尊大。

先ほど、泉佐野市が何かルールを犯しているみ

たいな、失礼なことを言いましてたけれども、

これがからつくる、皆さんがこれからつく

る、何か、返礼品三割と法定する、そして地場産

品、金錢類似性、いろんなこと、ルールをつくつ

違つんですよ、これは、たくさん納税している人

ていますけれども、これはルールが明確じゃないんですよ。きょう、累次いろんな委員の方々がいろんな委員会でこれは議論していますけれども、地場産品の定義も曖昧だつて、結局バスケットクローズで、地場産品はその他もろ總務省が考えたものでいいんですつて、最後はバスケット

クロークで広げてあるんでしょう。そうですよ

ね。局長かな、そうですよね、広げてあるんです

よ。金錢類似性、よくわかりませんと言つている

わけですよ。

そんな適当なルールの上で自治体に競争しろと

いうこと自体が、じゃ、一々総務省にお伺いを立てるんですか、これは。そういう、一々総務省にお伺いを立てないといけないふるさと納税、一々国税庁にお伺いを立てないといけない軽減税率、そういう曖昧な制度をつくる政権はもう無理です

よ、これは。国民は納得しない。

それで、きょうは内閣府の田中副大臣にお越し

をいただいています。

私は、この制度は既に、ふるさと納税の趣旨は

もう崩壊をしているけれども、お世話になつたと

ころという趣旨は、だつてチェックをしていない

んだから。この趣旨は口だけ、形だけ、言いわ

け。そういう言いわけに基づいて、いろいろと上

から目線で千代松市長のことをいろいろおつ

しゃつた大臣に対しては、私は本当は寵免を求める

たいぐらいですよ。そういう、でも、やっぱなこと

は、私は無責任野党と違いますから言いません

が、しかし、今回のことはやはり目に余る。

それで、きょう御提案したいのは、総務省が計

算していないからこっちで計算しますよ、今回

の、計算というか、今回

この税制はすばらしい

んです。大臣、僕はすばらしいと思いますよ。

だつて、納税者が自分たちがどこに納税するか決

められる制度でしよう。こんなすばらしい制度は

ない。

その上で、きょう、どなたかの質問の中では、高

所得者に有利じゃないかという話がありました。

に有利なんですね。そういうことですよね。高所得者を優遇すると言つたら何か悪いことのように思われますけれども、大体、所得税をたくさん払っている人って立派じゃないですか、国家として。お金もうけして、たくさん所得を得て税金を納めてくれている。

自民党的支持者の中には、全国の地方の豪族の中には納めていない人がいますよ、あの手この手で地下に潜つて。ああ、地下に潜つてるのは共产党の関係者かもしれませんけれどもね。ああ、やめたやめた……(発言する者あり)撤回しました。地トに潜つているのは共产党の関係者というのもは撤回し、謝罪をします。

でも、自民党だつて一緒に民主党といふのは、わざわざ、わざわざ水面、要は、脱法的脱税つてあるんですよ、脱法的節税つてあるんですよ。大体、本当のお金持ち、本当に賢いお金持ち、自民党的国會議員に連なつているさまざまな豪族たちはほとんど税金を払っていないですよ。所得税を払つてている人は、眞面目な、愚直な、眞面目に働いている人です。そういう人たちに報いをうこうとするこの税制、僕はすばらしいと思います。

そして、加えて、減税するだけじゃなくて、その減税したお金はどこに行くか。全部、財・サービスの購入に行くんですよ、一〇〇%。そうですね。

このふるさと納税というのは、所得税をたくさん払つていてる人に対するお礼の制度なんですね。それも、減税するとお金はほかのところへ行きます。貯金とかに行きます、貯蓄とかに行きます。そうじやなくて、全て消費に回るんですよ。こんなすばらしい消費拡大策はありません。

今、総務省、経産省、内閣官房で、プレミアム商品券とか、ポイント還元とか、いろいろ何かわけのわからない、できの悪い制度を官僚がいじくり回してつくっていますけれども、あれはいじれもだめです。これがいいんですよ。このふるさと納税こそ消費喚起策なんですよ。

さきのうのきよで田中副大臣に申しわけないんですが、私は、数値的にまだ無理でも、一定の景気拡大効果、一定の景気対策の効果が当然これはある、だつて減税策なんだから、減税して一〇〇%消費に回る制度なんだから、これはすばらしい消費拡大効果があると私は思っていますが、内閣府の御見解をお願いします。

○田中副大臣 ふるさと納税の趣旨は大臣の方から申し述べたとおりであります。寄附を受けた自治体にとって、やはり返礼品を通じて、その分地域の消費増加となるということは事実だろうと思ひます。また、全国の人に、地域の名産品でとか産業、これを知つてもらう機会にもなります。このため、ふるさと納税制度、もちろん地域活性化に貢献し得るものだと思っております。

収入があふれる地方団体、あるいは返礼品の関係業界にとってみれば、やはり地方経済対策的な効果、これは出る可能性は十分あると思つていてます。一方で、仮に収入が減つた地方団体、その分の財政支出、これを減らせば、国全体で見れば需給拡大とはならない、こういう可能性もあると思ひます。やはり制度の性質上、景気対策として真正面から捉えるというのはなかなか難しいかと思います。

しかしながら、一方で、ふるさと納税の活用事例をさまざま見ておりますと、観光促進などとスタートアップ支援、こうしたものの産業振興などに利用している。こういう地域経済力を強化する事業にも使われていてることもあります。

地方団体がやはり創意工夫して、地方産業の生産性向上につながつていけば、これは日本経済にとっても大変有意義なものになると考えていました。

○石田国務大臣 先ほど来、制度の趣旨について申し上げましたけれども、自治体間の競争を前提とした制度ではございません。

○足立委員 いや、それは驚いたな。競争を前提としないんですか。びっくりしたな。ちょっと想定外の答弁なんで一瞬言葉を失いましたが、競争しないということは、何をするんですかね。

それぞれの自治体が多くの方に、いろいろかかわりのある方、被災地だつて、それは一生懸命復興のために頑張る、そのため必要な税金を、日本国民の皆様からその税金を集め、それは切磋琢磨じゃないんですね。

○石田国務大臣 少し長くなりますが、先日、泉佐野市の話があつたときに記者会見がございました、これで、いろいろやりとりして誤解が解消されました。私は、総務大臣コメントという形で文書にさせていただきました。

ふるさと納税は、ふるさとやお世話になつた自治体への感謝の気持ちを伝える制度であるとともに、税の使い道を自分の意思で決めることができる制度です。

この制度から、例えば災害時の被災地支援としての活用など、良い事例が生まれてきています。

また、ふるさと納税は、人口減少が深刻化する中で、地域資源を最大限活用し、地域経済を再生させていく上で、重要な役割を果たしておられます。しかし、今みたいな詭弁の、総務省の詭弁の制度じやなくて、ちゃんと景気拡大策なんですよ。

として位置づけてやつていく。

今、田中副大臣もおっしゃられたように、もちろん、これは自治体が競争するわけだから、減るところもある。でも、それはいいんでしよう、総務大臣、誰でもいいよ。これは、自治体が切磋琢磨する、千七百ある全国の自治体が競争して、競争に勝つところもあれば、税金を集める、いう意味で、競争に勝つところもあれば負けることもあります。そういうことはいいんでしよう、それで、いいですね。

○石田国務大臣 先ほど来、制度の趣旨について申し上げましたけれども、自治体間の競争を前提とした制度ではございません。

○足立委員 いや、それは驚いたな。競争を前提としないんですか。びっくりしたな。ちょっと想定外の答弁なんで一瞬言葉を失いましたが、競争しないということは、何をするんですかね。

それぞれの自治体が多くの方に、いろいろかかわりのある方、被災地だつて、それは一生懸命復興のために頑張る、そのため必要な税金を、日本国民の皆様からその税金を集め、それは切磋琢磨じゃないんですね。

○石田国務大臣 少し長くなりますが、先日、泉佐野市の話があつたときに記者会見がございました、これで、いろいろやりとりして誤解が解消されました。私は、総務大臣コメントという形で文書にさせていただきました。

ふるさと納税は、ふるさとやお世話になつた自治体への感謝の気持ちを伝える制度であるとともに、税の使い道を自分の意思で決めることができる制度です。

この制度から、例えば災害時の被災地支援としての活用など、良い事例が生まれてきています。

また、ふるさと納税は、人口減少が深刻化する中で、地域資源を最大限活用し、地域経済を再生させていく上で、重要な役割を果たしておられます。しかし、今みたいな詭弁の、総務省の詭弁の制度じやなくて、ちゃんと景気拡大策なんですよ。

制度を大事に思い、健全に発展させていきたいという思いを共有していただいております。

さらに、都市部の住民のうちには、地方にふるさとや強いつながりを持つ方々が多数おられますことから、その方々の地方への思いの現れとして行われるふるさと納税については、都市自治体にも理解いただけるという仕組みがあり、都市と地方それぞれの自治体が制度の趣旨を踏まえた対応することで成り立つ制度であります。

泉佐野市が新たにキャンペーンでプレゼントするというギフト券は、「地場産品」でもなければ、「返礼割合三割以下」でもなく、また、地域活性化にもつながりません。

これはアマゾンとすることです。これは、今のアマゾンの部分はペーパーではありませんが。

多くの自治体が財源確保に苦しんでいる中、総務大臣からの度重なる要請を無視して、制度のすき間を狙つて明らかに趣旨に反する返礼品によつて寄附を多額に集めようとすることは、自分のところだけが良ければ他の自治体への影響は関係がないという身勝手な考え方であり、このような考えがまかり通れば、社会的にも、教育的にも、悪影響が大きいと考えています。

また、既に制度の趣旨に沿つた見直しを行つた自治体や、都市部の自治体の皆さん理解を得ることは到底できず、ふるさと納税制度の根幹を揺るがし、制度の存続を危ぶませるものと考えています。

このたび、ふるさと納税制度を守り、健全に発展させていく観点から、返礼品を送付する場合には、返礼品を「返礼割合三割以下」「地場産品」とする制度の見直しを行うこととし、ほとんどの自治体の皆さんには、既に制度の趣旨に沿つた見直しをしていただいています。

各自治体の皆さんにおかれましては、制度の趣旨を踏まえた良識あるご対応をお願いいたしま

こういう総務大臣コメントを出させていただきました。

○足立委員 これは大事なことですから、途中でとめずに全文をお読みいただきました。これは普通やりませんよ、こんなこと。

しかし、大臣、今大臣がおっしゃられた趣旨に沿った金額が幾らで、まあ、静岡の小山町とか、そういう、まあ、要は、性格が悪い地方公共団体はどうだけで、性格が悪い、そういう自治体が幾らか、金額も把握していないんですよ、総務省は。

だから私は、今の枠組みで、そして先ほどもあつたような、地場産品の定義も曖昧、金銭類似性の定義も曖昧、返礼品の選定プロセスも曖昧、指定の取消しといって上から目線で総務省が自治体に目を光らせる、でも、目を光らせるけれども、どうやつたら取消しになるのかわからない、こういう中でこの法律を運用していくと、僕は結局は、まあ、自民党が六十年間続けてきた、業界だけじゃないですよ、全国の地方公共団体の護送船団行政ですよ、これが強化されるばかりで、より公正な、自治体がそれぞれ切磋琢磨する二十一世紀にふさわしい日本の社会をつくることはできないと、根本的な問題として私たちはそれを申し上げ、どうせだったら、そういう詭弁、きれいな言葉ではなくて、実際に大きな金額が消費活性化に流れている中で、まさに大臣おっしゃられた、納税者が自由に納税先を選べる、その趣旨を徹底する、そして減税、たくさん所得税を納めてくださっている方への納税策としての趣旨を明確にする、それは違うと言っているけれども、そういう面がある、そういう面がむしろ強いんですよ。

それで、もし私が申し上げているような制度をしつかりとつくるとすれば、一つだけ懸念があります。私たちの案にも懸念があります。それは、自治体が返礼品を選ぶ選び方です。今でもそうですけれどもね。そりやすごい権力ですよ。だから、その商品はばか売れするわけですよ。だから私は、今の総務省の制度である、足立あるいは総務

新の会が提案している消費拡大策であれ、しっかりとその返礼品の選定プロセスだけは透明化していく必要があると思う。

例えば、ある一定の要件を満たしている返礼品であれば、うちをカタログに載せてくれと言えば、例えば応援義務を課する。応援義務、お医者さんが、患者さんがそこにいたら、それを診察しないといけない義務と同じです。要件を満たす財・サービスを提供している事業者の方からこれを使ってくれと言われたら、首長さんは断れないようにして、これはえらい利権ですよ。そういう制度を検討する必要があると思いませんか。

誰でもいいですよ。

○内閣府政府参考人 お答え申し上げます。

今回、ふるさと納税制度を健全に発展させるための制度の見直しを行います中で、地方団体が返礼品を送付する場合にあっては、送付する返礼品の内容を一定の範囲にとどめることといたしましたけれども、新制度下におきましても、各地方団体が具体的にどのようなプロセスで返礼品を選定するにつきましては、地方自治法上に規定されております地方公共団体が行います調達の一般的なルールに基づいて、各団体の判断により行われるものでございます。

もとより、返礼品の調達につきましては、地方団体の歳出により賄われることでございますので、各地方団体におきまして、議会への対応を含め、説明責任を果たし、適切に御対応いただきたいと考えております。

○足立委員 こういうところだけ自由にやってくれ、それで、手を出さなくていいところだけ上から目線で枠をはめていく。だから、今総務省がやっていることは、我々維新の会が考へている制度のあり方からすると真反対です。縛るべきところを縛らずにルールを設定すべきところ、調達の仕組みのところの、そのルールを設定すべきところをほつたらかしにして、しなくてもいい、自由に切磋琢磨させたらいいところを上から抑える。私は、とにかくこの制度については、総務

省の進んでいる方向は真反対である、価値的じゃない方向に行っているということを改めてお訴えをしておきたいと思います。

副大臣、済みません、ありがとうございます。

さて、残り時間でマイナンバーに行きたいと思いませんが、冒頭御挨拶をいただきました門山政務官、御承知のとおり、昨年、臨時国会の入管法改正で、我々は修正をしていただきました。閣法の修正ですから、それは大変でしたよ。私たって謝らないでいい人に謝つてまで戻ってきたんですね。それは、入管法の討論に私が参加して、マイナンバーについてちゃんと議論させるためですよ。私たって身を削つているんです。自分の言いたいことも抑えて、いろんな人に謝つて、それでこうやってマイクを握っているんですよ。その修正をどうやって反映しているんですか、

今、

○門山大臣政務官 私も、足立委員が一生懸命やつていただいて、特に改正入管法の附則第十八条第一項がつくられたということはよく存じ上げております。とにかく、在留カードその他の番号の利用のあり方について検討を加え、必要がある場合には所要の措置を講ずるものとするということが明確に規定されているのは、まさにこれは先生を始め多くの先生方の御努力で、こういう附則が入つたというふうに承知しております。

○足立委員 いや、それで、政務官、申しわけない、そしてそれが入ったわけですよ。そこには何と書いてあるか。公布後、速やかに検討と書いてあるんですよ。

○石岡政府参考人 お答えします。

入管法等改正法の附則十八条第一項の検討状況についてでございますが、関係省庁によるタスクフォースにおきましては、入管法等改正法の附則第十八条第一項の規定も踏まえまして、在留カード番号等の利用のあり方について検討が行われております。これまでのところ、外国人を雇用する事業者がハローワークに提出することとされることがあります。これまでのところ、外国人を雇用すること等が議論されておるところでございます。在留カードとマイナンバーカードの一元化につきましても、引き続き、その関係等について検討を進めてまいりたいと考えております。

○足立委員 もう話にならないね。

総務大臣、十二番目の問い合わせですが、先日、先週金曜日にデジタル・ガバメント閣僚会議というのがありました。閣議レベルの閣僚会議がありました。そこで、議長である菅官房長官から、総務大臣は、副議長である総務大臣はマイナンバーを頑張つていこうという、これは閣僚会議で決めましたよね。いや、入管法改正案の公布。まあ落ちついて。ゆっくりどうぞ。難しい質問じゃないよね。

○石岡政府参考人 お答えします。

昨日の十一月でござります。

○足立委員 まあ、いいけれども、眞面目にやつてくれよ、眞面目に。去年の十二月に公布されているんです。法律には、法律というのは法律ですよ、公布後、速やかに検討すると書いていませんか、政務官。

いや、山下大臣に恥かかせるなよ、予算委員会で。これだけもう何回も何回もこの話をしているんだけれども、何か検討会をつくるとかしたら、僕たつたらするよ、すぐ。やらないの、そういうふう。山下大臣に何かせりふを与えてあげるよ。山下大臣いい人なんだから、よろしく支えてやってくれよ、ちょっと。

○門山大臣政務官 委員御指摘のとおりでござります。

○足立委員 じゃ、法律をたがえているんですね、皆さんは、法務省。

いや、山下大臣に恥かかせるなよ、予算委員会で。これだけもう何回も何回もこの話をしているんだけれども、何か検討会をつくるとかしたら、

僕たつたらするよ、すぐ。やらないの、そういうふう。山下大臣に何かせりふを与えてあげるよ。山下大臣いい人なんだから、よろしく支えてやつてくれよ、ちょっと。

○石岡政府参考人 お答えします。

入管法等改正法の附則十八条第一項の検討状況についてでございますが、関係省庁によるタスク

フォースにおきましては、入管法等改正法の附則第十八条第一項の規定も踏まえまして、在留カード番号等の利用のあり方について検討が行われております。これまでのところ、外国人を雇用する事業者がハローワークに提出することとされることはあります。これまでのところ、外国人を雇用すること等が議論されておるところでございます。在留カードとマイナンバーカードの一元化につきましても、引き続き、その関係等について検討を進めてまいりたいと考えております。

○足立委員 もう話にならないね。

総務大臣、十二番目の問い合わせですが、先日、先週金曜日にデジタル・ガバメント閣僚会議というのがありました。閣議レベルの閣僚会議がありました。そこで、議長である菅官房長官から、総務大臣は、副議長である総務大臣はマイナンバーを頑張つていこうという、これは閣僚会議で決めましたよね。いや、入管法改正案の公布。まあ落ちついて。ゆっくりどうぞ。難しい質問じゃないよね。

○石岡政府参考人 お答えします。

対応。これは二元化するつもりありませんよ、全く。だって、一元化する兆しがゼロですよ。いや、タスクフォースって言うけれども、タスクフォースって前からやっているんですよ。この間、予算委員会でも、石田総務大臣から、一元化をやる、こういうお話をありましたけれども、大丈夫ですか、これ。ちょっと、総務省に、ちゃんと指導いただけませんか、法務省に。

○石田国務大臣 まず、今御指摘いただきました二月十五日のデジタル・ガバメント閣僚会議について、少しお話しさせていただきます。この会議におきまして、菅官房長官より、マイナンバーカードを活用した消費活性化策の準備の着実な推進や、マイナンバーカードと健康保険証との一体化の円滑、確実な実施などを含めた、マイナンバーカードの普及策やマイナンバーの利活用促進策更に検討し、取りまとめるよう指示がございました。

これを踏まえまして、去る二月十九日に、昨日ですが、関係省庁の局長級によります第一回局長級会議が開催されたところでございまして、具体的な作業を進めてまいりの予定であります。また、今御指摘のございました在留カードについては、足立議員からたび重なつて御指摘をいただいているところでございまして、マイナンバーカードの一元化を進めるべく取り組んでいる我々といたしましても、一日も早くそれを実現をしたいと思っておりまして、ただ、まずは所管官庁である法務省において、制度面、運用面での課題を含め検討をしていただくということが大事であると思つております。

○足立委員 私が予算委員会で申し上げたのは、だって、この四月一日から、たくさんの外国人労働者が入つてくるわけですよ。ことしの十月から、軽減税率が入るんでしよう。そのいずれの制度をとつても、マイナンバー制度が前置された方がいいに決まつているわけですよ。なぜそれを逆転させるのかといったら、それは総務大臣がサボつているからですよ。総務大臣がサボつている

から、こんなことになっちゃつてあるわけです。

山政務官 在留カード、在留カードって言うんだけれども、偽造されまくつているのは御存じですかね。偽造されまくつているわけです。法務省はすぐ、在留カードの券面にいろいろ書いてあるのが見えないとだめなんですか、しようもないことを言つれども、そんなものはすぐ偽造されるんです。だから、券面とか意味ないから、だから

マイナンバーカードつつくつたんでしよう、政府は。それを、券面がどうのこうのと言つ続けて

いる法務省は本当にローテクの、百年前の省庁

じゃないの、法務省は。のためにマイナンバー

カードをつくったんだから。それに対して、マイ

ナンバーカードはロバストなんです、頑強なん

すよ、国民は。だから、あのマスキングされた

袋、あれは百害あって一利なし。

本當はあれ、要らないんですよ。しようと

野党がしようもないことを言うから、それ

を、不安をあおる人たちが、何か無駄に、無駄に

不安をあおる人たちがいるから仕方なくつくつた

だけで、本當はナンバーを隠す必要なんて毛頭な

いんですというのが与党の私の友人たちの言なん

です。

よく、一部に誤解があるんですよ、マイナンバーカードは危険だという誤解が。僕も、初めてマイナンバーカードをとつたときに、ちょっとびっくりしたことがあるんですよ。この袋に入れ

ておいてくださいといつて、マイナンバーを隠しているんですよ。マイナンバーって何で隠す必要があるんですか。誰でもいいよ。

○北崎政府参考人 お答えいたします。

マイナンバーカードを交付します際に、券面のマイナンバー等が隠れるようにマスクイングが施されている専用のカードケースをあわせてお渡しすることとしてござります。これは、マイナンバー

カードを一般的な身分証明書として提示する際、マイナンバーが不要な情報であるため、第三者に容易に目視できないようになりますことを可能とす

るために行つてあるものでございます。

仮にマイナンバーを他人に知られたとしたま

まに、何といいますか、中間的な感じにはなつてござりますけれども、基本的にはマイナンバーは流

出しても安全だけれども、利用は確実に法律で決めておいて、それ以外の人間が使うと罰則にするリスクがあるから、マイナンバーは利用制限、要するに使用制限をしないといけないということもございました。

そして、私どもは、そのところは非常に、やや、何といいますか、中間的な感じにはなつてござりますけれども、基本的にはマイナンバーは流

出しても安全だけれども、利用は確実に法律で決めておいて、それ以外の人間が使うと罰則にする罰則もつけられるという、そういうソリューションになつてござります。

これは、例えて言えば、口座番号が知られても漏えいすることはないことなど、マイナンバー

カードの安全性を正しく理解していただけますよう、一層の周知に努めてまいりたいと考えております。

○足立委員 僕、初めてマイナンバーカードをいたいたときに、それでこれを隠しておいてくれつて、マスキングする袋をもらいましたよ。こ

れは危ないんだなと思って、すぐ僕、金庫に入れましたよ、金庫に、マイナンバーカード。だつて、危ないんでしょう。と思うんだよ、思うんで

すよ、國民は。だから、あのマスキングされた袋、あれは百害あって一利なし。

いや、与党の先生方も僕にそう言つていますよ。本當はあれ、要らないんですよ。しようと

野党がしようもないことを言うから、それ

を、不安をあおる人たちが、何か無駄に、無駄に

不安をあおる人たちがいるから仕方なくつくつた

だけで、本當はナンバーを隠す必要なんて毛頭な

いんですというのが与党の私の友人たちの言なん

です。

そうですね。向井さん、お願ひします。

○向井政府参考人 お答えいたします。

マイナンバーを、法案を検討する過程でいろんな議論がございましたけれども、やはり、こうい

うものに反対される勢力というのはもちろんございませんし、そういう方が言われるのには、要するに、マイナンバーを政府以外の、例えばどこかの

業者が入手して、それで個人をプロファイリング

しますし、そういう方が言われるのには、要するに、マイナンバーを政

府以外の、例えばどこかの業者が入手して、それで個人をプロファイリング

するリスクがあるから、マイナンバーは利用制

限、要するに使用制限をしないといけないということもございました。

そして、私どもは、そのところは非常に、や

や、何といいますか、中間的な感じにはなつてござりますけれども、基本的にはマイナンバーは流

出しても安全だけれども、利用は確実に法律で決

めておいて、それ以外の人間が使うと罰則にす

る罰則もつけられるという、そういうソリュ

ーションになつてござります。

これは、例えて言えば、口座番号が知られても漏えいすることはないことなど、マイナンバー

キヤッショカード、暗証番号がないと。しかしながら、むやみには人に見せない。それと似たような関係ではないかというふうに考えております。

○足立委員 今あつたように、じゃ、皆さん、クレジットカードとか免許証とか、マスキングして袋に入れてますか。入れていないです。だから、あれは不要に国民の皆様にマイナンバーに関係ではありませんよ。

今、向井内閣審議官がおつしやつたように、これはマイナンバーに反対する勢力の圧力に負けたんです、政府は。マイナンバーに反対する勢力つて誰かつて、共産党ですよ。だから、共産党の言うことなんて聞かなくていいんだから。共産党の、僕は共産党の関係者だという証拠を持つっていますが、共産党の関係者は、今、これは違憲訴訟を打つてあるんですよ。マイナンバーについて。だから、今、政府はちょっと四の五のしているんだけれども。

大体、邪魔するなよ、邪魔を。新しい社会をつくるとしているんです。公正公平で、頑張つて

いる人が報われる、税や社会保険料を取るべきところからしっかり取り、そして、手を差し伸べるべきところにはしっかりと手を差し伸べる、そういう透明な、公正公平な社会をつくるとしているんだ。門山政務官、ねえ。あつ、門山政務官

じゃないや、門山政務官も含めて。

だから私は、そういう公正公平な社会をつくる取組に反対する勢力に負けずに、新しい行政、新しい社会をつくりいくために、政府・与党と、

政府・与党、自民党と、そして我々日本維新の会、この二つだけですよ、まともな議論をしてい

るのは。

私は、だから、大阪のように、僕は大阪のこと

なんてどうでもいいと思うんだけども、でも、大阪の政治で唯一、永田町が見習うべきことは、

大阪ではもう二大政党なんです、自民党と維新の会が。自民党にかかる選挙肢を維新の会が用意し

が二大勢力です。だから、来る七月の参院選で

も、大阪選挙区は定数四です、定数四に対しても、自民党も二人、維新の会も二人立てるんです。こんな地域、日本にありますか。その二つの政党とも真っ当な政治なんです。どこの政党が、何張ついましたけれども、共産党と選挙協力する政党が真っ当なわけがないと、一般的の国民の中にはブログに書いている人もいます。（発言する者あり）いや、ブログに書いているんだから仕方ないじやない。

○江田委員長 足立委員、御発言にはくれぐれも御注意願います。

○足立委員 はい。
あと、時間がなくなつてきましたが、私は、やりたいことがいっぱいあるんだけれども、これら消費税の議論が、もう予算も仕上がるという勢いで、なかなか消費税の議論も盛り上がらないで、私も困っていますが、私たちも責任を感じていますが、ポイント還元とかプレミアム商品券とか、やめた方がいいです、あれは。

大体、総務省が用意している自治体ポイント還元の仕組み、これもろくでもないですよね。だって、総務省が用意している自治体ポイント還元の仕組み、これはマイナンバーカードを使つんでしょう、使うんでしよう。でも、そのマイナンバーの普及率、今、幾らですか。これを二〇年度までにどれだけに引き上げようとしているんですか。誰でもいいですよ。

○向井政府参考人 お答えいたします。

マイナンバーカードは、現在、一三%弱ぐらいい、一二・何%でございますが、私どもとしては、できるだけ早く、一〇〇%は行かなくても、それに近いところに持つていただきたい。そのためいろいろな策が必要ですので、例えば、もちろんポイント還元はマイナンバーカードの普及のためにやるものではございませんけれども、ボイント還元という政策を通じて、当然、マイナンバーカードの普及が急速に進むものと期待してござります。

張ついましたけれども、共産党と選挙協力する政党が真っ当なわけがないと、一般的の国民の中にはブログに書いている人もいます。（発言する者あり）いや、ブログに書いているんだから仕方ないじやない。

○江田委員長 足立委員、御発言にはくれぐれも御注意願います。

○足立委員 はい。

あと、時間がなくなつてきましたが、私は、やりたいことがいっぱいあるんだけれども、これか

ら消費税の議論が、もう予算も仕上がるという勢

いで、なかなか消費税の議論も盛り上がり

ます。おかしくないです、それは。何で、景気

対策を打たなかん局面が来る前に、十人に一人

を今 向井さんがおつしやったように、十人に

九人、十人に十人にしておかないと、これは

失政ですよ、失政。石田総務大臣の失政。僕が

大臣だつたら、大臣に就任するとともに、これは

局長級を総入れかえしますね。

私たちには、あるいは私は、マイナンバーを普及

する方法を知っていますよ、僕。こんな細かいこ

とをやらなくていいんですよ。マイナンバーカー

ドがアクティブな人に百万円配つたらいいんで

す。マイナンバーカード、今、デフレからの脱却

で、みんな苦労しているんですよ。消費を喚起し

なくちゃいけない。だから、マイナンバーカード

を持つっている人全員に、それをアクティブにして

いる人全員に、百万円配つたらいいんですよ。そ

うやつて僕は支持者の人に言ついたら、いや、

十万円でもいいと思いますよと言つていたけれど

も。国民党は、十万円でも一万円でも五千円でも欲

しいんですよ。ざりざりの切り詰めた生活をして

いるんですよ。

総務大臣を始めとする総務省は、ふるさと納税

であれ、マイナンバーの普及であれ、もう少し真

面目に、現場に寄り添つた政策を講じることで、

新しい社会をつくつていく維新の政策にも耳を傾

けていただきようお願いをして、質問を終わりま

す。

○江田委員長 次に、小倉将信君。

○小倉委員 自民党の小倉将信です。

貴重な時間、質問させていただきまして、まことにありがとうございます。

また、当初は総務大臣が予算に呼ばれていたこと

でございまして、通告は政務官以下にさ

○足立委員 向井内閣審議官が一生懸命この取組を進めてきていただいてることは十分承知をしていますが、大体、総務省、だめですよ。だつ

て、総務省、今、十人に一人しか持つていない

カードで景気対策をやるつて打ち出しているんで

すよ。おかしくないです、それは。何で、景気

対策を打たなかん局面が来る前に、十人に一人

を今 向井さんがおつしやったように、十人に

九人、十人に十人にしておかないと、これは

失政ですよ、失政。石田総務大臣の失政。僕が

大臣だつたら、大臣に就任するとともに、これは

局長級を総入れかえしますね。

私たちには、あるいは私は、マイナンバーを普及

する方法を知っていますよ、僕。こんな細かいこ

とをやらなくていいんですよ。マイナンバーカー

ドがアクティブな人に百万円配つたらいいんで

す。マイナンバーカード、今、デフレからの脱却

で、みんな苦労しているんですよ。消費を喚起し

なくちゃいけない。だから、マイナンバーカード

を持つっている人全員に、それをアクティブにして

いる人全員に、百万円配つたらいいんですよ。そ

うやつて僕は支持者の人に言ついたら、いや、

十万円でもいいと思いますよと言つていたけれど

も。国民党は、十万円でも一万円でも五千円でも欲

しいんですよ。ざりざりの切り詰めた生活をして

いるんですよ。

総務大臣を始めとする総務省は、ふるさと納税

であれ、マイナンバーの普及であれ、もう少し真

面目に、現場に寄り添つた政策を講じることで、

新しい社会をつくつしていく維新の政策にも耳を傾

けていただきようお願いをして、質問を終わりま

す。

○江田委員長 次に、小倉将信君。

○小倉委員 古賀政務官、頼もしい答弁、どうも

ありがとうございます。

○古賀大臣政務官 通告に従いまして、私の方か

ら御答弁申し上げたいと思いますが、これは総務

省の総意として受けとめていただければと思いま

す。

平成三十一年度の地方財政対策におきまして

せていただいております。政務官以下で御回答い

ただければというふうに思ひます。

早速質問に移りますが、まず、地方財政一般に

ついて御質問をさせていただきたいと思います。

来年度の地方財政計画を見ますと、地方税収が

過去最高に達しております。そのこともあります

て、地方交付税は前年度を二千億円上回る十六・

二兆円を確保すると同時に、臨財債は前年度と比

べて七千億円減と大幅に抑制されておりまして、

更に重要なのは、折半対象財源不足が臨財債の創

設以来初めて解消されたということあります。

また、交付税特会借入金の償還額、つまり、これ

まで財源不足を前借りをして穴埋めをしていた分

の返済も、予定より一千億円上乗せをして五千億

円となつております。

こうして見ると、来年度の地財計画は非常に地

方財政の健全化に向けて大きな前進をしているの

ではないか、こう評価をさせていただいておりま

す。石田大臣を始めとした関係者の皆様方

の御努力を多としたいと思います。

その一方で、先行きを見ますと、臨財債の残高

は依然として五十兆円を超えておりまして、先ほ

ど申し上げました交付税特会の借入金の償還予定

額も今後は増加をしていくつ、平成三十七年度に

は一兆円に達する、そういう予定でござります。

また、単年度の收支を見ましても、高齢化やイン

フラの老朽化に伴う構造的な歳出増が見込まれま

す。

こうしたことから先行きを見ると、地方財政の

健全化はいまだ道半ばでありますと、平成三十二

年度以降も、地方一般財源総額の安定的な確保に

向けて、総務省の強い覚悟と決意が必要だと思いま

すが、まずは御所見をこの点について伺いたい

と思います。

○小倉委員 古賀政務官、頼もしい答弁、どうも

ありがとうございます。

○古賀大臣政務官 ありがとうございました。

昨年も、財務省の財政制度等審議会では、この

折半対象財源不足の解消をもつて地方財政に余剰

財源ができるたといふふうにみなして、国の債務の

縮減につなげるような意見もございました。その

前には、積立金の増加をもつて地方交付税を圧縮

をするというような議論もありましたし。

こういうような、地方財政の現状を十分に理解

をしていないような政府部内における意見に対し

ましては、地方団体を代表する、意見を代表する

総務省としてしっかりとした声を上げてもらいた

いと思いますし、地財計画全体を見ますと、やは

り重要なのは税収の増加であります。

総務省が用意した資料を見ますと、この税収増の内訳が、給与所得の増加による個人所得の伸び、そして企業の生産活動の活性化による地方法人二税の伸びというふうになつております。

そういう意味では、地方財政の健全化に向け、地方経済を活性化させるという点が非常に重要な点ではなかろうかというふうに思つています。総務省の地域力創造グループに当たるんでしようけれども、ローカル一万プロジェクトを始め地域創生のための取組をさまざまな場所でやつていらっしゃると思いますので、引き続きこうい取組を期待をさせていただきたい、このように思つております。

私、昨年の秋まで総務省の大臣政務官を務めさせていただきまして、任期中、同僚の皆さんに御理解をいただきまして、三十四の都道府県にお邪魔をさせていただきまして、自治体のさまざまな政策の現場を拝見をさせていただきました。そういう中で、大臣が所信の中でおつしやつた、地方の課題は全て総務省がかかわるとの考えに立つという発言に非常に共感を覚えました。実際に、日本の国 地方の関係はいわゆる融合型であります。地公体は、外交、安全保障や年金以外の全ての行政サービスを住民に実施をしている主体であります。その自治体を支える総務省はあるる分野に責任を持つとの覚悟は当然だと考えております。

例えば、児童虐待の根絶であります。児童福祉司や児童心理司などの児童相談所の職員の人事費や、児相の建設、改修費用は、地方財政計画の内数に入つております。私も、とある県の児相を視察しましたが、児童虐待の通報件数が著しくふえる中で、少数の職員で頑張っている姿や、子供たちが朝から晩まで生活をする一時保護所が、心に傷を持つ子供たちが真に安心して暮らして生活をする場所になるよう、さらなる改善が必要であるというような現状を見てまいりました。

政府も、児童福祉司や児童心理司の増員を始め、児童虐待による痛ましい事件をなくすべく抜本的な対策を講じるとの計画を発表しておりますが、総務省として政府全体のこうした取組をどのように後押しをしているか、教えていただきたい

と思います。

○林崎政府参考人 お答え申し上げます。

児童虐待防止対策の強化につきましては、政府として、昨年十二月に児童虐待防止対策体制総合強化プランを決定いたしまして、児童相談所の体制の抜本的拡充や全市町村への身近な相談拠点の設置などを進めていくこととしているところでございます。

さらに、児童相談所の体制強化につきましては、本年二月、関係閣僚会議の決定、「緊急総合対策の更なる徹底・強化について」という中で、今後四年間で児童福祉司を二千二十人程度増加させることを決めておりまして、更にそれを前倒しで取り組むということで、二〇一九年度、初年度に一千七十人程度増加させることとしているところでございます。

これらを踏まえまして、総務省としてできれども、平成三十一年度の地方財政措置におきまして、児童相談所につきましては、道府県の標準団体これは人口百七十万人というふうに前提を置いて、児童相談所につきましては、道府県の標準団体これは人口百七十万人といふに前提を置いて、児童相談所につきましては、道府県の標準団

○小倉委員 どうもありがとうございました。

児童虐待の防止に向けて、私の地元の町田市では、来年度からスクールローラーを設ける予定であります。教育委員会が法律事務所と委託契約を結んで、さまざまな問題が発生をしたときに、その弁護士の方が親御さんあるいは学校関係者の間に立つという、このような仕組みであります。

実際に、今の制度のもとでも、厚生労働省の補助金の中では、児相に非常勤で弁護士を配置をするような場合には補助金が用意されているようですが、町田市の例も含めて、あらゆる形で自治体が児童虐待のさまざまな対策を講じたときでもきめ細かな対応ができるよう、そういう制度設計を、総務省にも、文科省や厚労省と連携をしてやることを求めてまいりたいというふうに思っています。

それでは、次の質問に移りたいと思いますが、先ほども申し上げましたように、千七百十八ある自治体が、切磋琢磨をして、少子高齢化や人口減少など地域が抱えるさまざまな課題を乗り越えるほどの地方創生の成果を出していくことが、長い目で見ました地方財政の健全化につながっていくというふうに思つております。

この点、ことしの地財計画でも一兆円を確保しておりますまち・ひと創生事業費、これは重要な役割を持つていると思います。ただ、このまち・ひと・しごと創生事業費は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の期間であります五年間は継続をすることとなつておりますが、このままでいけば三十二年度以降は計画がないということでもござります。そういう意味では、来年度の地財計画ではありますけれども、一方で、先ほども御紹介したような、平成三十一年度以降、児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づきまして、児童相談所及び市町村の体制強化を行ふ必要がござります。

ありますけれども、一方で、先ほども御紹介したような、平成三十一年度以降、児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づきまして、児童相談所及び市町村の体制強化を行ふ必要がござります。

また、市町村に関しましては、子ども家庭総合支援拠点及び要保護児童対策地域協議会に関する職員につきまして、市町村の標準団体、これは人口十万人という形で考えておりますけれども、標準団体当たりでそれぞれ一名を措置することとしているところでございまして、こうした地方財政措置を通じまして、児童虐待防止に向けた地方財政体の取組を支援してまいります。

は、人口減少対策と、行革努力分あるいは地域経済の活性化分というふうに分かれております。その中の行革分を見ると、その算定基準、これは二千億円あるんですが、算定基準が、職員数削減率と地方債残高削減率も含まれております。

これを単純に適用してしまうと、先ほど申し上げましたように、児童虐待防止のために児相の職員をふやした場合、あるいはインフラの老朽化改修のために防災・減災事業を実施をすべく地方債を発行した場合、まさにこれは国が地方にお願いをしていることでもあると思いますが、こういった自治体が複雑な課題に対応するような政策をとった場合に、かえつてこの行革努力分がマイナスに評価をされてしまつて、結果、基準財政需要額が減つてしまふ、こういう場合が出てきてしまふのではないかと思いますが。

この点、きちんと工夫をしてもらいたいと思うますが、お考えを聞かせていただきたいというふうに思います。

○林崎政府参考人 お答えいたします。

御指摘の点、行政改革自体、これは非常に重要なことでござりますけれども、まち・ひと・しごと創生事業費の地方交付税の算定におきましては、御指摘のように、職員数削減率あるいは地方債残高削減率といった指標を用いてその行政改革の取組を算定に反映しているところでござります。

でありますけれども、一方で、先ほども御紹介したような、平成三十一年度以降、児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づきまして、児童相談所及び市町村の体制強化を行ふ必要がござります。

また、防災・減災、国土強靭化のための三ヵ年緊急対策に基づきまして、また、これらと連携をして行う事業のために、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債という地方債、また、緊急自然災害防止対策事業債、こういった事業債、これも新規をつくりまして活用をいたしたこととしているところでございますので。

こういった重要な事柄との取組、その取組と整合が図れるように、職員数削減率や地方債残高削減率を用いた算定につきましては、これらの施策の影響が、平成三十一年度の算定以降、このままいくと反映されることになりますので、見直しを行います。

○小倉委員 林崎局長から見直しを行うと明言をしていただきまして、ありがとうございます。

地方財政の健全化のために必要なこととして、これまで、まずは、総務省が地方の声を代弁をしてしつかりと財源確保に努力をするといった点と、あとは、経済をよくしていくといった点を申し上げさせていただきました。もう一つ重要なのは、今、行革努力分という話がありましたが、行政サービスの効率化だというふうに思つております。

つい先日も、自治体職員が千時間以上かけていた保育園の入園選考を、AIを使ってわずか数秒で済ますといった事例が話題になりましたが、例えば、RPAを使った職員の業務作業の効率化であります。

自治体職員が千時間以上かけていた保育園の入園選考を、AIを使ってわずか数秒で済ますといった事例が話題になりましたが、例えば、RPAを使った職員の業務作業の効率化であります。つい先日も、自治体職員が千時間以上かけていた保育園の入園選考を、AIを使ってわずか数秒で済ますといった事例が話題になりましたが、例えば、RPAを使った職員の業務作業の効率化であります。

自治体の現場では進んでおります。他方で、その動きが必ずしも全国に広がっています。そもそもその前提となるシステムの標準化がない。そもそもその前提となるシステムの標準化が自治体間でなされていないといった問題も指摘をされております。

AIやロボット、ICT、RPA、こういったものは非常に限界費用が低いと思うんです。一つの自治体にサービスを提供するのと複数の自治体にサービスを提供するのと、総費用が余り変わらないといったことを考えると、個々の自治体がばらばらにやるよりも、ある程度自治体同士でまとめて導入をした方がより効率化が進むんじゃないかというふうに思つております。

こういった自治体のスマート化を進めていけば、地方一般財源総額を確保したまま、余裕ができた分を自治体が人口減少や高齢化などの課題を

解決する財源に使えるというふうに思つておりますが、総務省ではもう既に取組をしていらっしゃるかもしれません、その取組と、そして、今後向けての決意についてお伺いしたいと思います。

○北嶋政府参考人 お答えいたします。

今後の労働力の供給制約の中、地方自治体が住民生活に不可欠な行政サービスを提供し続けるためには、職員が職員でなければできない業務に注力できるよう、地方自治体において、AI、ロボティクスを含めたICTの活用を進めるとともに、業務プロセス、システムの標準化を進めることが有効であります。

総務省では、平成三十一年度予算案として、自治体行政スマートプロジェクトを計上しまして、複数団体で比較しながら、AI等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築し、他団体にも展開することとしております。

また、現在、有識者や自治体を交えた研究会において、地方自治体におけるAI、ロボティクスの活用や業務プロセス、システムの標準化についての実務上の課題を整理しております。本年春ごろに今後の方策等を示す予定としております。

主がやっていたような時代は、全てその地域の自治体に税が落ちます。ただ、大手チェーンのフランチャイズ店がふえたときに、そのフランチャイズ料は基本的に全て親会社の利益として東京に移りますので、そういった場合はなかなか地方で課税ができないくなるといった問題も聞かれました。そういう意味では、私は、これは今の社会構造の変化に合わせて、より企業の生産活動の実態に税制を合わせていくような取組でもあるんだろうな。このように考えております。

皆様方に資料を一枚用意をさせてもらいまして。その下のグラフを見ますと、右側が県内総生産です。つまり、それぞれの都道府県でどれくらい企業の生産活動によつて付加価値が生まれたかというようなシェアであります。左側は地方法人二税の修正後のシェアとなつております。これをみると、ほほ、それぞれの都道府県の付加価値の総額であります県内総生産と税収のシェアが見合つようになつているということでもあります。こういう絵を見ると、むしろ産業構造の変化に合わせた税制に近づいてくるのかな、このような実感も得ている次第であります。

ただ一方で、何度も申し上げるように、都民にいるふうに思います。手続きまして、税に移りたいと思います。特別法人事業税及び譲与税についてであります。

私も東京の国会議員でありますので、朝、山花先生が御質問をされた思い、理解できるところもあるんです。ただ、單に、私も総務省にいたとき

取組でもあるんだろうな、このように思つております。

例えば、私が地方に行つたときに、工場の従業員も製品の出荷額もほとんど変わらないのに、企業が子会社化、その支店や支社が子会社化をされたり瞬間に利益が本社につけかわつてしまつて、そ

の自治体で課税できなくなる。実際に、工場の従業員も実際に稼働している割合も変わりませんから、自治体の負担は変わらないんだけれども、そ

ういう企業構造の変化によって東京の本社に利益が移転をされてしまう、こういった話も聞きましたし、例えば、地域の商店街を見ても、個人事業

主がやっていたような時代は、全てその地域の自治体に税が落ちます。ただ、大手チェーンのフランチャイズ店がふえたときに、そのフランチャイズ料は基本的に全て親会社の利益として東京に移りますので、そういった場合はなかなか地方で課税ができないくなるといった問題も聞かれました。

そういう意味では、私は、これは今の社会構造の変化に合わせて、より企業の生産活動の実態に税制を合わせていくような取組でもあるんだろうな。このように考えております。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

近年、地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差が拡大いたしますとともに、御指摘ございましたように、経済社会構造の変化等を背景といたしまして、大都市部に、企業の事業活動の実態以上に税収が集中する状況にござります。

新たな偏在是正措置は、偏在性の小さい地方税体系を構築する観点から、こうした地域間の財政力格差の拡大や経済社会構造の変化等に対応し、大都市部に税収が集中する構造的な課題に対処いたしますため、地域における事業活動により生ずる付加価値の総計でございます県内総生産の分布と、地方法人課税の税収をおおむね合致させるこ

ととするものでございます。

また、今回の偏在是正措置の検討に当たりましては、地方財政審議会に設置いたしました地方法人課税に関する検討会におきまして、東京都からもビアリングを行い、御指摘ございましたが、東京において今後必要となると見込まれる財政需要につきましても御意見を伺つたところでございます。

地方財政制度上、地域の独自施策を展開するための財源といたしましては財源超過額がございますが、東京都におきましては財源超過額が毎年約一・二兆円あることに加えまして、毎年度一兆円を超える留保財源があることから、東京において

す。このオリンピック、パラリンピックが終わつた後でも、高齢者が最もふえるのが東京であります。

シヨツクのような大きな環境変化に一番大きな影響を受けるのも東京都でありますし、その一方で、外国人観光客の受入れを始めとして、経済の牽引役を求められているのも東京であります。

そういった、東京都民が抱える不安に対しても、しっかりとそれを踏まえた上で、今回制度設計をしているということを、どうか、この場ですで丁寧に御説明をいただければというふうに思

今後必要となると見込まれる財政需要も含め、今後、適切に対応していただけるものと考えているところでございます。

一方、中長期的にはさまざまな経済社会情勢の変化が生じることもあり得ますので、法案においては、制度の施行後、適当な時期において、施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは検討を加えるという、いわゆる検討条項を設けることとしているところでございます。

○小倉委員 どうもありがとうございます。バツクストップ条項もあるということだと思います。

産業構造の変化というのは、今後、どう変化をしていくか誰も予測がつかないわけでありまして、都の税収がこれから構造的にどうなっていくか、この環境の変化によって、しっかりと、環境の変化があれば総務省も検討し直していくだけるといふことだと理解をしておりますので、ぜひそういった観点も引き続き持つていただきたいというふうに思っております。

もう一つ、今回の新税の導入に当たりまして、自民党の東京都連や都議会民民主党の要望もありまして政府に考慮していただいたのが、政府と東京都が都の重要政策について話し合う実務者協議の設置であります。東京都が抱えるさまざまな課題の解決を直接国に要望できる場ができるたどいうことは大変ありがたいというふうに感じております。

この協議会の目的と、具体的にどのような課題を議論する予定なのか、改めて教えてください。

○恩田政府参考人 お答え申し上げます。

国と東京都の実務者協議会でございますけれども、この協議会は、首都東京の活力の増進によりまして我が国全体の発展を促進する観点から、国と連携が必要な東京都の重要な施策について、具体的な促進を図っていくため設置されたものでございまして、一月の二十八日に第一回を開催したところでございます。

その際、東京都から協議事項として、羽田国際空港の機能強化、東京外郭環状道路の整備促進、

鉄道ネットワーク等の強化促進など、八項目二十一箇所が示されたところであります。

協議事項につきましては、国としても真摯に受けとめ、まずは、それぞれの施策につきまして担当者間で協議を進め、進捗状況につきまして実務者協議会で確認していく予定でございます。

○小倉委員 この実務者協議会でぜひ話し合っていただきたいのは、国から東京都にどのように財政支援をしていくかということだけではなくて、国と東京都との間で、どのように知恵を出し合つて、お互いワイン・ワインの関係を築いていけるかなども話していただきたいと思います。

す。

例えば、一昨年の春でありますけれども、東京の国際金融センター化という動きがございまして。これは、東京都の方で丸の内にワントップの金融支援センターをつくり、一方で、金融庁が主導してファーストエントリー制度を導入をいたしました。東京の金融センターには資産運用会社が少ないと、うな声が昔から指摘をされておりまして、金融系や企業系はあるんだけれども、独立系や外資系の資産運用がないと。資産運用会社がそれだけ少なければ、東京で運用するよりもシンガポールや香港、あるいはロンドンやニューヨークで運用してしまいます。

そういう意味では、この事例は、国と東京都がうまく歩調を合わせて、知恵を出し合って制度改正をして、東京の金融センター化に向けて背中を押した事例だというふうに思います。

こういった事例をこれからも積み上げていただけるよう実務者協議をしていただければ、このようにお願いをしたいというふうに思います。

ちょっと、時間がもうそろそろ来てしまいますが、財政と税の話はこれでおしまいにいたしまして、総務省全体の話を最後に、せつかくの機会なのでさせていただきたいというふうに思います。

私も、実は三年前から統計改革とEBPMの推進について取り組んでまいりました。三年前か

ら、日本の統計行政というのは非常に弱体化をしているというのは実感として感じております。

ただ、そんな私でも、今回の毎勤統計の不正調査を見ると、ここまでひどいのかというふうに愕然とした思いであります。やはり統計が過小評価をされたということだと思うんですね。この毎勤統計の不正調査の問題というのは、二つありました、まず明確な法違反を犯しているとつあります。

いうことと、抽出調査に切りかえたときに復元を行わなかつた、これはもう統計手法としても全くの誤りであります。

ただ、もう一つ、私がここで強調したいのは、統計というのは過大評価をしてはいけないと、ことなんですね。あらゆる統計はバイアスがありまして、実態に近似をすべく努力はしますけれども、必ずしも実態を反映をしたものではありません。ですから、ローテーションサンプリングや全数入れかえ、あるいは賃金がいいのか総雇用者所得がいいのか、あるいは本系列がいいのか共通事業所系列がいいのか、こういった問題については、どちらが正しいということではなくて、そのあらゆる統計を全て見ながら総体的に判断をしなければいけません。一つの統計を取り出して一つの結論に導くというのは、私は非常に危険だといふふうに思います。

ここは、統計は、指摘をする、まだ質問ではな

いと思いますので、総務省全体の話。

この厚労省の問題も、私はガバナンスの緩みから來ていると思いますし、そのガバナンスを改善をするために規律を回復をしてもらわなければいけないと思います。

ただ、このガバナンスで重要なのは、あくまで行政機構を支えるのは行政職員であって、行政職員も人であるということです。若い人も含めて行政職員がやる気を持つて行政に取り組ん

でもらうためには、やはり働き方改革も重要なと思っています。

そういう意味では、大臣が所信表明で働き方改革に取り組むというふうにおっしゃっていたいありますので、政務三役、しっかりとリーダーシップを發揮をして、働きやすい環境をまずは総務省からつくっていただきたいということを最後に申し添えさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございます。

○江田委員長 次に、本村伸子君。

○本村委員 日本共産党的本村伸子でございます。

最初に、豚コレラの問題について質問をいたします。

二月十九日、岐阜県の瑞浪市で、国内十例目の豚コレラが発生をいたしました。

私ども、党として、既に農水省の方に、発生要因や感染経路の早期解明に全力を挙げること、これ以上感染を拡大させないために国が防疫措置に全面的に責任を持ち、あらゆる人的資源を集中して徹底的な防疫を行うこと、そして、感染被害農家の皆様を始め、損失が出た農家さんへの全額補償、全額補償することはもちろんのこと、畜舎など消毒経費などの費用も支援をして、當農が続けられるように、當農が再開できるように万全の支援を行ふこととすることを既に申入れをしてござります。

まだ感染経路は特定されていないということですけれども、感染経路の解明に全力を挙げるということと、そして、防疫措置の徹底を改めて求めておきたいというふうに思います。

申入れの際にも私申し上げましたけれども、岐阜県では、昨年九月から豚コレラ対応に追われてあります。そういう中で、岐阜県の皆さん方が、大変、過労死ラインを超える働き方をしていると

農政課の皆さんや、環境企画課の皆さんや、中央家畜保健所の皆さんなどが、時間外労働が過労死ライン月八十時間を超えた岐阜県職員の皆さんが、九月からの三ヶ月間で延べ百三十二人、うち九十三人が月百時間を超える時間外労働に上るということで、体調不良でお休みなさる方々ですとか、あるいは獣医師の方でいいますと、月二百五十時間を超える人が五人もおられるということです、その上にまた豚コレラが発生するということが相次いでいるわけでございます。

岐阜県や愛知県は応援職員の派遣を求めております。そのときも応援派遣をするんだということもお約束をしていただいておりますけれども、質問で確認をさせていただきたいんですけども、質応援派遣はどうなつてあるかという点と、新たな事態に、国やほかの自治体の応援職員の増員など、機敏に対応をしていただきたいということです、ぜひ、高鳥副大臣に来ていただきましたので、お願いしたいと思います。

○高鳥副大臣 本村委員にお答えをいたします。

昨年九月以来岐阜県の複数の農場におきまして豚コレラの発生が確認され、いずれの事案において豚コレラの発生が確認されましたことから、緊急に関係自治体の知事等も交えた関係閣僚会議を開催し、関係省庁と自治体が密接に連携いたしまして、感染拡大防止のために、迅速かつ徹底した防疫措置を講じいくことを改めて確認をしたところでございます。

御指摘の防疫作業従事者の派遣につきましては、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づきまして、日ごろから国が防疫専門家等の派遣に関する体制整備を行うとともに、都道府県は、応援要請があつた場合に備え派遣する家畜防疫員をリストアップいたしております。

実際に防疫作業が発生した場合に、発生都道府県のみでは発生農場における防疫措置、周辺農場

の職員や他の都道府県から家畜防疫員とともに自衛隊の派遣要請を行うこととなつております。九月九日の一例目以降、二月二十日まで、国等から延べ千二十四名、他都道府県から延べ二百六十七名を派遣しているところでございます。

なお、他都道府県からの派遣者の旅費等については、家畜伝染病予防法に基づきまして、全額支援することになつております。

養豚農家の方々に一日も早く安心していただけるように、引き続き、迅速かつ徹底した防疫措置に万全を尽くしてまいりたいと考えております。

○本村委員 九月から派遣をしていただいているわけですから、しかし、岐阜県の職員の方々でいいますと、過労死ラインを超える時間外労働をしているということで、応援職員については農水省の施策で全額補償できるんだということもしっかりと改めてお伝えをいただき、豚コレラの対応で過労死や健康を害されることがないように、ぜひとも引き続き支援を強めいただきたいというふうに思つております。

また、農水省の職員の方々も大変な御苦労だというふうに思いますので、健康被害あるいは過労死ということがないよう、副大臣にはぜひとも御配慮をいただきたいというふうに思つております。

○高鳥副大臣 委員の御指摘も踏まえまして、現場の皆さんの実態をよくお聞きしながら、丁寧に対応させていただきたいと考えております。

今委員が御指摘になられました、まず豚コレラの調査等を実施することが困難な場合には、国等の職員や他の都道府県から家畜防疫員とともに自衛隊の派遣要請を行うこととなつております。九月九日の一例目以降、二月二十日まで、国等から延べ千二十四名、他都道府県から延べ二百六十七名を派遣しているところでございます。

なお、他都道府県からの派遣者の旅費等については、家畜伝染病予防法に基づきまして、全額支援することになつております。

養豚農家の方々に一日も早く安心していただけるように、引き続き、迅速かつ徹底した防疫措置に万全を尽くしてまいりたいと考えております。

それから、補償につきましてでありますけれども、豚コレラ発生農家等への支援につきましては、家畜伝染病予防法に基づきまして、発生農家に対し、必要な蔓延防止措置等を講じなかつた場合を除いて、殺処分された家畜の評価額を手当金として交付いたします。そのほかに、移動費用も、国及び都道府県が負担をいたしております。

また、発生時の殺処分、埋却、消毒等に要する費用も、国及び都道府県が負担をいたしております。

発生農家の経営再開に向けて、畜産経営の再開、継続また維持に必要な家畜の導入、飼料、營農資材の購入等に要する資金につきましては、家畜疾病維持資金や農林漁業セーフティネット資金の活用が可能でございます。

さらに、家畜防疫互助基金の加入者が新たに豚コレラの問題で損害を受けた農家さんに全額補償するということや、あるいは、損失補償制度というものは申告しないと補償されないわけですから、損失が出た農家さんに、この制度があるということをぜひ徹底をしていただきたいというふうに思います。

また、加工業者さんですか流通業者さんですか、そうした関連企業の皆さんとの損失の補償についてもぜひ強く求めたいと思いますけれども、ついてもぜひ強く求めたいと思いますけれども、御答弁をお願いしたいと思います。

○高鳥副大臣 お答えをいたします。

今委員が御指摘になられました、まず豚コレラの調査等を実施することが困難な場合には、国等の職員や関係業者の皆さん、対応している地方自治体をしっかりと支援ができるように、ぜひ財政措置をお願いしたいというふうに思います。

次に、児童虐待について質問をさせていただきます。児童虐待の根絶に向けて、対応をいたしましたけれども、引き続きお願いをしたいと思います。

○本村委員 ゼひお願ひをしたいと思います。

総務省では三月の特別交付税に乗せていくといふことをお聞きしているんですけども、より農場の皆さんの実態をよくお聞きしながら、丁寧に対応させていただきたいと考えております。

○高鳥副大臣 委員の御指摘も踏まえまして、現場の皆さんの実態をよくお聞きしながら、丁寧に対応させていただきたいと考えております。

今委員が御指摘になられました、まず豚コレラの調査等を実施することが困難な場合には、国等の職員や関係業者の皆さん、対応している地方自治体をしっかりと支援ができるように、ぜひ財政措置をお願いしたいというふうに思います。

次に、児童虐待について質問をさせていただきます。児童虐待の根絶に向けて、対応をいたしましたけれども、引き続きお願いをしたいと思います。

○本村委員 ゼひお願ひをしたいと思います。

総務省では三月の特別交付税に乗せていくといふことをお聞きしているんですけども、より農場の皆さんの実態をよくお聞きしながら、丁寧に対応させていただきたいと考えております。

○高鳥副大臣 委員の御指摘も踏まえまして、現場の皆さんの実態をよくお聞きしながら、丁寧に対応させていただきたいと考えております。

今も流動的になつております。現場からは、今最も損失補償では見られない部分があるなどの声が聞こえてまいります。個々の農家さんの実情がそれぞれ違いますので、個々の農家さんの声を丁寧に聞いていただきて、補償について最大限考え方を聞いていただきたいと思います。

○石田国務大臣 お答えをさせたいと思います。

安倍首相は、私が本会議で質問をさせていただいた際に、何よりも子供の命を守ることを最優先に、あらゆる手段を尽くし、児童虐待の根絶に向けて総力を挙げてまいりますと答弁をされました。

総務大臣にお伺いをいたします。

何よりも子供の命を守ることを最優先に、あらゆる手段を尽くし、児童虐待の根絶に向けて総力を挙げるという思いは同じかということを確認をさせていただきたいと思います。

○石田国務大臣 お答えをさせていただきます。

今御指摘のように、何よりも子供の命を守ることを最優先に、あらゆる手段を尽くし、児童虐待の根絶に向けて取り組むことが重要であると考えております。

児童虐待防止対策につきましては、政府一体となって取り組むため、昨年七月の関係閣僚会議におきまして緊急総合対策を決定するとともに、昨年十二月には児童相談所強化プランを前倒しして見直し、新たなプランのもとで、児童福祉司を二千人程度動員するなど児童相談所の体制の抜本的

拡充や、全市町村への身近な相談拠点の設置などを進めることいたしております。

総務省としても、地方団体がしっかりと児童虐待防止対策に取り組めるよう地方交付税措置を大幅に拡充することとしており、今後とも関係府省庁と連携しながら、児童虐待の根絶に尽力を挙げてまいります。

○本村委員 何よりも子供たちの命を守ることを最優先にということで、児童相談所の体制強化ですとか、児童福祉司、児童心理司の大幅増員、これは一刻も早く進めなければならないというふうに考えております。

幾つもの自治体にまたがって児童相談所があるということで、こういう現状では、広域に一ヵ所しかないということで、一つの児童相談所でかなりのケースを抱えるといふことになりまして、一人一人の子供たちのケース会議などを行うわけですけれども、それが広域過ぎて、件数が多く過ぎて報告のみ終わってしまうという事例が多々あるわけでございます。やはり一人一人の子供さんのために連携をして何をすべきかということをしっかりと議論できないということが問題になつております。こうした事態をなくすためにも、児童相談所をふやしていくことは喫緊の課題だというふうに思います。

また、定員超過の一時保護所の増設は非常に重要なことだと痛感をしております。一時保護所がいっぱい、リスクのある子供さんを家に帰さなければいけないというケースもあるわけです。子供さんが安心して過ごせる一時保護所、安心して過ごして、親のもとに帰らなくてもいいと安心できるように、環境改善も含めて最優先で早急にやつていかなければいけないというふうに考えております。

児童相談所の箇所数をふやしていくこと、と、定員超過の一時保護所の増設など、総務省としても厚生労働省と連携してしっかりと財政措置するべきだと考えておりますけれども、大臣にお願いしたいと思うんですが。

○林崎政府参考人 お答えいたします。

これは地方債の財源という点もございますので、ちょっとと私の方からお答えさせていただきたいたんですけども、現場からは、児童福祉司、児童心理司、こういう方々をふやしていくというのは当然だと。でも、どうやって専門性をすぐに確保していくかという問題があるというふうに言わ

いるわけでござりますけれども、それに限らず、道府県、指定都市、これは設置が義務づけされているわけでござりますけれども、実際に限らず、道府県、指定都市及び特別区を含めまして、適切に地方財政措置を講じていると

いと存じます。児童相談所に係る施設整備につきましては、都

道府県、指定期市及び特別区を含めまして、施設整備が可能であります中核市及び特別区を

として整備しようとする場合につきましては、そ

の事業費のうち五〇%を、これを一般財源化に係る地方債というものの対象といたします。その元利償還金は七〇%を地方交付税で措置すると

いう部分がございます。また、残りの五〇%のうち七五%、これについても、一般単独事業債とい

う形で地方債は起こすことができる五〇%のう

ちの七五%部分はこの地方債で資金手当てができる

るということございまして、今後とも、地方団体の財政運営に支障が生じないように、適切に対応してまいりたいと考えているところでございま

す。

○本村委員 小泉改革の中で交付税が削減されるという中で、児童相談所の一般財源化ということになつております。やはりそこがネックになつてゐるという部分もござります。

一時保護所の増設などは一〇〇%国が見て、緊急に対応するということも含めて、安心して子供さんが過ごせる場所にしていくということが本当に緊急に必要なのだというふうに痛感をしております。

他方で、児童福祉司の資質の向上、これを図つていくことも、御指摘のように非常に重要なところござります。

平成三十一年度予算案におきましては、平成二十八年改正児童福祉法により義務づけられました児童福祉司の任用後研修等の実施費用の補助、こういったことも行うことになつておりますし、児童相談所職員等の研修センターを全国一ヵ所から二ヵ所に拡充をする、こういったことも予定をしているところござります。また、国が主催するブロック単位の児童相談所職員への研修の開催、こういったことを進めておられますけれども、これに加えて、児童心理司八百人を増員すること、全ての児童相談所に保健師を配置するということや、弁護士の配置促進、二〇一六年度の児童福祉法の改定によって義務化された研修の推進など取り組んで

いくというふうに本会議でも答弁をしていただいだんですけども、現場からは、児童福祉司、児童心理司、こういう方々をふやしていくというのは当然だと。でも、どうやって専門性をすぐに確保していくかという問題があるというふうに言わ

ふやすのはいいんだけども、どうやって専門性をすぐに確保していくかという点、どうお考えなのか、厚生労働省にお願いしたいと思います。

○新谷大臣政務官 お答え申し上げます。

近年、児童虐待、これは増加しているところに適切に対応を行つたため、昨年十二月に、児童虐待防止対策体制総合強化プラン、いわゆる新プランと言われております、これを決定したところでござります。

委員御指摘のように、現在三千名の児童福祉司、これにつきましては、来年度千名増員をして、委員おつしやられたように、二〇二二年度には五千名体制とする、このことを目指し、児童相談所の体制の強化を進めることとしているところでござります。

他方で、児童福祉司の資質の向上、これを図つていくことも、御指摘のように非常に重要なところござります。

平成三十一年度予算案におきましては、平成二十八年改正児童福祉法により義務づけられました児童福祉司の任用後研修等の実施費用の補助、こういったことも行うことになつておりますし、児童相談所職員等の研修センターを全国一ヵ所から二ヵ所に拡充をする、こういったことも予定をしております。

また、先ほど申し上げました三十一年度予算案においても、スーパーバイザーの研修等において

も、この実施費用の補助、そして児童相談所職員等の研修センター、先ほど申し上げたんだけれども、これはスーパーバイザー研修も含まれております。

また、先ほど申し上げました三十一年度予算案においても、スーパーバイザーの研修等において

も、この実施費用の補助、そして児童相談所職員等の研修センター、先ほど申し上げたんだけれども、これはスーパーバイザー研修も含まれております。

また、先ほど申し上げました三十一年度予算案においても、スーパーバイザーの研修等において

も、この実施費用の補助、そして児童相談所職員等の研修センター、先ほど申し上げたんだけれども、これはスーパーバイザー研修も含まれております。

さらに、今国会におきまして、職員の資質の向上をしっかりと図つてまいりたい、そのように考えております。

さて、児童相談所の体制強化を図るために上策も含めた児童相談所の体制強化を図るための改正法案を提出する予定となつてあるところでござります。

以上でござります。

○本村委員 研修の義務化ということで、研修は当然のことだというふうに思いますが、日々常に新しい、入ってきた方を、その方々を、専門性がつくようにと人材育成するスーパーバイザーが現場では足りないというお声がございま

す。

専門性のあるこういう方々はケースをたくさん持つている方もいらっしゃるということで、人材育成するスーパーバイザーが足りない問題がございま

すけれども、この点、どういうふうに対応していくか、お答えをいただきたいと思います。

○新谷大臣政務官 お答え申し上げます。

適切に対応を行つたため、昨年十二月に、児童虐待防止対策体制総合強化プラン、いわゆる新プランと言われております、これを決定したところでござります。

委員御指摘のように、現在三千名の児童福祉司、これにつきましては、来年度千名増員をして、委員おつしやられたように、二〇二二年度には五千名体制とする、このことを目指し、児童相談所の体制の強化を進めることとしているところでござります。

他方で、児童福祉司の資質の向上、これを図つていくことも、御指摘のように非常に重要なところござります。

平成三十一年度予算案におきましては、平成二十八年改正児童福祉法により義務づけられました児童福祉司の任用後研修等の実施費用の補助、こういったことも行うことになつておりますし、児童相談所職員等の研修センターを全国一ヵ所から二ヵ所に拡充をする、こういったことも予定をしております。

また、先ほど申し上げました三十一年度予算案においても、スーパーバイザーの研修等において

も、この実施費用の補助、そして児童相談所職員等の研修センター、先ほど申し上げたんだけれども、これはスーパーバイザー研修も含まれております。

また、先ほど申し上げました三十一年度予算案においても、スーパーバイザーの研修等において

も、この実施費用の補助、そして児童相談所職員等の研修センター、先ほど申し上げたんだけれども、これはスーパーバイザー研修も含まれております。

また、先ほど申し上げました三十一年度予算案においても、スーパーバイザーの研修等において

も、この実施費用の補助、そして児童相談所職員等の研修センター、先ほど申し上げたんだけれども、これはスーパーバイザー研修も含まれております。

さらに、今国会におきまして、職員の資質の向上をしっかりと図つてまいりたい、そのように考えております。

さて、児童相談所の箇所数をふやしていくこと、と、定員超過の一時保護所の増設など、総務省とともに厚生労働省と連携してしっかりと財政措置するべきだと考えておりますけれども、大臣にお願いしたいと思うんですが。

ざいます。

○本村委員 研修の義務化ということで、研修は当然のことだというふうに思いますが、日々常に新しい、入ってきた方を、その方々を、専門性がつくようにと人材育成するスーパーバイ

ザーが現場では足りないというお声がございま

す。

専門性のあるこういう方々はケースをたくさん持つている方もいらっしゃるということで、人材育成するスーパーバイザーが足りない問題がございま

すけれども、この点、どういうふうに対応していくか、お答えをいただきたいと思います。

○新谷大臣政務官 お答え申し上げます。

適切に対応を行つたため、昨年十二月に、児童虐待防止対策体制総合強化プラン、いわゆる新プランと言われております、これを決定したところでござります。

委員御指摘のように、現在三千名の児童福祉司、これにつきましては、来年度千名増員をして、委員おつしやられたように、二〇二二年度には五千名体制とする、このことを目指し、児童相談所の体制の強化を進めることとしているところでござります。

他方で、児童福祉司の資質の向上、これを図つていくことも、御指摘のように非常に重要なところござります。

平成三十一年度予算案におきましては、平成二十八年改正児童福祉法により義務づけられました児童福祉司の任用後研修等の実施費用の補助、こういったことも行うことになつておりますし、児童相談所職員等の研修センターを全国一ヵ所から二ヵ所に拡充をする、こういったことも予定をしております。

また、先ほど申し上げました三十一年度予算案においても、スーパーバイザーの研修等において

も、この実施費用の補助、そして児童相談所職員等の研修センター、先ほど申し上げたんだけれども、これはスーパーバイザー研修も含まれております。

また、先ほど申し上げました三十一年度予算案においても、スーパーバイザーの研修等において

も、この実施費用の補助、そして児童相談所職員等の研修センター、先ほど申し上げたんだけれども、これはスーパーバイザー研修も含まれております。

さらに、今国会におきまして、職員の資質の向上をしっかりと図つてまいりたい、そのように考えております。

さて、児童相談所の箇所数をふやしていくこと、と、定員超過の一時保護所の増設など、総務省とともに厚生労働省と連携してしっかりと財政措置するべきだと考えておりますけれども、大臣にお願いしたいと思うんですが。

だという御指摘もございます。こうした指摘をしっかりと受けとめさせていただきたいということを求めておきたいと思います。

児童福祉司の増員については、私が秘書をしておりました時代からずっと私ども求めてきたわけでございます。やつとこういうふになつたわけですけれども、そこで職員体制のゆがみがかなり出ているわけでございます。

先ほどお話をしておりますように、児童福祉司をふやすと、その分スーパーバイザーが必要になりますけれども、そのスーパーバイザーが足りないと。その背景には、総務省が進めってきた集中改革プランなどによって、地方公務員の削減、採用抑制が背景にあるわけでございます。スーパーバイザーになるような世代の人があつりないという事態になつてゐるわけです。

集中改革プランの二〇〇五年から二〇〇九年、

これは資料で出しておりますけれども、この期間に職員採用を抑制して、ネットになつてゐるわけ

です。スーパーバイザーというのは三十代から四十代なわけですけれども、ちょうど谷間世代をつ

くつてしまつてゐるということでございます。

この集中改革プランがこういう事態を招いてい

る、こういう集中改革プランの害悪が出てゐるとい

う点、総務大臣としてはどのように考えておら

れますでしょうか。

○石田国務大臣 地方公共団体の職員数につきま

しては、平成十七年から平成二十二年の五年間、

国、地方を通じた効率的で質の高い行政の実現を

図る観点から、行革推進法などに基づきまして、

各地方団体に対して、具体的な削減目標を掲げた

集中改革プランを要請しておりました。

集中改革プランの期間終了後は、地域の実情を踏まえつつ、自主的に適正な定員管理の推進に取り組むよう助言をしているところでございます。

実際いたしまして、地方公共団体の職員数は、ピーク時の平成六年に比べまして五十四万人

の減少、一六%減となつておりますが、この間も児童相談所等は約一・八倍増加し、福祉事務所は

約一・六倍増加をいたしております。

地方公共団体においては、地域の実情を踏まえつつ、行政需要の変化に対応したり張りのある人員配置を行つてゐるものとの認識をいたしております。

○本村委員 国が今も職員削減など圧力をかけておりますけれども、もっと、命や安全、安心を守るために、長期的な、総合的な視野に立つて見直すべきだということを申し上げておきたいというふうに思います。

もう一つ、私、本会議の質問の際に、学校や、保育所や、病院、児童相談所、保健所、子育て支援センター、児童養護施設など、専門機関の体制と連携を強化するとともに、全ての職員が徹底し国が総力を挙げるべきということを申し上げました。

安倍総理の答弁なんすけれども、連携のことには答弁をしていただいたんですけども、体制について、児童相談所はございましたけれども、具体的にございませんでした。

学校も保育所も病院も児童相談所も保健所も子育て支援センターも児童養護施設も、しっかりと専門性を身につける研修、学ぶ時間を確保するためにも、連携強化をするためにも、人の確保が何よりも重要だというふうに思います。

今、例えば保育の現場でいいますと、本当に綱渡りのような人員配置で、本当に必死に保育士の皆さんのが頑張っているという現実がございまして、こういう綱渡りのような人員配置では、専門性を身につけることも、連携も難しくなつてしまふでございます。

○本村委員 総務省におかれましても、学校や保育所など、人数を減らす方向に圧力をかけておりますので、そうしたことはやめていただきたいということでも強く申し述べておきたいと思います。

もう一つ、重大な虐待事件を未然に防ぐということがつながる、養育支援訪問事業の問題についてお伺いをしたいと思います。

これも私、本会議の中で、困難を抱える御家庭や妊婦さんにきめ細かく支援をする質の高い養育支援訪問事業を全ての自治体で行えるように、予算と人を抜本的に拡充するべきです、というふうに質問をいたしまして、安倍総理からは、支援が特に必要な家庭に相談助言や家事援助を行う養育支援訪問事業については、子ども・子育て支援交付

金において補助を行つてますが、来年度予算では百億円以上増額し、より多くの市町村で事業が実施されるよう取り組んでまいりますと答弁がございました。

○藤原政府参考人 お答え申します。

子ども・子育て支援交付金でござりますけれども、養育支援訪問事業、今委員が御指摘をいたしました事業でござりますが、この養育支援訪問事業も含めまして、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づいて市町村が実施をする地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるための交付金でございまして、平成三十一年度の予算案では、対前年度比百十六億円増の千三百四億円を計上しております。

この交付金でございますが、個別の事業ごとに予算を定めているものではございませんで、交付金の予算の範囲内で自治体が計画に基づいて申請を行い、それに基づき交付を行つという仕組みになつてございます。平成二十九年度の執行実績全体では、交付金の予算額千七十六億円に対しまして決算額が千二十五億円というふうになつております。

ただ、いずれにいたしましても、より多くの自治体で養育支援訪問事業が実施をされるということは非常に重要なことでござりますので、引き続き、自治体への支援に取り組むとともに、必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

○本村委員 子ども・子育て交付金は、延長保育ですか、病児保育ですか、放課後児童健全育成事業など、いろんなものに使えるものなんですね。百億円ふえたといつても、四十七都道府県で割れば一県当たり一億円超といふことで、二一・二倍からして全く足りない現実がございます。こうしてたものの増額もぜひお願いをしたいといふうに

思いもすけれども、現在、養育支援訪問事業については全ての自治体で行われているんでしようか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

養育支援訪問事業でございますが、平成二十九年四月一日の実績でござりますけれども、千三百五十五市町村で実施をされてございます。また、この交付金を使っていない中で、市町村の保健師による同様の取組というものも行つてある自治体もございまして、そちらも合わせますと千四百七十六市町村で実施をされてございます。

市町村での実施率でござりますけれども、平成二十年のときの実施率では四五%でございました。この十年間で約八五%まで上昇し、事業を実施する市町村が着実に増加をしているということございますので、全ての市町村で実施されるよう、引き続き自治体への支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○本村委員 全ての自治体で取り組めるようにということで、ぜひ一層の強化をお願いしたいといふように思いますけれども、行われている自治体でも質が問われているというふうに思います。

私も、愛知県内の自治体の実情をお伺いをいたしましたら、やつているよといふに言われたんすけれども、二世帯だけやつててそういうよな状況がございまして、大きな自治体ですけれども、もっと充実していかなければいけないというふうに思つております。

○藤原政府参考人 お答え申上げます。

この養育支援訪問事業というのは、きめ細かくできるといふことがガイドラインに書かれているわけすけれども、このガイドラインでは、どういう子供さん、御家庭をしているか、お示しをいただきたいと思います。

○藤原政府参考人 お答え申上げます。

この養育支援訪問事業でございますが、支援の対象でござりますけれども、実施要綱等に記載をしておりますし、ガイドラインでも丁寧に説明させていただいておりますけれども、望まない妊娠など、妊娠期から継続した支援を要する御家庭で

あつたり、それから出産後、子育てに非常に不安なことはありますけれども、養育者の生育歴などに対する養育の状態が非常に不適切である

感が強いような、そういったケース、あるいはお子さんに対する養育の状態が非常に不適切であるというような場合で、虐待のおそれやリスクを抱えているようなケース、こういった御家庭を支援の対象としてございます。

この事業は、委員御指摘いただいたとおり、児童虐待の発生予防とか早期発見という観点からも非常に有効な事業だと私どもも考えておりまして、各市町村において支援が必要な子供や家庭を把握した場合に、養育支援訪問事業を活用した適切な対応がなされるように引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○本村委員 児童虐待を予防するために、未然に防ぐために大変有効な策策であるということは児童相談所の所長さんなんかからも言われている事業でございまして、総力を挙げてというのであればやはりこういうものももつともと予算をふやして推進していくなければならないというふうに思つております。

○本村委員 児童虐待を予防するため、養育支援訪問事業を全ての市町村ができるように、総務省としても力を發揮すべきだというふうに思います。

大臣、先ほど総力を挙げると決意をしていただ

いたのですから、この事業はとても大事な事業な

どです、ぜひ御答弁を大臣、お願いしたいと思

います。

○林崎政府参考人 お答えいたします。

交付税措置の話などが絡んでまいりますので、

私の方からお答え申し上げたいと思います。

今くる御指摘いただいています養育支援訪問事

業につきまして、子ども・子育て支援交付金を活

用して実施する事業、これに係ります市町村負担

につきましては、普通交付税措置を講じることと

しているところでござります。

また、あわせまして、この養育支援訪問事業の

連携先となります要保護児童対策地域協議会の調

整機関に市町村が配置することとしたところで

ございまして、今後ともしっかりと力強い方策

をとるべきだということを指摘をしておきたいと

りたいと考えております。

○本村委員 長代理退席、委員長着席

この養育支援訪問事業の質を上げて

いくためにも、総務省としてもしっかりと力強い方策

をとるべきだということを指摘をしておきたいと

いうふうに思っています。

先ほど来議論をしておりますけれども、児童虐

方々の専門性が問われているわけでございます。先ほども申し上げましたように、養育者の生育歴ですか、あるいは夫婦関係ですか、そういうふうな場合で、虐待のおそれやリスクを抱えたことでも踏み込んで御相談に乗つたりするわけですから、ゼンシティブな情報もあるわけですから、やはり公でしっかりとやつていかなければなりません」というふうに思っています。

保健師さんや保育士さんなど、あるいは助産師さんなども派遣をされているそうですけれども、ヘルパーさん、ここでもやはりいろいろな分野の人手が必要だというふうに思います。専門性を培うためにも公が正規職員として雇わなければならぬというふうに思っていますし、この養育支援訪問事業を全ての市町村ができるように、総務省としても力を發揮すべきだというふうに思います。

大臣、先ほど総力を挙げると決意をしていただいたのですから、この事業はとても大事な事業なんですね、ぜひ御答弁を大臣、お願いしたいと思います。

○林崎政府参考人 お答えいたします。

交付税措置の話などが絡んでまいりますので、私がお答え申し上げたいと思います。

今くる御指摘いただいています養育支援訪問事

業につきまして、子ども・子育て支援交付金を活

用して実施する事業、これに係ります市町村負担

につきましては、普通交付税措置を講じることと

しているところでござります。

また、あわせまして、この養育支援訪問事業の

連携先となります要保護児童対策地域協議会の調

整機関に市町村が配置することとしたところで

ございまして、今後ともしっかりと力強い方策

をとるべきだということを指摘をしておきたいと

りたいと考えております。

○本村委員 増員をしていくことがやはり必要な

わけですから、子供たちの命を守るために必要なことですから、そういう自治体の意思を邪魔する交付税の算定であつてはならないと思います。

それが見直しの趣旨ということで確認をさせていただきたいたいんすけれども、大臣、お願いいた

いと思います。

○林崎政府参考人 お答え申し上げます。

改革そのものというのは、これは重要なことであります。このことも含めて、この算定方法のところのDですね、人件費の削減率、ここもやめる方向で見直すべきだと思いますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

に基づく児童相談所の体制強化といったようなものの、これは大変重要なことでございますので、これと、御指摘のような職員数削減率を用いた算定等につきましては、これはもう明らかに調整しなければならないということですざいまして、その影響がほうつておけば出てまいります平成三十一年度の算定ということになりますので、そこに向けて見直しを行っていく予定ということでございます。

○本村委員 この行革分ということですけれども、職員数がピークだった一九九三年度から一九九七年度までの五年間の平均と直近の五年間の平均をもとに、全国の平均削減率よりも多く削減しないれば交付税の算定に大きく反映され、削減率が少なければ少なく算定されるといふものになります。

二〇一九年度で見れば、資料で出させていただきましたけれども、道府県分五百億円の十分の三、百五十億円、これが道府県分、そして、市町村分千五百億円の十分の三、四百五十億円、この二つを道府県、市町村が削減率をもとにとり合仕組みになつております。

職員数削減率等、今回見直すなどおつしやっているんですけれども、職員数の削減率と地方債の残高削減率、これを見直すということは明らかにされておりますけれども、会計年度任用職員の制度も新たに二〇二〇年度から行われるわけで、これは臨時、非常勤の方々の待遇を上げていくといふわけですから、当然、人件費は上がつてしまります。このことも含めて、この算定方法のところのDですね、人件費の削減率、ここもやめる方向で見直すべきだと思いますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

先ほど来、職員数削減率といった指標、あるいは、その中に、今御指摘の人件費削減率、これも入っているわけでございまして、それで行政改革の取組を算定に反映をしてきてるわけでございます。

委員御指摘のような、我が国として重要な政策課題があるわけでござりますので、そういうものを推進していく上で障害とならないように、先ほどから申し上げてある職員数削減率であります。

とか、あるいは起債残高といったようなものにつきまして三十二年度算定以降影響が出でてくるおそれがありますので見直しますということを申し上げているところでございまして、そういった検討の中で、御指摘のような点も含めてしまつかり対応してまいりたいというふうに考えていいところでございます。

○本村委員 二〇二〇年度からというお話ですけれども、私は、今すぐやめるべきだというふうに、来年度もやめるべきだということを強く申し述べたいというふうに思います。

何よりも子供の命を守ることを最優先に、そしてあらゆる手段を尽くして児童虐待の根絶に向けて総力を挙げてまいります、そういうことを本気で言うのであれば、子供さんにかかわる専門機関の人をふやすことがもう喫緊の課題なわけでござります。また、防災・減災、国土強靭化三カ年計画をやるわけですから、そのためにも技術系職員だって必要になつてまいります。行革の中で統計専任職員もどんどん減らされてきておりますけれども、しかし、それは増員が必要になつてまいります。

見直すということです、やはり玉虫色なんですよ。どうも、しかし、それは増員が必要になつてまいります。

○本村委員 児童福祉司をふやした自治体の方が交付税算定で不利になる、こんな仕組みはやはりおかしいというふうに思います。来年度においても、児童虐待対応の地方自治体の努力の足を引っ張るべきではないというふうに思います。今すぐ職員数の削減率を交付税の算定の基準にすることはやめて、職員の増員を後押しする仕組みへぜひ転換をしていただきたいということを強く求めておきたいと思います。

次に、会計年度任用職員についてお伺いをしたいたいというふうに思います。

会計年度任用職員については、二〇二〇年四月からの施行に向け、関係条例案の議会提案の準備、施行に向けた検討がなされていると思いますけれども、その状況をお示しいただきたいと思ひます。

○大村政府参考人 お答えをいたします。

平成三十一年四月の施行に向けまして、各団体

ありましたように、児童福祉司などをふやしております。それは、子供さんが虐待で亡くなったり、今の体制ではだめだから、児童福祉司などを必死になって求めて、私どもも求めて、いろんな専門家の皆様方も求めて、ふやしているわけでござります。

総務省が交付税の算定のあり方をそういう観点から変えることが求められているというふうに思

います。職員増員の取組とは相入れないこういう仕組みは直ちに廃止するべきだと思いますけれども、大臣、御答弁をお願いしたいと思います。

三十二年度算定以降に影響が出てくるところで申し上げているところでございまして、そういった検討の中でも、御指摘のような点も含めてしまつかり対応してまいりたいというふうに考えていいところでございます。

三十二年度算定以降に影響が出てくるということで申し上げているところでござりますけれども、その際には、先ほど来申し上げましたよう

な、職員数削減率の算定において今回の総合強化

プランに基づく増員をどのように考えたらいいのか、そういうことを本気で言つたことを支障にならないように私はいつも検討してまいりたい、こう考えているところ

でござりますので、御理解いただきたいと思ひます。

○本村委員 児童福祉司をふやした自治体の方が交付税算定で不利になる、こんな仕組みはやはりおかしいというふうに思います。来年度においても、児童虐待対応の地方自治体の努力の足を引っ張るべきではないというふうに思います。今すぐ職員数の削減率を交付税の算定の基準にする

ことはやめて、職員の増員を後押しする仕組みへぜひ転換をしていただきたいということを強く求めておきたいと思います。

○大村政府参考人 お答えをいたします。

臨時、非常勤職員の給与につきましては、今般

の改正法により、非常勤職員である会計年度任用職員に対しまして期末手当を支給されることとな

たところでござります。

御指摘の準備の状況ですが、総務省といつしまして、今後も、平成三十一年度においても、移行準備の状況等について調査を行う予定でございまして、地方財政措置についても、こうした調査の結果などを踏まえて検討してまいりたいと考えております。

けられて、法定化をされるというふうに変わつてしまします。この点、どういうふうにお考えなんでしょうか。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

ふるさと納税は、返礼品の提供の有無にかかわらず、地方団体に対しまして寄附が行われた場合に寄附金控除が行われる仕組みでございます。そのような意味で、ふるさと納税制度と返礼品とが直接結びついているわけではございません。

しかしながら、地方団体が寄附者に対しまして返礼品を送付することが相当程度一般化をいたしまして、しかも、過度な返礼品を送付する地方団体に寄附が集中することによりまして、ふるさと納税制度そのものに対する批判が寄せられ、制度の存続が危ぶまれるような状況となつてゐるところでございます。

このような状況を踏まえまして、ふるさと納税制度を健全に発展させるために、地方団体が返礼品を送付する場合には、送付する返礼品の内容を一定の範囲にとどめる制度の見直しを行いたいというものでございます。

○吉川(二五)委員 一般化したからというお話でしたけれども、今から三年ぐらい前の総務委員会でも指摘しました、こうなりますよと。返礼品競争が激化をして、結果的に、ふるさと納税、自分がいろいろお世話になった地域に恩返し、あるいはこの自治体を応援したいということから、返礼品目当てのものに一気にシフトしていきますよといふ指摘をしていましたわけです。まさにそういう形で一般化をしてしまった。だとするならば、法定化をしてしまいますと、まさに法律で返礼品というのが認められるわけですから、ここはやはり大きな問題があるんじやないかというふうに思ひざるを得ません。

それで、もう一点は、返礼品のあり方。私は、この制度そのものを本質的に変えないとだめだというふうに思いますけれども、返礼品のあり方を国側から規制をし、制度と関連づけてしまって、納税者からの寄附による地方税収入に対して

国が介入することにならないのか、納税者からの寄附による収入に対して国が介入することになるのではないか。考え方によつては、地方自治を侵害すると言われても仕方ないんじゃないかというふうに思いますけれども、この点、いかがでしょうか。

○古賀大臣政務官 お答え申し上げます。

ふるさと納税は、地方団体がみずから財源を確保し、さまざまな施策を実現するために有効な手段となつてはおりますけれども、残念ながら、一部の地方団体におきまして、返礼割合の高い返礼品や地場産品以外の返礼品を送付し、多額の寄附を集めている事例が見受けられるところでございます。このことが制度そのものに対する批判につながつております。この現状を大臣は了としていらつしゃるでございます。

○吉川(二五)委員 一般的な見直しを行つてほしい、そうした声が寄せられている状況にございます。

こうした状況を是正いたします。制度の健全な発展を図るために一定のルールを整備しようとするとするが今回の見直しの趣旨でございますので、御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○吉川(二五)委員 御理解をしてほしいということ

でありますけれども、なかなか、私自身はちょっとと理解に苦しむところがあります。

先ほど少し紹介ございましたけれども、実際、どのくらいの経費等々がかかつてゐるかということ

とで、総務省が、二〇一七年度ふるさと納税に関する現況調査結果というものを出しております。

見ますと、ふるさと納税の募集、受入れに関する経費、いわゆる返礼品を購入をしたり、あるいは広告を出したり、あるいは発送したり、これが全体の五五・五%というふうになつております。

せつかく寄附をしてもらつても、使えるお金はそ

の半分以下といふことで、非常に税収というか収入という面からいふと効率が悪く、無駄が多いものではないかというふうにも思います。

よく見ていくと、五五・五%というふうに思ひます。

言いましたが、返礼品の調達にかかる費用は受

入額の三八・五%ということで、これを三割以内にしたとしても四七%、先ほど半分はといふことではないか。考え方によつては、地方自治を侵害したけれども、依然としてやはり半分程度しかいわゆる行政に使えない。半分近くは経費で消費していく。この現状を大臣は了としていらつしゃるでしようか。

○石田国務大臣 お答えさせていただきます。

ふるさと納税の本来の趣旨を考えれば、納税先として選ばれた地方団体が、その受入額を納税者の思いに応える形で活用することが望ましいと感じているわけであります。一方で、この制度の進展とともに、地域資源の活用等の観点から、返礼品が用いられることで地域の活性化につながつているということも事実であります。

このため、一定のルールを設ける中で、制度の健全な発展を期待したいと考えておるわけでございます。

いまして、こうした観点から、過度な返礼品を是正することに加え、ふるさと納税の募集に関して地方団体が多大な経費を支出して過度な広報や宣伝を競い合うことを避けることも必要であり、今回制度改正を通じて、こうした意味での適正化を実現したいと考えております。

○吉川(二五)委員 過度な広告云々というお話がありましたので、それに関連して一点お聞きしたいと思います。

○吉川(二五)委員 過度な広告云々というお話を実現したいと考えておりました。

ふるさと納税の返礼品を掲載し、紹介するだけじゃなくて、返礼品をクリックすれば、その自治体にじかに寄附ができる。それだけではなくて、他の通販サイトと同じくポイント還元まで受けられるふるさと納税専門サイトこれが多数存在していることは大臣も御承知のことだというふうに思ひます。

また、昨年の年末にかけて、私もテレビを見ておりましたと、いわゆるゴールデンタイム、その時間帯に非常にこのポータルサイトの宣伝がたくさん見られました。これはただで広告を打てるわけではありませんから、当然広告費というものが必不可少になります。

昨日、新聞を読んでおりますと、ふるさと納税に

に関する記事が掲載されておりまして、記事の内容そのものは、幾つかの自治体が民間のサイトではなくて自治体直営のサイトを立ち上げるというのではありますけれども、依然としてやはり半分程度しかものだつたんですけれども、その中で、民間のサイトを利用すると寄附額の一割程度が手数料として支払われるということが記事となつております。

○古賀大臣政務官 お答え申し上げます。

ふるさと納税は、地方団体がみずから財源を確保し、さまざまな施策を実現するために有効な手段となつてはおりますけれども、残念ながら、一部の地方団体におきまして、返礼割合の高い返礼品や地場産品以外の返礼品を送付し、多額の寄附を集めている事例が見受けられるところでございます。このことが制度そのものに対する批判につながつております。この現状を大臣は了としていらつしゃるでございます。

○吉川(二五)委員 先ほどの経費の中にこのポータルサイトのやつも入つてゐるんだろうといふふうに思ひますけれども、返礼品そのものは三割といふことで上限が決まるわけですが、この広告費の上限等々については当然入つていないと認識

でいいと思いますし、ポータルサイトを見ておりませんと、政務官はやられたことがないというお話をしたけれども、私もちよつと見てみたんですけれども、いきなり画面の中にお肉が山盛りと、そのボタンを押すと、幾らで何キロのお肉を送りますと、下に小さく自治体の名前が出ているだけ。

本来、これがスタートしたときの理念というのは、先ほども言いましたけれども、お世話になつた自治体等、その自治体に対して寄附をする。だけれども、ポータルサイトを見ていると、自治体に対して寄附をするんじやなくて、お肉を買ったために寄附をする、お肉をもらうために寄附をする、こういう形にもうなつてしまつていて。ですから、やはりここには、広告のあり方についても一定の規制をかけていかないとダメなのではないかというふうに思います。

これは、最初にも指摘しましたけれども、交付団体にとつては出ていくばかりの制度です。交付団体は七割五分、交付税で見られますけれども、不交付団体は出ていくばかり。例えば東京の世田谷でいいますと、来年度予算では、ふるさと納税に伴う減収額が五十三億円。これだけのお金があれば、待機児童対策あるいは保育士の処遇改善、こうしたものに使えるわけで、これは非常に大きな問題なのではないかというふうにも思つております。

そういう意味でいいますと、ふるさと納税というのは地方の固有の財源である住民税等々の争奪戦であつて、返礼品というのを武器にしながらやつて。結果的には不交付団体の財政にしわ寄せが行つているというのが今の率直な現状だろうと思います。

地方財政法を見ますと、法律の目的として第二条にこのように書かれております。途中ちよつとはしょりますけれども、地方公共団体は、他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行つ

てはならない、このように書かれております。結果として、今のふるさと納税制度といふのは不交付団体に累を及ぼしているのではないか。それをいきなり画面の中にお肉が山盛りと、そのボタンを押すと、幾らで何キロのお肉を送りますと、下に小さく自治体の名前が出ているだけ。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

ふるさと納税は、ふるさとやお世話になつた地方団体への感謝の気持ちを伝えることや、税の使い道を自分の意思で決めることを実現するため、個人住民税の一部を実質的に地方団体間で移転させるものとして、地方税法に基づいて創設された制度でございまして、地方財政法第二条第一項に抵触するものではございません。

なお、普通交付税の交付団体、不交付団体のい

ずれにおきましても、その算定におきまして、ふるさと納税による個人住民税の減収額を反映して

おりまして、地方交付税制度を通じて、地方団体における標準的な行政サービスの提供に必要な財源が保障されているところでございます。

また、一般論として申し上げますと、個々の地方団体がふるさと納税制度の趣旨に反して過度な返礼品を送付することにより、著しく多額の寄附

を集め、他の地方団体の税収を大きく減少させる場合には、地方財政法第二条第一項の規定との関係が問われる可能性があると考えております。

○吉川(元)委員 そこの線引きはどこにあるんで

すかという話だと思いますよ。

大臣も会見等々で、趣旨に反するというふうなお話をされておられます。三割にたとえましたとしても、先ほど言いましたとおり、不交付団体においては、実際には減収が減るわけでありまして、その補填も行われない。これはやはり累を及ぼしていよいよ累を及ぼしてしまつています。

数字的に見ましても、ふるさと納税の適用者数は先ほど申し上げた数字ですけれども、条例で定められたものに対する寄附ということで、都道府県民税あるいは市町村民税についても毎年ふえておりますし、共同募金会、日本赤十字社に対する寄附

それからもう一点だけ、ふるさと納税をお聞き

したいと思います。

これも最初に少し述べましたけれども、NPOや公益法人に対する寄附控除や一般的の寄附控除に比べると非常に優遇をされております。これも当

委員会で質問いたしましたところ、高市大臣の方

からは、ちょっとよくわからないんですよ、ふる

さと納税は他の寄附制度から中立的であるという

ような答弁でありますとか、NPO法人などへの

寄附も含めた寄附文化の醸成につながる、このよ

うに高市大臣は当時、答弁をされておられまし

た。

ふるさと納税が制度化されたのは二〇〇八年、当時は八十億円程度だった寄附額が、十年後の二〇一七年度は三千六百五十三億円で、実に四十五倍ふえました。それとあわせて、NPOなどを含めるその他の寄附がふえたというふうには聞いておりませんし、大臣自身、ふるさと納税のこの十年間が日本の寄附文化の醸成に寄与したとお考えでしようか。

○石田国務大臣 ふるさと納税につきましては、寄附者がふるさと納税を経験することを通じて、寄附税制の手続等への理解をふやすとともに、寄附が身近なものに感じられるようになるものと考

えていたわけありますけれども、実際に、今御指摘ありましたように、ふるさと納税の適用者数は年々増加をいたしまして、平成三十年度課税においてはおよそ三百万となっております。この中には、返礼品を受け取ることなく寄附を行つていただける方もおられますし、災害支援として、返礼品がなくとも国民の皆さんから温かい御支援が寄せられているものもあります。

数字的に見ましても、ふるさと納税の適用者数

は先ほど申し上げた数字ですけれども、条例で定められたものに対する寄附ということで、都道府県民

税あるいは市町村民税についても毎年ふえており私はこの二条に違反をしているのではない

ということを指摘をさせていただきます。

ものと考えております。

○吉川(元)委員 私は逆だと思いますね。

これを寄附だということになれば、寄附をすれ

ば返礼品があるというふうになれば、これは寄附

文化がゆがむ大きな問題をはらんでいるというふ

うに思います。

まず、先般成立いたしました今年度補正予算で四千二百十五億円が来年度交付税原資として繰り越されました。昨年夏の概算要求段階では、交付税は今年度比マイナス七百三十四億円というふうな要求になつております。今回の地財計画ではプラス一千九百二十四億円というふうになつております。

まずは、地財計画について何点かお聞きしたいと思います。

まず、先般成立いたしました今年度補正予算で四千二百十五億円が来年度交付税原資として繰り越されました。昨年夏の概算要求段階では、交付

税は今年度比マイナス七百三十四億円というふ

うに思います。

まず、地財計画について何点かお聞きしたいと思

います。

まず、先般成立いたしました今年度補正予算で四千二百十五億円が来年度交付税原資として繰り越されました。昨年夏の概算要求段階では、交付

税は今年度比マイナス七百三十四億円というふ

うに思います。

まず、地財計画について何点かお聞きしたいと思

近くなるというふうなことがあります。これは資料に載っているとおりです。

経済状況の変動によって大幅な変動が生じるような制度ではならないと思いますけれども、この点について、安定的な制度であるという理解をしていますけれども、説明をしていただきたいと思います。

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

新たな偏在是正措置は、偏在性の小さい地方税体系を構築する観点から、地域間の財政力格差の拡大や経済社会構造の変化等に対応し、大都市部に税収が集中している構造的な課題に対処するため、地域における事業活動により生ずる付加価値の総計でございます県内総生産の分布と、地方法人課税の税収をおおむね合致させるものでございます。

この新たな偏在是正措置の検討に当たりまして、県内総生産と地方法人課税の税収の分布状況につきましては、経済状況や税収の変動もありまして、過去五年の平均値で見ているところです。さらに、リーマン・ショック後で、東京都の税収が最低水準であった平成二十三年度の状況、これに、今回の偏在是正措置を当てはめて試算をいたしますと、人口一人当たりで見た最大、最小の都道府県の差は、地方法人課税の税収については五・三倍から三・四倍に縮小いたしまして、当時の県内総生産の差でございます三・四倍とおおむね合致をすることとなつております。

こうしたことから、県内総生産と地方法人課税の税収の分布状況に直ちに大きな乖離が生じることとは考えがたいと考えております。ただ一方、中長期的には、さまざまな経済社会情勢の変化が生じることもあり得ますので、制度の施行後、適切な時期において、施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは検討を加えるといふ、いわゆる検討条項を設けることとしているところでございます。

○井上(一)委員 これまでで、平成二十年度、そ

れから二十六年度、二十八年度、こういった税制改定によつて、地方法人課税について偏在是正措置が図られてきたと承知しておりますけれども、

今回の税制改定でこの偏在是正措置というのは最後になるのか、それとも、また偏在是正のための何らかの措置をとることになるのか、その点についてはいかがでしょうか。

○内藤政府参考人 新たな偏在是正措置は、偏在性の小さい地方税体系を構築する観点から、地域間の財政力格差の拡大や経済社会構造の変化等に対応し、大都市部に税収が集中する構造的な課題に対処するものでございます。

また、都道府県の行政運営において、将来の収入に対する予見可能性を確保することも重要でございます。

こうしたことを踏まえまして、今般の措置につ

いては、将来に向かつて安定的な制度とするため、恒久措置とすることとしております。

現在直面をしております財政力格差の拡大、あるいは経済社会構造の変化等に対する地方税制上の対応としては、この新たな偏在是正措置により行われることになるものと考えているところでございます。

なお、中長期的に経済社会情勢が大きく変化す

る場合、あるいは税制全体の抜本的な見直しが行

われるような場合には、あるべき地方税制の観点

から検討を行うことも必要になると考えておりま

す。

○井上(一)委員 そうすると、当面は今回の是正措置で一応区切りをつける、そういう理解をしておいてよろしいんでしょうか。

○内藤政府参考人 現在直面している課題に関してもありますけれども、これは税収格差が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めてまいりたいと考えております。

○井上(一)委員 それでは、税については以上といたしまして、次に、地域おこし協力隊についてござります。

○井上(一)委員 地方消費税について、質疑の中

でもありましたけれども、これは税収格差が小さくて偏在性の低い税源であるので、地方消費税を

地方法の柱としていくべきというような議論もあ

りますけれども、まず、地方消費税の税収格差、

直近ではどのようになつてゐるでしょうか。
○内藤政府参考人 お答えを申し上げます。
平成二十五年度から平成二十九年度までの直近

五年度間の地方税収の実績をベースに試算した人口一人当たりの税収額によりまして各都道府県間の比較を行いますと、最大、最小の格差でござりますが、地方税全体としては二・四倍でござりますけれども、清算制度がとられております地方消費税につきましては、清算後で一・三倍となってござります。

○井上(一)委員 そういった税収格差の小さい地方消費税、これを先ほどのように地方税の柱としていくといふような議論がありますけれども、これについては、総務省としてはどのようにお考えでいらっしゃるか。

○内藤政府参考人 お答えを申し上げます。

地方分権を推進する中で地方がその役割を十分に果たしますためには、地方税の充実確保を図りますとともに、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築することが重要でございます。

○内藤政府参考人 お答えを申し上げます。

地方消費税は、地域間の偏在性が小さく、税収の安定性も高いことから、社会保障制度を支える地方団体の財源としてふさわしい税目であると考えております。

このため、社会保障・税一体改革に当たりま

ても、国と地方を通じた社会保障制度の安定財源

の確保の観点から、地方消費税の充実を行うこととしたところでございます。

今後とも、地方消費税の充実が望ましいという基本的な考え方方に立つて、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めてまいりたいと考えております。

○井上(一)委員 それでは、税については以上といたしまして、次に、地域おこし協力隊についてござります。

○内藤政府参考人 私も、この地域おこし協力隊、ぜひ応援して、充実した制度にしていきたいといふふうに思つてゐるんですけど、隊員の中には残念ながら任期中に退職する方もおられるというふうに聞いております。

その理由としては、やはり自治体と協力隊員の人

けれども、平成二十九年度で五千名程度と五倍に増加しておつて、私の地元京都北部にも多くの地域おこし協力隊の隊員の方がおられます。

それで、所信表明では、六年後に八千人程度まで拡充する方向であるといふうに大臣は述べられましたけれども、具体的にどのようにして拡充を図つていくのか、大臣のお考えをお聞かせください。

○石田国務大臣 地域おこし協力隊は、制度創設時の二十二年度には八十九名でございましたけれども、年々増加して、二十九年度には五千名近く隊員が活動をしておるところであります。

隊員数を六年後、二〇二四年度に八千名までふやすため、青年海外協力隊の経験者やシニア層の方、JETプログラムを終了した方など、応募者の裾野の拡大に取り組む予定でございます。

また、地域おこし協力隊全国サミットの開催のほか、東京圏だけではなく、名古屋圏や関西圏に

おいても制度の周知に取り組む予定でございます。

さらに、任期終了後の出口を多様化することも将来的な隊員のなり手の確保にとって重要なことです。いまして、隊員の起業に向けた金融面での支援を新たに実施し、起業支援を更に充実させるとともに、各地の事業引継ぎ支援センターと連携をいたしますして、隊員による事業承継を支援してまいります。

こうした取組を通じて、更に制度を発展させ、

都市から地方へ新しい人の流れをつくつてまいりたいと考えております。

○井上(一)委員 私も、この地域おこし協力隊、ぜひ応援して、充実した制度にしていきたいといふふうに思つてゐるんですけど、隊員の中には残念ながら任期中に退職する方もおられるというふうに聞いております。

けれども、平成二十五年度は千人未満でありましたけれども、平成三十一年二月二十一日

は、地域振興の中核となつて、若者ですか、野心を持つて、俺がやつてやるんだというふうにし行くんですけれども、自治体の方はどうらかというと嘱託の職員みたいな扱いをして、そこでミスマッチが起きているというような話も聞きました。

そこで、具体的にどのくらいの方が任期中に退職しているのか、また、その理由について総務省としてどのように把握されていますでしょうか。

○佐々木政府参考人 お答えいたします。平成二十九年一月から十二月までの一年間で見たところですが、委嘱時に想定していた期間より早く退任した隊員数は六百一名ということでした。そのうち百九名の隊員が、委員御指摘のとおり、地方自治体の期待と隊員の希望の相違が生じたりとすることなどを理由としているものでございます。

そのほか、二百八十四名の隊員は起業や就職等を理由に、九十八名の隊員は結婚、出産、介護等の家庭の事情等を理由に退任しているということでござります。

○井上(一)委員 地域おこし協力隊の多田さんという方がこういった「奇跡の集落」という本を書かれて、その中で、いかに地域おこし協力隊の皆さんが頑張っているかというのも書いてあるし、課題についてもいろいろ書いてあります。

その中で、書いてありましたのは、地域おこし協力隊員と行政職員との間で十分なコミュニケーションがとられていないというようなことも書いてありました。それから、先ほど私が言いましたように、自治体の方で協力隊員の方をどうやって活用していいかわからないので、単に自治体職員の欠員補充みたいな扱いをしている例もあるといふうに聞いたことがあります。こういった欠員補充的な扱いになつておるとすれば、制度の趣旨にも反していますし、やはり地域おこし協力隊員の意欲をそぐことになると思います。

そういうことで、総務省として、この点についてどのように認識されているか伺いたいと思いまして。

○佐々木政府参考人 お答えいたします。には、受入れ側の地方自治体、地域住民、そして隊員の三者がコミュニケーションを十分に図り、任期終了後も見据えつつ、思いを共有していくことが重要であり、地方自治体が主体的に、地域の実情に応じて受入れ体制をしっかりと構築していくことが大切であると考えております。

隊員を新たに受け入れる地方自治体の数もふえて、これまでの隊員を受け入れる際の経験や事例をまとめ、その留意点をまとめたチェックリストを作成しており、地方自治体における取組の参考にしていただいているところでございます。

手引についても、引き続き内容の充実を図り、地方自治体における受入れ体制の構築を支援してまいりたいと考えておりますし、委員御指摘の本についても、私も含め、課員全員読んでおりますので、大体問題意識は同じことになつていて思つております。

○井上(一)委員 次は、地域おこし協力隊の隊員の経費についてお聞きしたいと思います。地域おこし協力隊の活動に要する経費として、隊員一人当たり四百万円を上限として特別交付税措置がなされているというふうに聞いております。

○井上(一)委員 次は、地域おこし協力隊の隊員の経費についてお聞きしたいと思います。

しかし、地域おこし協力隊員が何かをやろうとするときになかなか自治体に柔軟に対応してもらえないこともありますので、経費をより機動的に使うことができるような、何か工夫ができるかといふような話を聞いたことがあるんですが、その点に関して、総務省として何かお考えはあるでしょうか。

○佐々木政府参考人 お答えいたします。地域おこし協力隊員がやはり地域に溶け込んで協力活動を行っていくことが非常に大事だと思っておりますが、総務省として、今現在どのようなサポート体制をとつておられるのか、それから、サポート体制を今後どのように強化しようとしているのかお伺いしたいと思います。

○佐々木政府参考人 お答えいたします。地域おこし協力隊員一人当たり年間四百万円を上限に特別交付税を措置しているところでございます。

一方で、活動に要する経費の予算計上あるいは執行自体は、隊員を受け入れている地方自治体において行われるということになつております。地

サポートデスクは、協力隊員のOB、OGである四名、うち二名が女性ということになりますが、相談員として配置し、電話やメールでの相談、問合せを受け付け、アドバイスを提供していくところです。

来年度は相談員を更に増員することとしているほか、隊員OB、OGのネットワーク化も各地で推進し、より身近なサポート体制を構築していく予定でございます。

例えば、岡山県では、隊員のOB、OGのネットワーク組織が県内の隊員や地方自治体の担当者を新たに受け入れる地方自治体の数もふえて、これまでの隊員を受け入れる際の経験や事例をまとめ、その留意点をまとめたチェックリストを作成しております。

トワーク組織が県内の隊員や地方自治体の担当者のサポートに当たっており、このような事例を各地域で取り組んでもらうことにより、より重層的なサポート体制を構築してまいりたいと考えております。

○井上(一)委員 次は、地域おこし協力隊の隊員の経費についてお聞きしたいと思います。〔委員長退席、榎屋委員長代理着席〕

○井上(一)委員 ゼひ、その経費の扱い方について、隊員一人当たり四百万円を上限として特別交付税が行われているのか、お聞きしたいと思います。

○佐々木政府参考人 お答えいたします。まず、地方自治体の担当者に対する研修としては、受入れ体制の整備に係る具体的な留意点や活動支援のあり方を学んでもらうため、全国十カ所でのプロック研修を総務省主催で、地域と共に開催の場合もありますが、研修会を実施しているところでございます。

また、隊員向けの研修としては、初任者研修や、二年目、三年目の人の対象に行うステップアップ研修のほか、任期終了後の起業に向けた、それに特化した研修も実施しているところでございます。

近年、隊員数の増加に伴い、総務省による研修開催が行われているところであり、総務省としても、そうしたことを探してまいりたいと考えております。

○井上(一)委員 この地域おこし協力隊、平成二十一年に制度ができた、もう十年が経過するということで、先ほどの地域おこし協力隊の多田さ

また、多くの隊員は行政とかかわった経験がないため、行政特有の経費の執行、一件一件について、やはり執行に対して手続が、やはり行政経費ですので、ございますので、そういうことについて、隊員の着任時に地方自治体の担当者が隊員に對して十分に説明する必要があると考えております。

このようなことについて、引き続き、受入れに周知徹底してまいりたいと考えております。〔委員長退席、榎屋委員長代理着席〕

○井上(一)委員 ゼひ、その経費の扱い方について、隊員一人当たり四百万円を上限として特別交付税が行われているのか、お聞きしたいと思います。

○佐々木政府参考人 お答えいたします。まず、地方自治体の担当者に対する研修としては、受入れ体制の整備に係る具体的な留意点や活動支援のあり方を学んでもらうため、全国十カ所でのプロック研修を総務省主催で、地域と共に開催の場合もありますが、研修会を実施しているところでございます。

また、隊員向けの研修としては、初任者研修や、二年目、三年目の人の対象に行うステップアップ研修のほか、任期終了後の起業に向けた、それに特化した研修も実施しているところでございます。

近年、隊員数の増加に伴い、総務省による研修開催が行われているところであり、総務省として

開催が行われているところであります。地

方自治体の担当者と隊員が日々から意思疎通を図り、経費の執行の方法とか、どういう計画でいくことか、十分方向性を共有していることが重要だと思います。

○井上(一)委員 この地域おこし協力隊、平成二十一年に制度ができた、もう十年が経過するとい

うことで、先ほどの地域おこし協力隊の多田さ

ん、この本にも書かれていて、いいことを言つておられるなと思つたんですけれども、全国各地の実例を集めて、地域おこし協力隊員の方が参照できるデータベースをつくる、それによつて成功事例が全国に広がっていくんじゃないのかといふようなことを言わっているんですけど、そうしたデータベースをつくることに関して、総務省の方としてはいかがお考えでしようか。

○佐々木政府参考人 お答えいたしました。

地域おこし協力隊を受け入れている地方自治体から隊員の活動の事例等を収集し、研修で周知するとともに、こうした隊員を受け入れる際の留意点をまとめた受入れの手引にも記載し、地域おこし協力隊員や地方自治体の担当者において参考にしていただいているところでございます。

また、事例集としては、先ほどの多田さんの本もいい本だと思いますし、地域活性化センターの取組として、隊員や隊員OB、OGのほか、受け入れ自治体の担当者等のレポートをまとめた書籍「地域おこし協力隊 十年の挑戦」が間もなく出版されるということも伺つております。

引き続き、全国各地の事例を収集し、隊員や地方自治体の担当者と共有していければと考えております。

○井上(一)委員 その本がまとまるのであれば、全國にいる地域おこし協力隊の方々にぜひ配つていただければというふうに思つています。もう時間がありませんけれども、地域おこし協力隊員の方々のいろんな生の意見、これを大臣が直接お聞きになることで、更に制度がいい制度になるのではないかと私は思つてゐるんですが、お聞きしましたところ、大臣も、直接、地域おこし協力隊の隊員の方からもうお話を伺つていて、うふうにも聞いております。

そこで、大臣として、地域おこし協力隊の隊員の方からいろいろな話を聞いたとは思いますが、ぜひ、総務省の方で、中央の方で会議を開いて、地域おこし協力隊の隊員の方々から率直な意

見を聞いて更に制度を充実させる、そういうような取組をぜひしていただきたいと思うんですが、大臣、いかがでしようか。

○石田国務大臣 この地域おこし協力隊、任期終了後、約六割が同じ地域に定住されているというよつなこともございまして、非常に大きな成果を上げているというふうに思います。

そして、今御指摘いただきましたけれども、私も大臣就任後、去年の十月ですけれども、奈良県の川上村にお伺いして、隊員の方々とかあるいはOBの方とお話しをさせていただきました。本当に起業されている方もおられたり、持続可能な地域社会をつくりたいためには不可欠な人材であると強く実感をいたしました。

さきようはまた、議員からさまざま貴重な御指摘をいただきたわけですがございまして、制度創設から十年目を迎えるということもございます。御指摘のように、これからも、今までの方々、あるいは有識者の方、そういう方々から、あるいは受け入れている自治体、いろいろと聞き取り、意見も聞かせていただきたいというふうに思います。担当部局の方はもう既にいろいろお聞きしていると思ひますけれども、させていただきたいと思います。

○井上(一)委員 ゼひ、定期的に協力隊の隊員の方から意見を聞きながら、この制度を充実発展させていただきたいと思います。

私もやはり地域で回つてみると、非常に元気な方が協力隊の隊員としてやられているので、その意欲を更に守り立てられるような形でやつて、地域が元気になるように、ゼひ、引き続き総務大臣には、この地域おこし協力隊の制度の充実のため頑張つていただきたいと思います。

じゃ、時間となりましたので、質問はここで終わります。ありがとうございます。

○江田委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十七分散会

その中で、先ほど御指摘ありましたけれども、私も非常にもつたいないなと思っておりますのは、せつかく地域おこし協力隊に御参加いただきながら、自治体や受け入れ地域とミスマッチが生じているということをございまして、これについては、隊員として活動する前に二泊三日以上で地域協力活動を体験していただく、おためし地域おこし協力隊を来年度から創設することなどによりましてミスマッチを防いでいきたい、そういう取組も行つていきたいと思っております。

御指摘もいただきました。これまでの課題を検証して改善を重ねていく中で、この地域おこし協力隊制度の発展に向けて取り組んでまいりたいと思つております。

〔柳屋委員長代理退席、委員長着席〕

平成三十一年四月十九日印刷

平成三十一年四月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F